Trust Sixty Foundation

『イギリスとジャージー島の信託』

トラスト60研究叢書

平成16年 3 月

目　次

「はしがき」　樋口範雄 …… 5
「イギリスの2000年受託者法に関するノート」　樋口範雄 …… 9
「イギリス法における信託の終了・変更」　神作裕之 ……27
「ジャージー島信託法の概要」　大塚正民 ……51
「ジャージー信託法管見」　樋口範雄 ……61
「ジャージー島における信託の歴史」　角紀代恵 ……81
「ジャージー信託法における渉外信託」　織田有基子 ……91
「受託者から受益者への情報提供」　久保野恵美子 ……101

付録　ジャージー島信託法条文翻訳　大塚正民 ……125
TRUSTS (JERSEY) LAW 1996 (Amendment No. 3) ……159

「英米における信託法制整備の動向に関する研究会」委員名簿

委員長

樋　口　範　雄	東京大学教授

委　員

大　塚　正　民	弁護士
沖　野　眞　已	学習院大学教授
織田　有基子	北海学園大学助教授
角　紀　代　恵	立教大学教授
神　谷　高　保	法政大学教授
神　作　裕　之	学習院大学教授
久保野　恵美子	東北大学助教授
久　保　淳　一	住友信託銀行法務部

（順不同、敬称略）

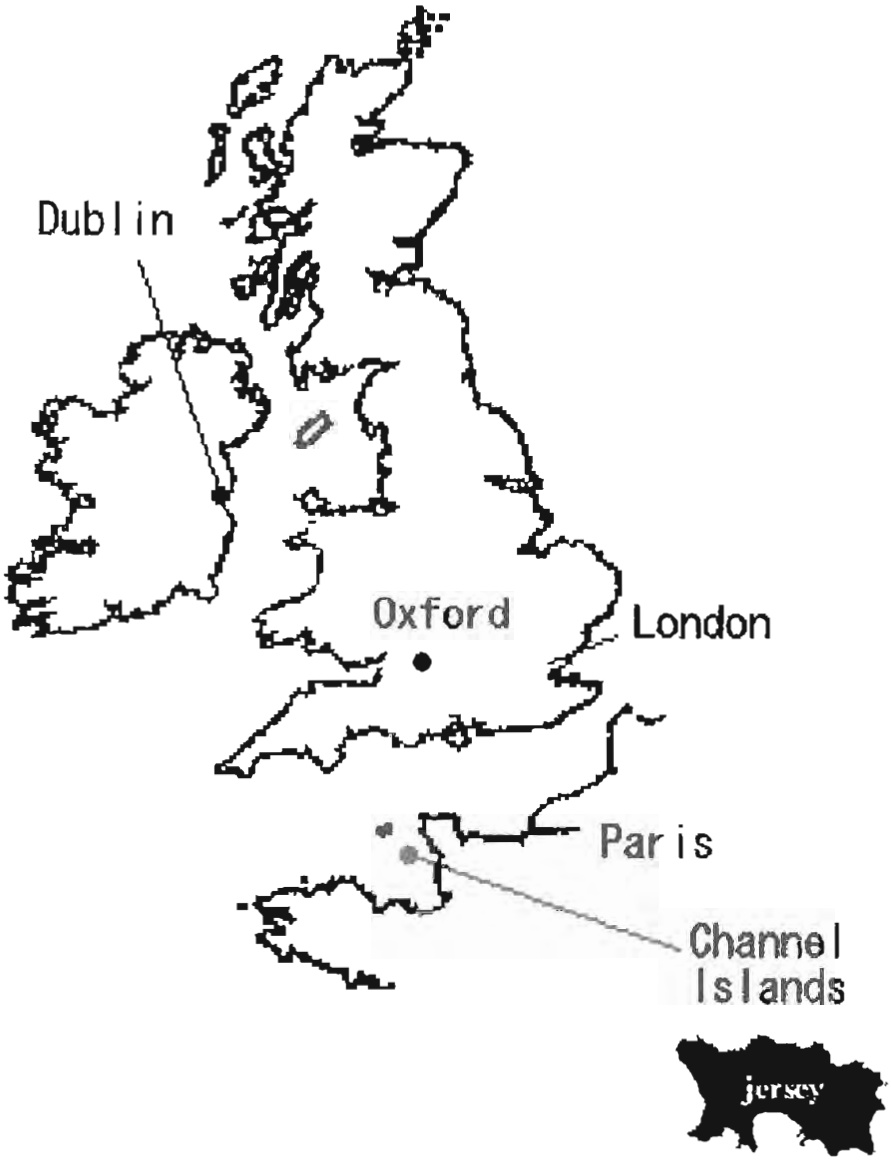

位　置	イギリス本土南から160km、フランス沖から16km
人　口	約85,000人
面　積	116km²
気　候	夏の平均気温20度
公用語	英語
政　府	イギリス（U.K.）から独立した政府を持ち、党派のない政府。
産　業	金融・観光・農業（農業はGDPの5％　1996年）

1066年	ジャージー島がノルマンディー公国（英国王：ウイリアム公）の支配下におかれる。
1204年	ジョン王がフランス国王に屈する。ジャージー島及び英国チャネル湾の島は、フランスの領土とならず英国王に忠誠を誓った。
1341年	ジャージー島及び英国チャネル湾の島が独立政府を樹立。

○ジャージー島は、英国の税法には、縛られていないタックス・ヘイヴン（tax heaven・税金避難区域）の　つ。オフショア・金融センターになっている。金融業が、島の第一の産業になっている。イギリス本土では買い物にかかる付加価値税（VAT）や、相続税その他の税が掛からない。
○運動着などにつかわれる「ジャージー」や乳牛の種類である「ジャージー」は「ジャージー島」に由来している。

はしがき

英米信託法制研究会の名の下に、トラスト60の後援を受けて研究会を始めてもう数年になる。前期においては、アメリカの統一信託法典が2000年夏に採択されたことを受けて、その研究書、大塚正民・樋口範雄編著『現代アメリカ信託法』（有信堂・2002年３月）を刊行することができた。

その勢いをかって今度はイギリス法を中心に研究会を継続することにした。2001年４月のことである。折しも、イギリスでは2000年受託者法が施行されたばかりであり、その意義を確かめることが中心的テーマとなった。

折良く来日されたポール・マシューズ教授は、デービド・ヘイトン教授とともにロンドン大学で信託法を講ずる。そのマシューズ教授とのコンタクトもできて、トラスト60の後援でイギリス調査を行ったのが2002年３月だった。

以下は、その折の訪問先・インタビュー先のリストである。

10日（日曜夕刻）城美智子さんにイギリスの法学教育の話を聞く

（城さんはイギリスで法曹資格を取る勉強をしておられる）

11日（月曜）

10時　Withers 法律事務所（マシューズ教授がパートナーを務める事務所）

Jeremy Arnold（solicitor specialising in international estate planning using trusts）

11時　Lincoln's Inn

John Mowbray QC（the doyen of international trust barristers）

12時　Lincoln's Inn-Robert Ham QC（well-known trust barrister, family and commercial trusts）

15時半　Withers-John Riches（solicitor specialising in commercial trusts）

17時　ロンドン大学 LSE のペナー教授

12日（火曜）

10時　みずほインターナショナル松島茂樹さんと法務部長 Brian Lanaghan 氏

14時半　キングズカレッジへ

15時　ヘイトン教授の信託法セミナー見学

13日（水曜）

9時15分の飛行機でジャージー島へ

11時　Jersey Financial Services Commission（regulator）

12時　Abacus Financial Services Ltd（well-known Jersey trust company）

14時半　Royal Bank of Canada Trust Company（well known bank trust company）

15時45分　Ogier & Le Masurier（well-known Jersey trust law firm）

17時15分　Meeting with The Bailiff, head of Jersey government

14日（木曜）

9時半　Bedell Cristin, meeting Alan Dart（probably the best known Jersey trust lawyer）.

13時過ぎの飛行機でロンドンへ戻る

16時半　Withers法律事務所　マシューズ教授へのインタビュー

15日（金曜）

9時半　Coutts Bank Trust Company, 188 Fleet Street.

夕刻ロンドン発　翌日東京着

調査の主眼は、元来、イギリスの2000年受託者法の意義を調査することにあったが、訪問先の弁護士や法学者は総じてその意義を大きいものと捉えていないことがわかった。むしろ、マシューズ教授のおかげで訪問することになったジャージー島で、オフショア信託の一端に触れることができたことが有益だった。下記はその成果の一部である。なお、信託法に関連した成果は、本報告書を読まれたい。

1）ジャージはジャージー島と関係があるか？

ジャージー島のウールでできたものをこう呼んでいたそうで、大いに関係あり。

2）ジャージー牛乳はおいしいか？

アイスクリームなど食べ、牛乳を飲んで皆おいしいとの証言あり。なお、ジャージー牛は、すでに18世紀に輸入を禁じ、純粋種を維持するようにしているとのこと。狂牛病とも無縁との主張。

3）ニュー・ジャージーはジャージー島といかなる関係にあるか？

17世紀の市民革命当時、ジャージー島が当時のプリンス・オブ・ウェールズであっ

たチャールズ2世を匿った功により、新大陸植民の特許をもらったことに由来する。

4）イギリスからジャージー島へ行くには、パスポートを必要とするか？

不要であるが、飛行機は、international flight　である。

わが国において、金融特区というような構想が描かれているが、ジャージー島はいわばイギリスにおけるその先駆的な例と見ることができる。しかも、便宜的に特区にしたのではなく、イギリス本国と並ぶ歴史を誇るところという素地があった。そうはいっても人口も驚くほど少ない小さな島で、金融情報と信託というスキームを使って大きなことが行われている。

本報告書では、以上の経緯に鑑みて、イギリスの信託法の状況とともにジャージー島の信託につき扱うことにした。これらから、信託の広がりと利用形態の多様性を垣間見ることができる。

ポール・マシューズ教授および財団法人トラスト60に感謝の意を表明し、はしがきの文章としたい。

2004年3月

樋口　範雄

イギリスの2000年受託者法に関するノート

樋　口　範　雄

I　はじめに

イギリスの信託に関する基本法は、1925年受託者法（Trustee Act 1925、以下、1925年法と呼ぶ）である。イギリスにおいて[1]、信託法の教科書の基本的なスタイルは、信託の判例について概説すると同時に、1925年法の相当数の条文につき解説を加えるのを常としている。ところが、2000年11月、イギリスの国会は、その名も同じ受託者法（Trustee Act 2000、以下、2000年法と呼ぶ）を可決し、2001年２月から施行した。この法律は、この75年間で最大の改革をしたものだという声もある[2]。

だが、そうはいっても、新法は1925年法を完全に廃止したわけではなく、重要部分につき改正を加えたものであるから、今後の教科書の扱いでも、2000年法だけを扱うのではなく、1925年法にも言及する部分が残る。そもそも、いったい、イギリスでは、包括的な法典化をすることが稀であり、2000年法を見れば、信託法の全部はもちろんんのこと、ほとんどの要点を網羅したことにもならない。この点は、同じ2000年に採択されたアメリカの統一信託法典と対照的である[3]。

そうだとしても、現代イギリス信託法の動向を知る上で、やはり2000年法は、逸することのできない研究対象である。本稿は、この新しい受託者法の意義の簡単な紹介である。ただし、その意義の正確な把握には、イギリスにおける信託と信託法の現状および問題状況の理解を必要とする。それは、言うほどに容易な作業ではない。

そこで、本稿では、オーストラリアのアデレード大学で信託法を講ずるライト教授[4]の論稿を一部紹介しながら、いわばコモン・ローの共通の伝統を担う専門家の眼を借りることで、2000年法の特色と問題点を明らかにすることにした。その契機となったのは、2001年６月13日に東京大学で行われた東京大学法学政治学研究科附属比較法政センターでの、第106回比較法政セミナー「オーストラリアから見たイギリス信託法改正」である。たまたま数日間来日されることになったライト教授に前もってお願いし、上記のテーマでのプレゼン

1　本稿の関心は、2000年受託者法の意義にあるが、同法第42条４項にあるように、同法は、イングランドおよびウェールズにのみ適用される。本稿で「イギリス」とある場合、イングランドおよびウェールズを指すものとする。

2　Stephen Pallister and Zoe Hooper-Smith, The Trustee Act 2000 – a major change – the Trustee Act 200 brings in the biggest change to trust law in England and Wales for 75 years, Law Society Gazette, 8 February 2001, vol. 98, No. 6 at 51 (PRACTICE POINTS).

3　アメリカの統一信託法典（Uniform Trust Code）については、大塚正民・樋口範雄編著『現代アメリカ信託法』（有信堂・2002年）を参照されたい。

4　David Wright 氏は Senior Lecturer, University of Adelaide という地位にある。

テーションをしていただいた。本来は、オーストラリアでの信託の動向についてうかがうのが筋かとも思ったが、あえてこのようなお願いをしたのには、２つの事情がある。

第１に、これには先例がある。ただし、イギリス法ではなくアメリカ信託法についてである。この十数年の間の、アメリカでの信託法改正の動きには急なものがあった。いわゆるプルーデント・インヴェスター・ルールの採択を初めとして、内容にも注目すべきところが少なくない。この動きの重要な一翼を担うのが先にも言及した2000年夏の統一信託法典（Uniform Trust Code）採択である。私は、他の幾人かの研究者とともに、統一信託法典の草案作成の過程を追いかける過程で、草案がほぼ完成した1999年秋、主任起草者のディヴィド・イングリッシュ教授とともに、オーストラリアのメルボルン大学法学部のマイクル・ブライアン教授をゲストとして招聘し、ワークショップを行うことを企画した。日米法学会ワークショップ「アメリカ統一信託法の策定」がそれである[5]。アメリカの統一信託法典案の意義を理解するうえで、英米法諸国のうちアメリカ以外の国の専門家も招いて、比較法的視座からコメントしてもらうのが、有意義ではないかと考えたからである。実際、それはきわめて有効な手法だったので、今回、イギリスの新しい動向を理解するうえで再びオーストラリアの専門家の力を借りることにした。

第２に、このような試みが可能になる背景には、信託が一国だけのものではなく、国境を越えて利用され、あるいは１つの国の信託法改正作業が他の国にも影響するという意味で「信託の国際化」が生じているという現象と、信託法につき古くからの伝統をもつ同じ英米法国でありながら、信託の利用法や信託法の細かなルールにつき、重要な差異があるという事情がある。とりわけ、信託の母国イギリスにおける信託法の改正に対し、オーストラリアやニュージーランドには、それを自分たちの問題として身近に考える素地があり、東京でのワークショップがなくとも、オーストラリアの専門家ならば必ず注目していたであろうということがある。実際、ライト教授は、東大でのセミナーを契機として、長文の論文をまとめ、2001年夏に、その草稿を私にも送ってくれた。本稿でふれるのはこの論文である[6]。

5　参照、ワークショップ「アメリカ信託法の策定」アメリカ法2000－２号187－204頁（2000年）。さらに、前掲注３）の文献も見られたい。

6　David Wright, The Death of Trusts？（2001）. なお、この論文は、現時点で、活字の形では未公表である。ただし、東京大学で行われたセミナーの記録は、2001 Vol. 4 No.2 ICCLP Review at 75－76（英文版）、74－76（和文版・樋口による報告）で見ることができる。ICCLP Review とは、東京大学大学院法学政治学研究科附属比較法政国際センターの刊行している雑誌である。また、ライト教授自身（david.wright@adelaide.edu.au）にメイルで連絡して入手を図るという手段もある。

いずれにせよ、重要なポイントは、信託が比較法の題材としても興味深い対象であり、比較法的見地から眺めることによって、それぞれの国において信託および信託法の抱える問題がいっそう明らかになるということである。ライト教授は、イギリスの2000年受託者法について語る。それによって明らかになるのは、外から見たイギリス信託法の動向であるばかりでなく、オーストラリアやその他のコモン・ロー諸国における信託法の状況でもある。

次項以下において、ライト教授の説くところを基軸に据えながら、2000年法の要点を紹介する。ただし、その全体像を満遍なく紹介することはせず、受託者の注意義務の問題に焦点をあてたものであることを予め了承されたい。

Ⅱ　2000年受託者法の意義

（1）はじめに

2000年法は、法律委員会（Law　Commission）が公表した「受託者の権限および義務」（Trustees' Powers and Duties）と題する法改正要綱案に基づき成立した[7]。

同法は、イギリス信託法の改正点として、5つの重要な論点をカバーした[8]。これらは実務上重要とされる点であり、実務の現状を追認し、全体として、信託法の現代化を意図したものである。

①受託者の負う注意義務の基準を明定した。従来のコモン・ローによる基準は、ordinary prudent man of business（通常の慎重なビジネスマン、または通常の慎重な人）であったが、その内容には不明確な点があった。2000年法第1条は、「当該状況に照らして合理的な注意と技能を行使しなければならない（he must exercise such care and skill as is reasonable in the circumstances)」と定め、かつ「当該状況に照らした」判断には、受託者の有する、または有すると表示した専門的知識や経験が特に重要な要素となると明示し、それだけ、ケース毎に応じた過失判断ができるようにした。

7　法律委員会が Trustees' Powers and Duties： Giving Trustees The Powers They Need と題する中間要綱（Law Commission Consultation Paper No 146）を公表したのは、1997年6月26日である。それに対するパブリック・コメントを募集し、さまざまな議論を経て最終報告書 Trustees' Powers and Duties, Law Commission Report 260 - jointly with the Scottish Law Commission： Scot Law Com No 172 が出されたのが1999年7月21日、それに基づく法案が国会で可決されたのが2000年11月ということになる。なお、これらの中間要綱や報告書は http://www.lawcom.gov.uk/misc/property.htm からインターネット上でアクセスすることができる。

8　Wright, supra note 6, at 3.

②受託者の投資権能を広く認めた。従来は、昔ながらの投資リスト・ルールが残存していたところ、今回の改正で、どのような投資でもそれが注意義務に反しない限り、取り入れることが可能になった。

③土地の取得権能が明文で認められた。これは、②と重複し、受託者の権限を柔軟に広く認める点で同様であり、まとめて良さそうなものだが、イギリスの信託の伝統では、土地は特別なものと考えられており、それに関する受託者権限の拡張は、別に一項を立てるに値するとみなされている。

④代理人の利用が柔軟にできるようになった。従来は、受託者が自ら職務を行わなければならないとする自己執行義務が広く行われていた。新法はそれを大きく緩和した。

⑤受託者の報酬は、従来、信託からの利益（したがって、受託者は信託から利益を得てはならないという原則との調整が常に意識されるもの）と考えられてきたが、2000年法では、受託者の提供するサービスへの支払いとして承認された。これも昔ながらの名誉職的な受託者像からの変化である。

（2）注意義務の内容

ライト教授によれば、これらの変更点のうち、注意義務の部分だけは大きな問題をはらむという[9]。

2000年法は全体で43条、6部（parts）に分かれる。6部は次のような表題をもつ。

第1部（1－2条）注意義務（The Duty of Care）

第2部（3－7条）投資（Investment）

第3部（8－10条）不動産の取得（Acquisition of Land）

第4部（11－27条）代理人、名義人、および保管人（Agents, Nominees and Custodians）

第5部（28－33条）報酬（Remuneration）

第6部（34－43条）雑則および補足規定（Miscellaneous and Supplementary）

注意義務に関する規定は冒頭におかれている。

◆第1条　注意義務

9　Wright, supra note 6, at 3.

（1）本条の義務が受託者に適用される場合には、常に、受託者は、当該状況に照らして合理的な注意と技能を行使しなければならない。その際には、特に次に掲げる点に留意しなければならない。

(a) 受託者が有し、または有すると表示した特別な知識もしくは経験に照らした基準によること、および、

(b) 受託者が、業として、または専門家として、受託者の行動をする場合には、当該事業や専門家として行動する人に期待されるのが合理的な特別な知識もしくは経験に照らした基準による。

◆第2条　注意義務の適用

いかなる場合に、本条の注意義務が受託者に適用されるか否かは、付則1（Schedule 1）が定める。

第2条を見ると、実は、付則1が重要だということがわかる。そして、付則1は7項目から成り、第1項から第6項までは、第1条の注意義務の基準が適用される範囲を定め、第7項では、さらに免責条項をおいてそれを排除することができると規定する。注意義務の排除の問題は特に重要なので項を改めて後に扱うことにし、2000年法の定める注意義務の内容につき、論点別に整理すると、以下のようになる。

【論点1】注意義務の適用範囲は何か。

卒然と2000年法第1条を読むと、受託者の注意義務に関し、一般的に統一的基準を定めたかに見えるが、そうではない。先に述べたように、付則1の第1項から第6項で指定された受託者の行為についてのみ、新たな基準が適用される[10]。

ただし、その範囲は相当に広い。2000年法のカバーする領域、具体的にいえば、信託財産に関する投資権限の行使、投資方針の定期的検討、不動産の取得および管理、代理人・名義人・保管人の選任・その後の審査、信託財産に保険をつけることなど、すべて対象に入る。

だが、あくまでも形は限定列挙であるから、付則1の6項目に掲げられていない事項に

10　Penelope Reed & Richard Wilson, The Trustee Act 2000：A Practical Guide 14, 26 (Jordans 2001).

ついては、従来の判例法による基準、すなわち、ordinary prudent man of business（通常の慎重なビジネスマン）がどのように行為したかが基準となる。残る主な領域としては、

①受託に際し、信託財産を自らの支配下におく行為、

②信託財産の保管・管理（投資運用をのぞく部分）、

③信託に関係した訴訟に関する行為、などがある[11]。

要するに、受託者の注意義務に関し、今や二重の基準が適用される体制となった。法案作成過程における法律委員会の報告書では、2000年法に定める基準は、これまでの判例法上の義務を明文化するに過ぎないとしていたが[12]、まず対象範囲の点で、そうはならなかった。たとえば、受託者が投資権限を行使するあらゆるケースというように[13]、実際上、新法の適用される範囲は相当に広い範囲をカバーしているから、問題が少ないように思われるが、逆に、なぜこのような二重体制をとらねばならぬのかが疑問である。あるいは、イギリスにおける制定法が、包括的な性格をもたないことの反映であろうか。ただし、次項で述べるように、仮に2000年法の基準が従来の判例法を明文化しただけだとすれば、あるいは少なくともそう大きな相違はないというのであれば、この問題は、見かけほどの重要性はないことになるが。

【論点２】従来の基準とどこが異なるか。

すでに述べたように、受託者の注意義務について、これまでの判例法では、ordinary prudent man of business（通常の慎重なビジネスマン）が基準になるといわれることが多かった。先例として、どの教科書においても1883年の判例が引用される[14]。そこでは、受託者がブローカーの書面による約束を信じて１万5000ポンドを証券に投資し、後に詐欺であることがわかった時点ではブローカーも破産しており、信託財産の損失を来した事案で、次のような判示がなされ、受託者の責任が否定された。

「受託者に対し、通常の慎重なビジネスマン（an ordinary prudent man of business）が採用し事業を営む以上の注意・警戒をするようにさせることは、決して合理的なことではない」。

---

11 Paul Matthews, The Trustee Act 2000, at 3. これは、2002年２月14日信託協会で行われた講演の草稿である。邦訳　ポール・マシューズ（新井誠訳）「英国2000年受託者法」信託210号68頁（2002年）。
12 Law Com No 260, para 2.35.
13 See Schedule 1, para. 1 of the Trustee Act 2000.
14 Speight v Gaunt（1883）22 Ch D 727.

そこで、まず問題とすべきは、この基準の意義が、その後の判例の発展でどのようなものと考えられてきたかである。これについては、概略、次のようにまとめることができる[15]。

①用語としては、ordinary prudent man of business の他に、ordinary prudent man や[16]、man of ordinary prudence[17]なども用いられており、man of business（ビジネスマン）という要件を常に要求しているわけではない。要するに、受託者がビジネスマンであれば、通常の慎重なビジネスマンと同様に、ビジネスマンでなければ、通常の慎重な人と同様に行為することが求められるということである。

②自らの財産を管理運用する場合と同様でいいかといえば、そうではなく、「受託者が倫理的に面倒を見なければならないとされる『他人』の利益のために投資をするとすれば行使したであろう注意と技能を用いる義務」[18]であるとされてきた。もっと直接に、危険な投資は避けなければならぬと明言する判例もあった[19]。Prudent はまさに「慎重な」と訳すべき意義を担っていたわけである[20]。

③市場の下落など一般的経済状況による損失は、受託者の責任ではない。1896年の判例では、「受託者は保証人ではない、保険者でもない。(trustee is not a surety, nor is he an insurer.)」という判示を交えて、受託者が責任を負うのは、何らかの違反があった場合に限ると明言されていた[21]。

④有償の受託者と無償の受託者とで注意義務の基準が異なるかについては争いがあった。有償の場合には、高い厳しい基準が適用されると述べる判例もあったが[22]、それには逆に無償の受託者に緩やかな基準を適用するという裏面があり、それは望ましくないとする反対論と[23]、実際の判例を見ると、むしろ判例法の大勢は異なる基準を認めていないとする主張が強くなされていた[24]。

---

15 See, e.g., James Penner, The Law of Trusts 285－291（2 d ed, Butterworths 2000).
16 Re Whiteley（1886）33 Ch D 347.
17 Learoyd v Whiteley（1887）12 App Cas 727, HL.
18 Re Whiteley（1886）33 Ch D 347 at 355.
19 Learoyd v Whiteley（1887）12 App Cas 727 at 733, HL（Lord Watson).
20 アメリカにおける prudent man rule が、かつては「慎重人ルール」と訳されるものであったが、現在の prudent investor rule は「合理的な投資家ルール」と訳すべきものに変容していることにつき、樋口範雄『フィデュシャリー［信認］の時代』186－209頁（有斐閣・1999年)。
21 Re Chapman［1896］2 Ch 763, CA（Lindley LJ).
22 Bartlett v Barklays bank Trust Co Ltd［1980］Ch 515, at 534（Brightman J)（ただし、ここでは有償無償ではなく専門家・非専門家の区分で論じられている）；Re Waterman's Will Trusts［1952］2 All ER 1054, at 1055（Harman J).
23 Penner, supra note 15, at 288－289.
24 Jobson v Palmer［1893］1 Ch 71, at 76（Romer J）；Nestle v National Westminster Bank plc［1994］1 All ER 118, CA. なお、アメリカ法でも、一般に、有償・無償に関係なく、受託者の注意義務の基準が同一とされていることにつき、樋口範雄『アメリカ信託法ノートⅡ』43頁（弘文堂・2003年)。

では、2000年法は、これらをどのように変えたのか。上記4点に対応する形で、以下、整理してみる。

①文言上、誰か基準になる人（たとえば、通常の慎重な人）になぞらえる方式はとらず、当該受託者の行為基準として「当該状況に照らして合理的な注意と技能を行使しなければならない（he must exercise such care and skill as is reasonable in the circumstances)」という規定の仕方になっている。

しかし、合理的な注意と技能を行使したか否かは、結局、合理的な人（ordinary man of prudence or reasonable man）ならするような行動に出たか否かで判断されるので、規定ぶりの相違に、大きな意味があるとはいえないと考えられる[25]。

②従来のルールでは、自分の財産を扱う場合と「他人の」財産を預かる場合とで区別がなされ、明らかに、受託者には前者の場合より慎重な対応が求められていた。だが、2000年法には文言上そのような規定はないので、その点が変更されたか否かが問題となる。アメリカのプルーデント・インヴェスター・ルールにおいて、「他人の財産を管理する者として」という要素が規定上外されたことも参照に値する[26]。

だが、信託の目的や受託者の預かっている信託財産の性質は、すべて「当該状況に照らして」という中に判断要素として含まれると見ることもできるから、明確な変更があったといえるかは難しいところである。

③2000年法は、投資その他の場面での注意義務の基準を定めており、注意義務違反がない限り責任を負わないのは当然とされている。

④有償・無償の区別はしていない。ただし、第1条は、受託者の有する、または有すると表示した専門的知識や経験が特に重要な判断要素となると明示したので、専門的受託者に高い厳しい基準が適用されることに疑いはない[27]。そして、専門的受託者は、通常、有償で働く者であるから、このような形で、有償受託者に課される注意義務の基準が高いことが明確にされたと考えられる。もっとも、素人が報酬を得て受託者となった場合には、こ

25　Reed & Wilson, supra note 10, at 26 では、意味上の変更はなく、どのような場合にも当該状況を勘案して柔軟な対応をすることができることを明示しただけだとする。

26　樋口、前掲注20）200頁。

27　ただし、第1条（a）号と（b）号の抵触する可能性が指摘されている。すなわち、仮に、専門的受託者が依頼人（委託者）に対し、自らの投資能力がある分野につき十分でない旨を開示した場合、(a) 号によって基準が緩和されるのか、それとも（b）号によって、やはり専門家としての基準で判断されるのか、が問題となる。言い換えれば、(a) 号が注意義務の基準を高める場合にだけ適用されるのか、そうではなく低くする場合にも適用があるのかという問題である。Reed & Wilson, supra note 10, at 12－13 では、専門的受託者については、依頼人に経験不足その他を伝えたとしても、専門家としての高い基準が適用されるとする。

の規定の適用はない。

このように見てくると、2000年法がコモン・ロー上の注意義務をどれだけ変更したのかについて、現時点ではいまだ明快な解答は出されていない。先に述べたように、そもそも法案作成過程における法律委員会の報告書が、これまでの判例法上の義務を明文化するに過ぎないとしていたことが想起される[28]。いずれにせよ、新法についての今後の裁判所の解釈を待つほかはない。

さらに、2000年法が専門的受託者に対し明確に厳しい注意義務を課した点に、仮に新しさを認めらるとしても、実務では、ほとんどの場合、注意義務に関し免責条項を入れない限り専門的受託者は信託を引き受けないという[29]。そうだとすれば、専門的受託者についても注意義務の基準をめぐる議論はそれほどの実際的重要性をもたない可能性がある。むしろ注意義務の排除、言い換えれば免責条項の有効・無効という問題こそ大きな意味があり、2000年法が付則においてそれを明定した点に注目すべきである。

（3）注意義務の排除：免責条項に対する伝統的な立場

2000年法付則1の第7項は次のように規定する。

◇付則1第7項 注意義務の排除

（本法の定める）注意義務は、信託証書上、当該注意義務は適用しないことが明らかな場合、適用されない。

ライト教授は、ここで許されている免責条項（exemption clauses）は重要なポイントだとする[30]。受益者に対する受託者の義務は信認義務（fiduciary duty）と呼ばれ、信託を特徴づける要である[31]。契約関係には通常課されない義務が、受託者にだけ課される。義務の源泉は当事者の合意ではなく、エクイティの裁判所にある。だが、他方では、信認義務の定めも任意規定であり、委託者が義務を免除したり緩和することが可能だとされる[32]。実際、

---

28 Law Com No 260, para 2.35.
29 Richard Edwards & Nigel Stockwell, Trusts and Equity 309（Longman 5 th ed. 2002）は、専門的受託者に厳しい基準が適用されるか否かの議論は「純粋に学問上のもの（purely academic）」にすぎないとする。
30 Wright, supra note 6, at 1 and 4.
31 Wright, supra note 6, at 4. なお、一般的には、樋口、前掲注20）の文献参照。
32 アメリカ信託法の基本的な任意法規性につき、大塚・樋口、前掲注3）第1章参照。

受託者のための免責条項を信託条項に挿入することは、日常的に見られる。そこで、このような免責条項がどこまで認められるかが問題となる。あらゆる信認義務を免除すれば、当事者の関係はもはや信託とはいえなくなる。

このような文脈において、注意義務の排除を認める付則1の第7項が問題となるわけである。オーストラリアのライト教授は、この問題につき、コモン・ロー諸国での伝統的な立場はこうではなかったとして、比較法的知見を示す[33]。

①オーストラリア法

オーストラリアにおいては、受託者の注意義務の排除に関する先例はほとんどない。わずかに、同国を代表する信託法の教科書に次のような記述を見ることができる。

「受託者が、過失によりまたは不誠実に（negligently or in bad faith）信託違反をおかした場合、それを予め免責する信託条項に関し、イギリスやオーストラリアの裁判所が正確にどのような態度をとるかを示す先例は実に少ないが、スコットランドやアメリカの先例は、この点で明確かつ一貫しており、その故に相当の説得力を有する」[34]。

そして、オーストラリアにおいて、裁判所の判示の中でこの問題に少しでもふれたものとして、ニュー・サウス・ウェールズ州のヤング裁判官による、次の言明を紹介する。

「私は、当事者が責任を制限することが問題になるとは思わない。ただし、次の2つの例外を除く。それは、責任の排除が過失と信託違反に関する場合であり、裁判所はそのような条項に対しきわめて注意深く接し、可能な限り限定的に解釈するであろう。裁判所は、このような条項が詐欺を覆い隠すものとして利用されるのを許さない」[35]。

以上のような考察から、オーストラリア法はそれ自体明確ではないが、スコットランドやアメリカ法の影響を受ける可能性が強いというのが、ライト教授の見解である。

②スコットランド法

スコットランド法の先例としては、まず1888年という古い判決の判示が注目される。

「スコットランド法では、受託者の側で誠実さ（bona fides）と矛盾するような行動をし

33 Wright, supra note 6, at 5－16.
34 Ford & Lee, Principles of the Law of Trusts para 18060（2 d ed. LBC, Sydney, 1990).
35 McLean v Burns Philip Trustee Company Pty Ltd., (1985) 2 NSWLR 623 at 640－641（Young J. この事件では、詐欺の要素はないとして、責任制限条項の効力が認められている。したがって、この部分は傍論である）。
36 Knox v Mackinnon, (1888) 13 App Cas 753 at 765（Lord Watson).

た場合、このような条項（受託者のための免責条項）が、重過失（culpa lata）の結果まで、受託者を保護する効果を持たないことはすでに十分確立している」[36]。

同様に、1889年には、受託者がベンチャー企業に投資し、信託財産に穴をあけて、免責条項による抗弁を提出したスコットランドの事件が貴族院に上告され、貴族院が、投資に先立って適切な調査を行っていなかったことが重過失にあたるとして、免責条項によって救われないと結論づける事件もあった[37]。

これらの2件は、いずれもスコットランドの事件ではあるが、どちらもイギリスの貴族院に上告され、貴族院が判決を下している。これは、次項におけるイギリス法の伝統的な立場を推測させる。なお、スコットランドの裁判所自身のものとしては、1925年に次のような判示がある。

「信託証書においていかに受託者の免責を定める条項がおかれたとしても、それらが、受託者としての義務を無視してよい、言い換えれば、不注意に義務を果たすことを許可するものとして解釈することができると想像するのは困難である」[38]。

以上のように、スコットランド法では、少なくとも重過失免責を認めるような免責条項は効力を否定されると考えられる。

③イギリス法[39]の伝統的な立場

イギリス法における伝統的な立場を明確に宣言した先例はない。だが、1861年および1880年の判決で、共同受託者がおかれている信託につき、自らに過誤がない限り、別の共同受託者の信託違反について免責を定める条項を有効と認めながら、傍論で、自らの重過失や個人的な非行まで免責する条項については別異に解すると述べた例がある[40]。先のスコットランドの事件に関する貴族院の判示ともあいまって、イギリス法の伝統的な立場は、受託者につき重過失や詐欺的な行為があった場合まで免責する条項は無効とするものであったと、ライト教授は述べる[41]。

④アメリカ法

---

37 Rae v Meek, (1889) 14 App Cas 558.
38 Clarke v Clarke's Trustees, 1925 SC 693 at 707 (Lord President Clyde).
39 繰り返しになるが、ここでのイギリスはイングランドおよびウェールズ法を意味する。前掲注1）参照。
40 Wilkins v Hogg, (1861) 31 LJ Ch 41 at 43 ; Pass v Dundas, (1880) 43 LT 665.
41 Wright, supra note 6, at 7 −8.

アメリカ法の立場を見るには、まず有名なスコットの教科書によるのが便宜である。

「免責条項がいかに広範な定めをおいていたとしても、受託者は次のような場合に責任を免れることはできない。受益者の利益に対しまったく無関心に、不誠実もしくは故意に信託違反をおかした場合、または信託違反によって個人的に利益を得た場合」[42]。

同書は、さらに続けて、通常の過失責任についてすら、少なくとも専門的受託者についての免責条項は公序に反し無効と解する傾向もあるが、特にその旨を定める制定法がない限り、それは有効であると記述する[43]。要するに、重過失や故意についての免責は当然無効だという趣旨である。

同様に、もう1つの代表的概説書であるボガートにも、次のような記述が見える。

「明らかに、重過失や不誠実な行為の結果に対する責任まで、受託者を免責することは公序に反するとみなすべきである。そのような免責を認めれば、横領や望ましくない怠慢を助長することになる」[44]。

以上のように、アメリカ法は、明らかに受託者の免責条項に一定の枠をはめている。

ライト教授によれば、ニュージーランド法やカナダ法も、同様の立場をとる[45]。要するに、これまでのコモン・ロー諸国のとる立場は、詐欺的行為はむろんのこと、さらに重過失についてまで免責を認めるような条項は無効とされてきたという点で、相当程度一致していたのではないかということである[46]。

（4）注意義務の排除：Armitage 判決と2000年受託者法付則1の第7項

ところが、1997年、イギリスでは、受託者に対し重過失免責を認める明確な判決が出された。それが Armitage v Nurse 判決である[47]。

本件は、簡単にいえば、農地を信託財産とする信託において、信託条項に次のような条

42　A. W. Scott & W. F. Fratcher,　Ⅲ The Law of Trusts §222.3, at 391（Little, Brown & Co. 4 th ed. 1989).
43　Id.,　§222.3, at 392.
44　Bogert & Bogert, Trusts and Trustees §542（West Pub. Co.,　2 d rev. ed. 1977).裁判例としては、たとえば、Brown v. Fidelity Trust Co.,　250 F. 321,　at 325（3 d Cir. 1918）（重過失または不誠実になされた行為まで免責する限りで、免責条項は無効と明示している)。
45　ニュージーランドにつき、Robertson v Howden（No 2）（1892）10 NZLR 609。カナダにつき，In re Poche（1984）6 DLR（4 th）40 and Cullity, Judicial Control of Trustees' Discretions, 25 U of Toronto L J 99（1975). さらに、Ontario Law Reform Commission も1984年に公表した報告書で、免責条項に対し厳しい態度を打ち出している。Penner, supra note 15, at 360.
46　なお、免責条項をめぐるアメリカ法とイギリス法を比較した論稿として参照、Paul Matthews, Trustee Exoneraiton Clauses and Comparative Law,　14 Trust Law International 103（2000).
47　Armitage v Nurse,　〔1997〕 3 WLR 1046.

項（第15項）が含まれており、その有効性が争われた事件である。

「原告のための信託財産の元本または収益につき、何が原因であれ損失が生じた場合に、受託者はこれらの損失につき何ら賠償責任を負わないものとする。ただし、受託者自身の現実の詐欺的行為（his own actual fraud）による場合を除く」。

問題となったのは、本条項が、重過失の場合も受託者を免責する効果をもつか否かである。まず、同条項がどのような意味をもつかにつき、ミレット裁判官は次のような解釈を示した[48]。

「私の判断では、この条項の意義は明々白々で、曖昧なところがない。まさに、受託者は、自らの現実の詐欺的行為による場合を除くほか、どのような原因によるものであっても、信託財産の元本または収益に生じた損害に対し賠償責任を負うはずがないという趣旨である。第15項は、受託者に不正直な意図（dishonest intention）がないのであれば、信託違反に対する責任を排除するために適切な条項であり、受託者の行為は免責される」。

原告の弁護人は、この場合の詐欺的行為（fraud）には、エクイティ上の詐欺（equitable fraud）も含むとして、意図的な不正直さのある場合に限定されないと論じていた。だが、ミレット裁判官によれば、

「現実の詐欺的行為（actual fraud）は、そのままの行為を意味する。擬制的詐欺（constructive fraud）やエクイティ上の詐欺は意味しない。現実の（actual）という用語は、これらを排除するために意識して選ばれたものである」。

そして、この場合、少なくとも、「受託者が、受益者の利益に反することを知りながら、または受益者の利益に反するか否かにつきまったく顧慮しない無責任な態度で、当該行為を行うこと」を意味すると説明した。さらに最も重要なことは、このような解釈による、この免責条項は、法にも公序にも反しないとしたところである。

本件の受託者の行為は、せいぜいで重過失として非難されるものである。そのような事実認識のうえで、ミレット裁判官は、重過失免責を認める条項は有効であると結論づけた。前項で紹介したような貴族院の先例等につき、彼は、次のように述べてその効果はないとした。

「これらのケースは、すべて19世紀において標準的だった条項およびそれに類似した条項の解釈が問題になったケースである。今世紀になって一般化した、もっと広い内容の条

48　以下に紹介する判示につき、see Armitage v Nurse,　[1997]　3 WLR 1052～58.

項に関するものは存在しないし、明確に重過失免責の効果をもたせようと文章化された適切な条項が公序に反するという趣旨の先例となるものでもない」。

ミレット裁判官は、重過失免責を同じように認めた1996年のジャージー島の判決を引用しつつ[49]、本件の免責条項を有効と認め、受託者の責任を否定した。

そして、2000年法付則1第7項は、「(本法の定める) 注意義務は、信託証書上、当該注意義務を適用しないことが明らかな場合、適用されない」と明示し、注意義務に関する免責条項を広く認める立場を確認した。ただし、2000年法の制定過程において、(立法府の一部としての) 貴族院の審議中、高名な法律家でもあるグッドハート卿は、専門的受託者が免責条項に頼るのを公認することは専門家の責任を否定するものだと主張し、付則1の第7項に強い反対を示した[50]。

(5) 免責条項の今後

以上のような免責条項をめぐる動向につき、注意すべき点を改めてここで摘示し確認しておきたい。

①明らかに、現在のイギリス法と、たとえばアメリカ法とでは、免責条項に対する態度に相違が見られる。前者は、重過失を含む過失免責を有効とするのに対し、後者はそうではない[51]。

②イギリスの議論の対象とされているのは、注意義務に関する免責条項である。受益者に対し受託者の負う信認義務 (fiduciary duty) は、大きく分けて注意義務と忠実義務に分かれるが[52]、忠実義務を外して受託者が自らの利益を図ることを認める条項については、それと異なり厳しい態度がとられている[53]。このことは、2つの義務の性格の違いを浮き彫りにする結果にもなる[54]。

③免責条項をめぐる議論は、2000年法の付則1第7項の制定をもって決着したとはいえ

---

49 Midland Bank Trustee (Jersey) Ltd v Federated Pension Services Ltd [1996] PLR 179. ジャージー島は、英仏海峡諸島の1つで、オフショア信託の設定地として有名なイギリスの属領である。

50 Wright, supra note 6, at 16－17 citing Hansard, vol. 612, column 382 ff.

51 See, e.g, Matthews, supra note 46, at 107.

52 アメリカでのこのような分類につき、樋口、前掲注20) 178頁以下。

53 See, e.g., David Hayton, The Irreducible Core Content of Trusteeship, in Oakley ed., Trends in Contemporary Trust Law 58－60 (Clarendon Press, Oxford 1996). Matthews, supra note 11, at 4 も、2000年法は、受託者の忠実義務や公平義務について何ら変更するものではないと述べる。

54 注意義務と忠実義務の性格の相違につき、樋口、前掲注20) 184－185頁。また、イギリスで注意義務だけを問題にして、受託者の責任を否定した判例について、公平義務の観点を突いたら結論が異なったのではないかと示唆する例もある。Penner, supra note 15, at 362. 公平義務は、注意義務というよりむしろ忠実義務に近い性格をもつからである。公平義務の性格については、樋口、前掲注24) 160頁以下。

ないようである。グッドハート卿の強烈な反対論も影響してか、大法官は、継続する信託法改正作業の中で、免責条項の問題を取り上げると明言している[55]。その結果、近い将来、付則1第7項が廃止される可能性すらあるとの指摘さえなされている[56]。

Ⅲ 結びに代えて

2000年法は、受託者の注意義務を定める規定から始まる。だが、本稿で紹介したように、それがどれだけ画期的な意義を有するかには疑問が残る。しかし、受託者に対し投資権限を広く認める部分や、自己執行義務を大きく緩和し、代理人等を使用する権限を認める部分の意義は広く認められている。とりわけ信託の歴史の長いイギリスにおいて、数十年前に作成された古いタイプの信託証書に基づき、信託を実施する受託者にとっては、新法の制定によって、柔軟で合理的な職務の実現が可能になるといわれる。また、そこに現れた規定の方向性は、アメリカのプルーデント・インヴェスター・ルールと同様なものであると思われ、一方で信託の国際化の一翼を担うものと評価できる反面、他方で、細部の相違が比較法的関心を呼び覚ますものにもなっている。

しかし、2000年法は、イギリスにおいて、制定法による法改正の限界をも示す。同法はイギリス信託法の全面的法典化を目指すものではなく、一定の限られた効果だけをねらいとする。しかも、それすら、今後、従来の判例法を背景にした解釈論が裁判所で検証されて初めてその意義が明らかになる部分が少なくない。

だが、そうはいっても、イギリス信託法の改正作業として、2000年法は相当の意義を有するというべきである。とりわけ、今後、わが国においてイギリスの1925年法より古いわが信託法の改正が真剣に議論される場合、必ず参照すべき資料となろう。

◆後記◆

初出；NBL 2002年6月15日号（No.739）

（転載を許可いただいた商事法務 NBL 編集部に感謝申し上げます。）

---

55 Hansard, 14 April 2000, at para 394, per Lod Irvine of Lairg LC. 実際、すでに1999年には、Trust Law Committee. Consultation Paper： Trustee Exemption Clauses という要綱案も公表されている（内容は、http://www.kcl.ac.uk/depsta/law/tlc/consult.html で見ることができる）。

56 Reed & Wilson, supra note 10, at 25. たとえば、重過失免責に反対する論稿として、McCormack, The Liability of Trustees for Gross Negligence, [1998] 62 Conv 100, 104－07.

イギリス法における信託の終了・変更

神　作　裕　之

Ⅰ　はじめに

コモン・ローの大きな特色であり最大の成果と目される信託および信認関係についての規律は[1]、イギリスとアメリカを比較してみれば明らかなように、コモン・ロー体系に属する諸国においてまったく同一であるわけではない。イギリス信託法とアメリカ信託法の規律が大きく異なる例として、信託の終了および変更に係る規律が著名である[2]。アメリカ信託法とりわけ2000年に統一州法委員会全国会議（National Conference of Commissioners on Uniform State Laws, NUCCUSL）により採択された統一信託法典（Uniform Trust Code）における信託の終了および変更に係る規律についてはすでに優れた紹介がなされており[3]、筆者もまた別稿で扱う機会があった[4]。アメリカでは、柔軟かつ機動的な対応を可能にするため伝統的な規律に比べると信託設定者の意思をやや軽く扱う傾向を看取することができるものの、少なくとも信託の「重要な目的」に関わる信託の終了・変更については、依然として信託設定者の意思を尊重する立場が貫かれていた。これに対し、イギリス信託法においては、信託の変更と終了につき、いずれにせよ、信託設定者の同意は必要とされず、受益者の意思が決定的である。英米法の違いは、信託とは何か、信託は誰のための制度かという信託の本質論もしくは信託に対する根本的な見方の相違に起因しているように思われる。

本稿では、信託の終了・変更に係るイギリス法の規律をアメリカ法と比較しつつ概観し（Ⅱ）、欧州信託法原理の関連規定も紹介することにより（Ⅲ）、イギリス信託法の特色を明らかにする。さらに、信託設定者の意思よりも受益者の意思を重視するイギリス信託法のルールがどのような考え方に基づき生成されたのかを検討したい。

わが国に目を転じると、日本信託法は、信託の基礎的変更について十分な規律を行っているとは言い難い。信託法は、信託の終了につき数ヶ条の規定を置き、①信託行為に定めた終了事由の発生、および②信託目的の達成または達成不能を終了事由としている（信託

1　Maitland, Selected Essays, 1986, at 129.

2　アメリカ法が適用されるかイギリス法が適用されるかで正反対の結論になる具体的な紛争例として、In the Matter of Professor Sir Derek Harold Barton, Todd v. Barton（Feb. 20, 2002 Judgement in the High Court, Chancery Division.）参照。アメリカでイギリスにある財産につき息子が65歳を過ぎたら毎年２万ポンドを死亡時まで年金を支給し、残りはイギリス王立化学学会に寄付する旨の遺言信託を設定した事案において、２名の受益者が51歳の息子が16万4000ポンドを得、残りは王立化学協会が取得し信託を終了することができるかどうかが問題となった。アメリカ法ではそれが許されず、イギリス法では許されることとなる。この裁判例については、樋口範雄・アメリカ信託法ノートⅡ（弘文堂、2003年）325～328頁参照。

3　樋口・注（２）290～333頁参照。なお、統一信託法典の制定の背景および意義については、樋口範雄「アメリカ信託法の新たな動き」大塚正民＝樋口範雄編・現代アメリカ信託法（有信堂、2001年）とくに９～15頁参照。

4　神作裕之「信託の基礎的変更―変更・終了および併合・分割」大塚＝樋口編・注（３）185～204頁。

法56条)。さらに、「委託者カ信託利益ノ全部ヲ享受スル」場合には、委託者およびその相続人はいつでも信託を解除できるほか（同法57条)、受益者が信託利益の全部を享受する場合には、「信託財産ヲ以テスルニ非サレハ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハサルトキ其ノ他已ムコトヲ得サル事由」があるときは、裁判所は受益者または利害関係人の請求により信託の解除を命じることができる（同法58条)。ただし、信託の解除に関する信託法57条および58条は任意法規である（同法59条)。なお、学説は、他益信託の場合であっても、委託者および受益者全員が合意すれば受託者の意思を問わず信託を解除できると解している[5]。これに対し、信託契約の変更につき、わが国の信託法は規定を有しない。学説上は、信託契約の変更には、信託行為の定めか、または、委託者・受託者および受益者全員の同意が必要であると解する説が有力である。信託の解除と異なり信託契約の変更には受託者の同意を要するほか、「重要な目的」に係る事項に関するものであるかどうかを問わず委託者の同意を必須と解している点において、アメリカ法の立場より一層信託設定者の意思が重視されているといえよう。

信託の存続期間は、比較的長期にわたることが少なくない。経済状況の変化や法律改正等により、信託設定時には合理性のあった信託条項が不合理になることもあれば、そもそも信託の存続自体が当該信託を設定した目的に反する結果になる場合すら考えられないではない。このような場合には、柔軟かつ機動的に信託を変更または終了することが合理的であろう。イギリス信託法のルールによれば信託設定者の同意を必要としないため、一般的にいえばアメリカ法や日本法に比較し信託の終了・変更が容易であるといえる。他方、信託の終了と変更とで規律が異なる点では、イギリス信託法はわが国の信託法および信託法理と共通点を有する。信託法改正作業が進行中の現在、イギリス法における信託の終了・変更に係る規律を概観しておくことは、有益であると思われる。そこで、本稿では、公益信託・慈善信託を除き、私益信託に焦点を絞ったうえで[6]、信託の終了および変更に関するイギリス信託法の規律とその背後にある信託観について紹介することとしたい。

5　四宮和夫・信託法［新版］（有斐閣、1989年）348頁。なお、信託の終了・変更に係る規律の立法提案としては、信託法研究会「信託法改正試案（第4試案)」（信託法研究10号（1986年）123〜134頁に収録されている。）の23条、57条から58条の2、能見善久「信託の変更」能見善久＝山田誠一＝道垣内弘人「現代信託法の展望」信託法研究24号（1999年）102〜121頁、および商事信託研究会「商事信託法要綱」（商事信託研究会「商事信託法の研究」（有斐閣、2001年）5〜32頁に収録されている。）811条、911条、912条等を参照。

6　公益信託については一般に受益者が特定されない、永久拘束禁止原則が不適用である等の特殊性があり、その終了・変更についてはシー・プレ原則の適用が問題となる。本稿では、私益信託に絞って検討を行うこととしたい。さらに、信託の終了は、当事者の意思に基づく終了の場合を中心として扱い、また、撤回可能信託についても射程外とする。

Ⅱ　イギリス法

（1）緒論

イギリスとアメリカにおいて、信託の終了および変更に関する規律がもっとも大きく異なるのは、信託設定者の意思の取扱いである。イギリス法においては、信託の変更と終了とではルールが必ずしも統一されているわけではないので、以下、イギリス法における信託の変更に関する規律を見た後（(2)）、信託の終了に関する規律を概観する（(3)）。続いて、アメリカ法における信託の終了および変更に関する規律をごく簡単に要約し（(4)）、アメリカ信託法と対比することによりイギリス信託法における信託の終了および変更に係る規律の特色を明らかにしたい（(5)）。

（2）信託の変更（Variation of Trusts）に係る規律

（ｉ）判例法

（イ）信託の管理・運営に関する条項の変更

イギリスにおける信託の変更に関するルールは、変遷をたどっており、かつ、判例および立法が複雑に入り組んでいる局面もあるため、かなり複雑である。まず、裁判所が信託の変更を含む信託に関する一般的・本来的な監督権を有する点を確認しておく必要がある[7]。ところが、古い時代の判例は、裁判所の信託に係る一般的な監督権にもかかわらず、「裁判所は、信託条項の認めない受託者の行為を承認する（sanction）かどうかについての裁判権を有しない」とし、信託の（実質的）変更への関与に対し消極的な立場をとっていた[8]。この事案もそうであったように、信託の管理・運営に関し変更が問題となるケースにおいては、受託者が信託条項に反する行為または信託条項に定めのない行為を行うことにつき、受託者等から裁判所に対し承認を求めるという形をとることが多い。とりわけ、投資に関し受託者の権限を制約・限定する信託条項が置かれている場合において、当該条項の排除が申立てられるケースが多い。そのような申立に対し承認を与えるかどうかをめぐり裁判所の関与が問題となるのである。

当初、イギリスの判例は、受託者の権限外の行為を承認することに対し消極的な立場を

7　J.E.Penner, The Law of Trusts, Butterworths, 2002, paragraph. 10. 45 at 308.
8　Re New［1900－3］All ER Rep 763.

とっていた。ところが次第に、信託の管理・運営に関する信託条項については、裁判所は信託条項を変更できるとする裁判例が登場し、それが主流になってきた。もっとも、これらの判例も、裁判所が受益権の内容すなわち受益者の有する利益を変更することまで認めるものではなかった[9]。しかも、信託の管理・運営に関する信託条項であっても、裁判所がそれを変更できるのは、次のいずれかの要件を満たす場合に限られていた。すなわち、信託設定者にとって予測不能の事態が生じかつ緊急性を要する場合ならびに信託財産の毀損を回避するために必要と認められる行為を受託者が行う場合である。なお、これらの類型に含まれる信託の変更すなわち管理・運営に関する条項の変更が認められる場合には、受託者による裁判所への承認の申立で十分であり、その際に受益者の同意を得ることは必要とされない。

(a) 予測不能性かつ緊急性

信託設定者が信託設定時において予測し得ない事情が生じた場合であって、かつ、緊急性が認められるときは、受託者は信託の管理・運営に際し信託条項の定める範囲外の行為をすることができる[10]。

(b) 毀損回避 (salvage)

極端なケースでは、受託者は、権限を有しない行為であっても信託財産の毀損を回避するために裁判所の承認を求めることができる。裁判例の中には、信託財産たる建造物の毀損減耗を回避するために資金を調達する (raise money) ことを認めたものがある[11]。なお、信託財産の毀損減耗を回避するために受託者が信託条項の定める権限外の行為をなすことの承認を裁判所に求めることができる旨は、1925年の受託者法57条により追認された (本節 (2) (ii) (イ) 参照)。

(ロ) 受益権の内容の変更—とりわけ受益者の扶養 (maintenance) を目的とする場合

裁判所は、次第に、受益権の内容の変更をも認めるようになってくる。とくに未成年者のための信託において受益権を享受できる時点について信託条項に定めがあるときは、裁判所はその条項に反して信託財産から生ずる収益をもって未成年者を扶養すべきことを命

9 Chapman v Chapman [1954] AC 429, HL.
10 Re New [1901] 2 Ch 534. 信託財産たる株式の発行会社が破綻したケースにおいて、受託者が再建手続に参加することに対し裁判所が承認を賦与した。
11 Re Jackson (1882) 21 Ch D 786.

ずることがある[12]。この場合には、上述した、予測不能性および緊急性または毀損回避といった条件を満たす必要はなく、受益権の内容自体が裁判所により変容される。

（ハ）信託設定者および受益者の同意

上に見たように、イギリスの裁判所は、信託の管理・運営に関する条項の変更のみならず、とくに扶養を目的とする信託については受益権の内容の変更にまで踏込み積極的・後見的に関与してきた。しかも、ここで注目されるのは、信託の管理・運営に係る条項の変更にせよ受益権の内容の変更にせよ、信託設定者の同意は必要とされない点である[13]。さらに、裁判所の関与が、受益者が未成年者である場合に限定されているわけでもない[14]。もっとも、裁判所は、基本的には行為能力のある利害関係者についてはその合意を基礎とするという態度でのぞんできたものと推測される。というのは、裁判所は、受益権の変容をもたらす信託の変更を避け、自己に権限があることの明白な和解で解決することを好む傾向があったため、信託条項の解釈をめぐる紛争においては和解または合意という形で決着がつけられることが少なくなかったと指摘されているからである[15]。このような実務慣行にも鑑みるならば、裁判所の命令または承認が、受益権の内容を組成し直した（remoulding）ものと見るのか、それとも受益権の内容につき裁判上の和解（settling）がなされたと見るべきかが論点となりうる[16]。さらに、とくに信託の管理・運営に係る条項の変更については、当該信託および信託条項の解釈の範囲内の問題であって、そもそも信託の変更にあたらないと解する余地もあるように思われるが、本稿では、信託条項に形式的に反する事項または信託条項に定めのない事項が明示的に当該信託の内容とされた場合を広く信託の変更と定義することとし、信託の変更なのか裁判上の和解なのか信託（条項）の解釈なのかといった論点にはこれ以上立入らない[17]。

（ii）立法による解決の試み

---

12 Re Collins (1886) 32 Ch D 229.
13 Penner, supra note 7, paragraph 3.16 at 68.
14 Revel v Watkinson (1748) 1 Ves Sen 93.
15 Richard Edwards/ Nigel Stockwell, Trusts & Equity, 4 th ed., Financial Times Pitman Publishing, 1999, at 147.
16 Penner 教授は、受益権の内容につき疑いまたは紛争があり和解がなされ裁判所がそれを承認したときは、信託の変更ではなく裁判上の和解があったと見るべきであると指摘する。Penner, supra note 7, paragraph 10.45 at 308.
17 実際には、信託条項に形式的に反する行為や信託条項に定めのない行為を受託者が行ったり、あるいは受益権の内容自体を変更することは、信託設定者の意思に合致するとともに、受益者の利益にもかなう場合

（イ）管理に関する条項の変更―「適切性」

1925年受託者法57条１項は、受託者に対し、提案された信託の管理権限の変更が「適切である（expedient)」と認められるときは、裁判所が変更を承認できる旨、定めている。ここでは、信託設定者の予測不能性・緊急性は要件とされていない。本節（２）（ｉ）（イ）(a) に述べたように、判例法は、受託者の管理権限の変更につき信託設定者の予測不能性および緊急性を要件としていたのに対し、それより広い「適切性」という概念の下で管理条項の変更を認めることとしたのである。受託者の管理権限に関する条項を裁判所が変更する権利を明らかに拡大する趣旨の立法がなされたわけである。

信託にとって「適切である」かどうかは、個々の受益者についてではなく「信託全体（trust as a whole)」の観点から行うべきであるとする判例が有力である[18]。また、受託者法57条に基づく受託者の管理権限の変更は、受託者が単独で申立てることができ、受益者の同意および申立は要しない[19]。こうして、管理・運営に係る信託条項については、コストをかけることなく変更することができるのである。

なお、1925年受託者法によれば、裁判所は、未成年者である受益者の扶養、教育または利益のために、信託財産を使用する命令を発する権限を有する（同法53条)。この権限に基づき、未成年者である受益者の将来権の売却や担保化等が命じられる例がある。これは、直接的には受託者に対する裁判所の命令という形をとるが、実質的には受益権の内容の変更を含むものと考えられる。

（ロ）売却のための土地信託における管理権および受益権の変更

1925年継承的財産設定地法64条１項は、継承的財産設定地（settled land）および売却のために信託保有されている土地に関する取引が、裁判所から見て当該土地または受益者にとって有益であり、かつ、受益者が絶対的な所有者であったならば為しうる取引である場

も少なくないであろうから、その意味では、信託設定者の意思と受益者の利益を対立的に捉えることが適切でない場合もありうる。しかし、限界的なケースにおいては、明らかに両者が対立しうる。本稿では、信託の変更という言葉を両者を含め形式的・広義に用いることとしたい。なお、信託の変更と「信託の終了＋再設定」との境界は、信託の変更と終了の規律が異なるイギリスにおいては重要であり、本節（２）（ii）（ハ）で検討する。

18　Re Craven［1937］ 3 All ER 33； Anker-Petersen v Anker-Petersen ［1991］ 16 LS Gaz 32. もっとも、信託全体にとっての適切性を問題としているからといって、ある受益者にとって極端に不適切な変更を裁判所が承認しうるということまで意味するものではないと断られている。ただし、判例の中には、ある特定の受益者に明らかに不利益を及ぼす信託の変更に対しても承認を与えたものもある。そのような例として、後注（38）に掲げた判例参照。

19　Anker-Petersen v Anker-Petersen［1991］ 16 LS Gaz R 32.

合には、裁判所は、当該取引を承認する権限を有する旨、規定する。受託者の管理権限の変更のみならず受益権の変更をもなしうる。この規定により、成人たる受益者の同意がない場合であっても、変更が継承的財産設定地または全受益者の利益に適うのであれば、裁判所は受益権を変更する権限を有するとする判例がある[20]。継承的財産設定地法が注目されるのは、裁判所が当該土地または受益者にとって利益になると判断する限りにおいて、成人たる受益者の同意がなくても、受託者の管理方法の変更のみならず受益権の内容自体を変更する権限を裁判所に認めている点である。

（ハ）1958年信託変更法の制定

1957年法改革委員会（Law Reform Committee）の報告書「信託の変更を承認する裁判所の権限」に基づき、翌1958年に信託変更法（The Variation of Trusts Act）が制定された。信託の変更に関するもっとも重要な法律であるとされる[21]。上述したように（本節（2）（i）（ハ））、判例法上、関係者のだれも争っていないときは和解の形をとることによって実質的に信託を変更してきたが、裁判所はその際、同意を賦与できない未成年者や未だ確定していない受益者に代わって承認を与えてきた。これは、他に手段がないときに信託の変更を可能とする方法であった。ところが、貴族院（House of Lords）は、真の紛争がない場合には、裁判所には和解を承認する権限はないと判示するに至った[22]。これにより、和解を通じて信託を実質的に変更する裁判所の実務が法的根拠を欠くことになり不安定性が生じ、また、同意を与えることのできる受益者が存在する信託と存在しない信託との間で取扱いが大きく異なる結果になるという不公正が生じた。権利能力のある受益者のみが存在する信託においては、本節（3）に述べる Saunders v Vautier のルールにより全受益者の同意に基づき信託を終了し受益権を再組成することが可能となるが、行為能力のない受益者が存在したり受益者不確定の場合にはこのルールは適用されないからである。

そこで、1954年に法改革委員会にこの問題が諮問され、1957年に上記報告書が出されたのである。法律改正委員会は、受託者に広範な投資権限や柔軟性を賦与する条項を置くことが通例的ではなかった時代に設定された信託については、真の紛争を和解の要件とする貴族院の前記判例は、当初の不適当な条項のままで信託を運営することを強いるものである

20 Hambro v Duke of Marlborough [1994] 3 All ER 332.
21 Edwards/Stockwell, supra note 15, at 151.
22 Chapman v Chapman [1954] 1 All ER 798.

として立法提言を行い、それに基づき次のような内容の信託変更法が制定されたのである。結論だけを述べるならば、信託変更法は、前記判例を廃棄し、それが出される前の法に復帰せしめる意味を有している[23]。

すなわち、裁判所は、信託の全部もしくは一部を変更もしくは撤回する（varying or revoking）アレンジメント、または特定のクラスに属する者のために信託されている財産を運用もしくは管理する受託者の権限を拡大するアレンジメントに対する承認を後述する受益者に代わって行うことができることとされた。注意しなければならないのは、信託変更法は、関係当事者の申立てに基づき信託を変更する一般的な裁量権を裁判所に認めるものではない点である[24]。むしろ、他の法律の定めや判例法理によっては信託の変更をなしえない場合に、いわば最後の手段として裁判所が承認をする可能性を開くものである。

変更の対象は、受託者の管理処分権のみならず受益権の内容そのものにも及ぶ[25]。もっとも、裁判所は、当該アレンジメントにより承認が求められている者の利益となる場合に限り、承認をすることができる。この利益は経済的な利益に限定されるものではなく、社会的または道徳的利益も含まれるとする判例がある[26]。「受益者の利益のために」の解釈としてしばしば問題となるのは、税制に関連して信託の変更が提案される場合である。節税を目的としてジャージー島に居住する受託者に信託財産を移転する旨の変更につき、「裁判所は単に幼児または未出生の子供の経済的な利益だけを考慮するのではなく、教育上および社会上の利益をも考慮しなければならない」と判示し、承認を拒否した判例がある[27]。しかし、この判例は、節税目的のために信託を移転することを一切認めない趣旨ではなく、事実、節税目的の信託の変更が多くのケースにおいて認められている[28]。

大半のケースにおいては、現に信託基金の収益に対し権利を有している受益者が変更の申立てを行う。しかし、だれも申立をする者が存在せずかつ利害関係者の利益になるときは、受託者が申立てをすることも可能である。実際には、信託設定者と全受益者が申立人になっているケースがほとんどであるといわれる[29]。生れていない受益者の利益も訴訟のた

---

23 Edwards/Stockwell, supra note 15, at 152.
24 Goulding v James [1997] 2 All ER 239, CA.
25 Re Steed's Will Trusts [1960] 1 All ER 726. なお、信託変更法は、信託の変更のみならず終了をも対象としているが、終了に係る規律については、本節（3）参照。
26 Re Holt's Settlement [1968] 1 All ER 470.
27 Re Weston's Settlements [1968] 3 All ER 338. ただし、子供もジャージー島に移り住むことが予定されたケース。
28 Re Seale's Marriage Settlement [1961] 3 All ER 136.
29 Edwards/Stockwell, supra note 15, at 153.

めの後見人（guardian ad litem）により代表されねばならず、受益権が複層化されているときは申請の日における全受益者が申請に加わるべきであるとされる[30]。

裁判所が変更の申請に対し承認を賦与できるのは、次の者についてである。①利益を与えられた者または条件付で利益を与えられた者のうち、未成年者または無能力者であるため同意することのできない者、②将来の一定の日が到来しまたは一定の事由が発生したとき、直接または間接に信託に基づく利益を賦与される旨定められた者または特定のクラスに属する者（ただし、仮に裁判所に申立てられた日に前述した条件が成就していたとしたら当該信託に基づく利益を賦与される者または特定のクラスのメンバーである者を除く）、③未出生者、および④元本受益者の利益が発生しなかったりまたは決定されなかった保護信託（protective trust）において裁量的利益を有する者である。同法に対しては、裁判所が受益者に代わって信託の変更に対し承認を与えることができる範囲が限定的であるため不便にすぎ、立法論的に検討の余地があるのではないかとの問題提起がなされている[31]。すなわち、第1に、裁判所は現に利益を有している者のために承認を与えないことはできない。実際に与えられる蓋然性の低い条件付きの利益を有するにすぎない者ですら、裁判所の承諾を排除できるわけである[32]。第2に、②には「ただし、本項の規定は、裁判所に対する申立ての時点において将来の一定の日が到来しまたは一定の事項が発生したとすると、特定の種類の者または特定のクラスのメンバーにあたると解されるであろうときは、その者を含まないものとする。」という但書きが付されているため、裁判所は、申立てのなされた日における状況を審査すべきこととなる。そして、裁判所は、申立ての時点において将来受益者となる可能性がある者が存在するときは、これらの者に代わって同意を賦与できないことになる。

信託の変更により、場合によっては受益者にリスクが生ずる場合もある。しかし、裁判所は、必ずしもそれを理由に変更につき承認を与えないというわけではない。第1に、リスクは適切な保険によってカバーされうるし、第2に、慎重でかつ良く助言された成人であればとるであろうリスクと考えられるべきものかどうかという観点から判断すべきであるからである[33]。

---

30 Edwards/Stockwell, supra note 15, at 153.
31 Penner, supra note 7, paragraph. 10. 49 at 309－310.
32 Edwards/Stockwell, supra note 15, at 154.
33 Edwards/Stockwell, supra note 15, at 157－158.

最後に、信託の変更と再設定の区別が問題となる。1958年信託変更法は、裁判所に対し信託の変更および撤回についての権限を与えているだけであり、信託を終了したうえで再設定する権限まで認めるものではない。両者の区別は微妙であるが、判例によれば、当初の信託の一般的目的（general aims）および対象（objectives）を明らかにしたうえで、問題となる変更がなされてもこれらを実現することが可能か、という基準によって判断すべきであるとされる[34]。したがって、当初の信託の一般的目的・対象を超える変更はそもそも変更に該当せず、新たな信託の設定であるとされる可能性がある点に注意を要する[35]。アメリカ法におけるよりも、「信託の変更」概念が限定されており、信託の変更が「重大な目的」に係るものかどうかというアメリカ法のような絞りをかけなくとも[36]、そもそも当初の信託の一般的目的・対象を超えるものは「信託の変更」にあたらず「信託の終了＋新たな信託の再設定」であるととらえるのである。信託の終了と変更とで規律が異なるイギリスにおいては、そのように解しないと、信託の終了に関する規律が潜脱されるおそれがあるのであろう。いずれにせよ、信託の変更についての英米の一般法理は一見するところ大きく異なるが、規律の適用範囲に注目するならば、信託設定者の同意なしに信託を変更できる場合は、見かけのルールほどには違わないのかもしれない。

（ⅲ）信託設定者の明確な意思との関係

これまでに述べてきたように、信託の変更が問題となる典型的なパターンは、信託条項の定める受託者の権限を越えて受託者がある行為をしようとする場合に裁判所にその承認を求めたり、同意を与えることができる受益者がいるときは受益者もそれに同意している場合において、裁判所の関与の下に受益権の変更がなされる場合であった。では、信託設定者の意思に明確に反するような信託の変更も許されるのであろうか。本節（4）に後述するように、アメリカ法においては、信託の「重大な目的」に関わるものかどうかが問題となり、「重大な目的」に関わる変更・終了については信託設定者の同意が必要である。ところが、イギリス法においては、信託の変更において信託設定者の同意が必要とされることはない。しかし、信託設定者の同意が不要であるとしても、信託設定者の意思を裁判所がつねにまったく無視して承認を与えているわけではない。しかし、設定者の明確な意図

34 Re Ball's Settlement［1968］ 2 All ER 438.
35 Allen v Distillers Co Ltd［1974］ 2 All ER 365.
36 後注50参照。

に反してまで信託の変更を承認するケースもあり、ケース・バイ・ケースのようである。いくつかの裁判例を紹介しよう。

まず、信託設定者の意思を重視し信託の変更を認めなかった事例として、ある女性を浪費癖のある（sponging）兄から守るために保護信託を設定し元本受益者とした場合において、当該女性を絶対的な受益者とする旨の信託に変更することは、当初の信託設定者の意図に反するとして承認を拒否したケースがある[37]。他方、カトリックに改宗したりカトリック教徒と結婚した場合には権利を失うという条件で二人の姉妹の子供たちを受益者とする信託が設定されたケースで、当該条項は、①宗教選択の自由を妨げ、②配偶者の選択を妨げ、かつ③家族に不和をもたらすとして、失権条項の削除のアレンジメントを承認した判例がある[38]。なお、このケースでは、一人の娘の子供たちはカトリック信者であり、もう一人の娘の子供たちはプロテスタントであった。したがって、この条項の削除は明らかにプロテスタントの孫たちを害するものであった。また、娘を受益者、娘の死亡時に孫が40歳に達していたら孫を受益者とする遺贈信託において、孫が40歳前にまたは娘よりも先に死亡しかつ孫に子供がいたときは孫死亡時の孫の子供たちに信託財産を引渡すが、娘が孫より先に死亡しかつ孫が40歳に達していないときは、受託者には信託財産を孫に引渡す権限が認められていた信託において、次のような変更の申立てがなされたケースがある。すなわち、娘と孫が申立人となり、娘と孫が信託財産のそれぞれ45%、孫の子供たちが10%を絶対的に保有することとなるアレンジメントの承認を求めたのである。裁判所の判断は分かれたが、控訴院は承認を与えた。原判決は、信託設定者は孫の子供たちの存在につき明確な（relevant）な意図を有しておらず孫が40歳になったとき子供をもっていないであろうと考えていたとして承認を拒否した。ところが、控訴院判決は、原判決を破棄し承認を与えた[39]。

これらの判例からは、信託設定者の意思がつねに完全に無視されるわけではないが、全般的にいえば、信託設定者よりも受益者の意思—とくに行為能力を有する場合—および受益者の利益を重視するという傾向を認めることができよう。これは、本節（3）に述べる信託の終了に係る規律と通底するものである。

このように見てくると、裁判所は信託の変更につき相当に広範な権限を有しており、信託設定者の意図に一定の配慮をしていることはたしかであるが、しかしながら、当該変更

37 Re Steed's Will Trusts［1960］ 1 All ER 487.
38 Re Remnant's Settlement Trusts［1970］ 2 All ER 554.
39 Goulding v James ［1997］ 2 All ER 239.

が受益者の利益になるかどうかをかなり柔軟に判断し、そうと認められれば、信託設定者の同意を得ることなく、信託の変更に対し承認を与えるという基本的なスタンスをとっているように思われる。

（ⅳ）その他

信託の変更の根拠は何であろうか。裁判所の命令かそれとも存在する関係当事者間の合意であろうか。これは理論的のみならず実務的にも重要な問題である。というのは、衡平法上の権利を処分するときは書面の作成を要し（1925年財産法53条1項（c））、かつ、当該書面に印紙を貼付する義務が生ずるため、合意に基づくかどうかが問題となるためである。有力な判例によれば、信託の変更の根拠は裁判所の命令ではなく当事者の合意であって、裁判所の承認は同意を与えることのできない者に代わって裁判所が承認を与えているにすぎない[40]。そして、書面の要否については、①擬制信託についての適用除外にあたり、かつ、②信託変更法に基づく裁判所の権限は書面の作成に係る規律の適用除外を含意しているとして、結論としては書面を要しないというのが判例法理である[41]。

上に紹介した判例は、書面の作成や印紙の貼付の要否というテクニカルな論点に関し、1958年信託変更法に基づく信託の変更が合意に基づくものかそれとも裁判所の命令に基づくものかが問題となった事案であった。本節（2）（ⅰ）および（ⅱ）に見たように、信託の管理・運用に関する受託者の権限が問題になっている場合と、受益権の内容の変更が問題になっている場合とでひとまず分けて考えるべきであるように思われる。すなわち、前者については、受益者の同意は要求されておらず、受託者の申立てに基づき裁判所が承認ないし命令を発するのに対し、後者においては基本的には信託設定者および受託者・受益者の同意を前提とする慎重な実務運用がなされているようである。しかし、とりわけ扶養を目的とする信託については、裁判所は、積極的・後見的に信託契約を変更する場合があるほか、一定の要件の下、承認を与えることができない受益者に代わり裁判所が代替的に承認を与える場合がある。関係当事者の合意を得られるときはそれを基礎としつつ、得られないような事情があるときは受益者の利益のために裁判所が信託を変更する場合があるのである。

40　IRC v Holmden［1968］ 1 All ER 148.
41　Re Holt's Settlement［1968］ 1 All ER 470.

（3）信託の終了に係る規律

イギリス法においては、受益者は信託を終了し、信託財産の引渡しを受託者に対して求めることができる。これは、Saunders v. Vautier 事件で判示されたルールであるが、単に信託の終了に係る規律として重要であるのみならず、イギリスにおける信託理解を端的に示すものとして著名な判例である[42]。

Saunders v. Vautier 事件は、遺言信託が中途で裁判所の命令により変更され、その後、受益者から信託の終了および信託財産の引渡しの請求がなされた、興味深い事案である。やや詳しく紹介しよう。A は、死亡時において A の保有する東インド株式会社の株式につき X を受益者とする信託を設定した。信託条項には、X が25歳に達したら当該株式および集積された配当をまとめて X に引渡すという内容の条項が存在した。ところが、21歳に達した X は、信託財産の自己への引渡を求めて訴えを提起した。イギリス控訴院の最上位の裁判官である記録長官（Master of the Rolls）は、つぎのように判示した。「遺産を一定の期間集積してゆくよう定められ、または支払が延期されている場合において、受遺者は、当該遺産に対し絶対的な取消権を留保されていない利益を有するときは、当該期間の満了まで待つことを要せず、有効に終了（discharge）することができる能力を得た時点において支払を請求することが許されるのである。」なお、本件の元々の遺言信託においては、X が25歳に達するまでは信託財産を一切分配しないこととされていたため、X は25歳までは確定的利益（vested interest）を有しないのではないかが問題となる。この点につき、記録長官は、本件信託につき、X の扶養のため毎年東インド会社の配当金から100ポンドを支払うべき旨の命令が記録長官からすでになされていたことを指摘し、そのような命令が出された時点で、X が25歳に達するまでは確定的利益を有しないということにはならないと判示している。

このルールは、受益権は衡平法上の贈与（gift）に基づく権利であって、受益者は信託財産に対する衡平法上の完全な所有権を有するという考え方に基づく[43]。なお、複数の受益者が存在するときは、受益者全員の同意により、受託者に対し信託財産の引渡を要求し信託を終了させることができる[44]。イギリス法の下では、受益者の意思が信託設定者の意思に優越するのである。この法理は、Saunders v. Vautier 事件がそうであったように、当初は遺

42 Saunders v Vautier（1841）4 Beav 115.
43 Penner, supra note 7, paragraph 3.16 at 68.
44 D.J. Hayton, The Law of Trusts, 3 d ed., Sweet & Maxwell, 1998, at 93－94.

言に基づき設定された信託につき発展してきたものであるが、次第に生存者間の信託についても適用されるようになり、今日では信託の終了に関する一般的な規律として認められているところである。

もっとも、この法理は受益者の意思につねに優先権を認めるものではなく、また、すべての信託に適用されるわけでもない。すなわち、第1に、このルールは、受益者に対し、受託者の管理処分や裁量権の行使に対しコントロールを及ぼしたり指図をしたりする権利までをも認めるものではない。同様に、新受託者を選任する権限も受益者には認められない。受益者は信託を終了させる権限を有するのみであって、受益者の受託者に対する指図権・選任権等までもが認められるわけではないのである。この点は、組織・団体の解散権(liquidation right)をコントロール権(control 権)から分離してとらえることにより、そのガバナンスの問題を考えてゆこうとする最近のアメリカ法の動向に鑑みるならば興味深い。なぜなら、コントロール権は解散権を含むのが通常であるが、イギリスの信託においては、受益者には受託者に対する積極的なコントロール権・指図権がないことは一般に認められていながら終了権が認められており、両者が分離しうることを示す好個の例であるからである。

第2に、受益者が不特定の場合には Saunders 事件のルールは適用されない[45]。なぜなら、そのような場合には受益者全員の同意を得ることができないからである。たとえば、ある会社の現在および将来の従業員を受益者とするような信託では、現在の受益者全員の同意をもってしても信託を終了させることはできない。

第3に、受益者が同意を与えるためには、完全な行為能力を有することが必要である。完全な行為能力を有しない者は同意を与えることはできない。信託変更法は、信託の変更が受益者の利益になる限りにおいて裁判所が承諾を与えることのできない受益者に代わって承認を与えることを認めていた。それに対し、Saunders 事件のルールの下では、第2および第3に述べたところから、裁判所が無能力者あるいは未だ存在しない受益者にかわり承認を与えることは認められていないのである。しかも、裁判所は全ての無能力者および未存在の受益者にかわって承認を与えることができるわけではないから、Saunders 事件のルールに戻るケースがあるのである。

第4に、受益者が複数存在する信託において、一部の受益者のみが信託から離脱し信託

45 Hayton, supra note 44, at 94.

財産の引渡を要求する場合には、信託財産の一部引渡により他の受益者の受益権が減価するようなとき（典型的には不動産）は、信託財産の一部引渡を制限される[46]。他の受益者の利益を侵害するような信託財産の一部引渡請求は制限されうるのである。

では、イギリスにおいて受益者が特定されている場合には、信託設定者はその意思を貫徹する手段がないのか。必ずしもそうではない点に注意を要する。たとえば、次のような例を考えよう。Aは、9歳の息子であるBを唯一の受益者とする信託を設定し、21年間は信託収益を分配せずに集積し、Bが30歳に達した時点で信託財産全部をBに引渡す旨の信託条項を定めたとしよう。イギリス法のルールの下では、Bが成人に達した時点で、Bは、唯一かつ絶対的な信託財産の権利者として、信託を終了させ、信託財産全部の引渡を請求することができる。これが、Saunders v Vautier 事件のルールである。ところがこの場合、Aは、次のような定めを信託契約に置くことにより、Bが30歳になるまでは信託財産を与えないという自己の意思を貫徹することができる。すなわち、Bが信託財産を得るためにはBが30歳に達することを条件とし、30歳に達するまでの間は信託収益を集積する旨の信託条項を挿入すれば良いのである[47]。30歳になることを受益の条件として明示することにより、Aは、その意図に反し信託を終了されることはない。このように、信託条項の定め方によっては、信託設定者はその意思を貫徹することができるのであって、そのような意味においては、イギリス法においては受益者が信託を終了させることができるといっても、信託設定者が信託条項において定めた明確な条件に反してまで信託を終了できるわけではないのである。

もっとも、イギリス法の下では、信託条項に手当てをしてもなお受益者の意思により信託が終了する可能性がある点には注意を要する。たとえば、上述の例において、Bが医学部に進学したらその学費を信託財産から支払い、医師となった暁には年にXポンドの年金を死亡時まで支払う旨の信託条項が置かれていても、イギリス法の解釈によれば、このような条項は、Bが医学部に進学するか否かにかかわりなく、Bの当該信託を終了させる権利に影響を与えるものではないとされる[48]。すなわち、信託条項の定めにより年齢のような客観

46 Stephenson v Barclays Bank Trust Co Ltd [1975] 1 All ER 625.
47 Hayton, supra note 44, at 94.
48 Hayton, supra note 44, at 94. なお、イギリス法の下でも、Aがどうしてもが医学部に進学しなかった場合には受益させないというのであれば、当該条件が成就しないときは信託収益をCに分配する旨の定めを置けば良い（Id, at 95）。そうすることにより、Bが医学部に進学しなければ受益させないという信託設定者の意思は貫徹できる。だが、その場合には、Cという新たな受益者を登場させねばらなず、信託に別の要素をもち込む必要がある。

的条件を付することはできるが、一人前となった成人のカネの使い道についてまで信託設定者はコントロールを及ぼすことはできないのである。イギリス法においては、死者の意思よりも、行為能力のある成人こそが自己の利益が何であるかをもっとも的確に判断できるという信念があるのである。裏から言えば、信託設定者に対し、受益者が行為能力ある成人となった後も、信託を通じてコントロールを及ぼすことに対する懐疑心、すなわち「反トラスト」の思想があるというのである[49]。

他方、実は、アメリカ法の下でも「重要な目的」の解釈如何によっては受益者の同意だけで信託を終了させる余地がある。とくに、統一信託法典のコメントにおいては、「重要な目的」の存在は安易に認定してはならないとされ、浪費者信託条項が置かれている場合であってもこれをもって信託の「重要な目的」と推定してはならないとされる。そうであるとすると、これまでより厳格に「重要な目的」の存在が認定される可能性があるからである[50]。しかし、繰り返しになるが、行為能力のある受益者には信託の終了権があるというのがイギリス信託法の原則であることは、強調しておく必要があろう。

（4）アメリカ法における信託の終了・変更に係る規律

アメリカ法との相違点を浮かび上がらせることによりイギリス信託法の特色を明らかにするため、ここでアメリカ法の状況について簡単に要約しておこう。現代アメリカ信託法の方向性をもっとも良く現していると考えられる統一信託法典（Uniform Trust Code（以下、条文の引用においてUTCと略す。））の規定を眺めてみよう。同法は、基本的に信託の終了と変更につき同一のルールを適用する方向を強く打出している。この点において、イギリス法および日本法とは状況を大きく異にする。アメリカ統一信託法典は、そのうえで、信託一般に共通して適用されるルールと信託の類型毎に適用される特則とを定めている。信託一般につき、信託は、「撤回されたとき、信託条項による満期を迎えたとき、達成すべ

49　Penner, supra note 7, paragraph 3.16 at 67－68. もちろん、信託設定者が信託財産に対しコントロールを及ぼすことが受益者に財産上の利益を与えるための本質的に唯一の手段であるよう場合には、それは望ましいことである。しかし、成人に対し信託設定者がコントロールを及ぼすことまで正当化されるわけではないというのである。

50　アメリカ統一信託法典は、意思能力の有無にかかわらず受益者による受益権の処分を禁ずる浪費者信託条項は、信託の「重要な目的」にあたるものとは推定しない旨、定めている（UTC411条（c）項）。これは、従来の判例・通説および信託法第二次リステイトメントとは異なる立場に立つものであり、「重要な目的」の解釈基準がこれにより緩和された可能性が大きい。現に、統一信託法典のコメントでは、信託の「重要な目的」は安易に推定すべきでなく、信託設定者の特定の目的や関心が必要であり、受益者に対し特定の利益を提供する手段として信託が用いられているにすぎないようなケースでは信託の「重要な目的」は認められないとされている。以上につき、神作・注（4）193～196頁参照。

き信託目的が存在しなくなったとき、および信託目的が不法・公序違反・達成不能となったときに終了する（UTC410条（a）項）」旨が定められている。このほか、信託一般につき、不測の事情が発生した場合、信託の効率的管理が不可能な場合、不経済な信託の場合、または信託設定者の租税上の目的を実現する場合に、裁判所および受託者に広範な変更・終了権を認めている。

以下では、非慈善かつ撤回不能の信託に絞って簡単に紹介する。非慈善かつ撤回不能信託についていえば、信託の変更または終了が「信託の重要な目的（a material purpose of the trust）」に関わるものか否かにより規律が異なる[51]。すなわち、信託の変更または終了が「信託の重要な目的」の達成に無関係と認められるときは、信託設定者の同意がなくても全受益者の同意により信託を変更・終了できる（UTC411条（b）項）。これに対し、信託の変更・終了が「信託の重要な目的」に関連するときは、全受益者の同意では足りず信託設定者の意思を確認しなければならない（UTC411条（a）項）。信託の変更にせよ終了にせよ、それが「信託の重要な目的」に関連しないときは、信託設定者の意思は問題とならないわけである。しかし、「信託の重要な目的」の達成にとって信託の存続が必要かどうか、信託の変更が「信託の重要な目的」に反しないかどうかは、裁判所の判断するところによる（UTC411条（b）項）。したがって、結局のところ、信託設定者の同意なく信託を変更または終了するためには、全受益者の同意に加え、それが「信託の重要な目的」に関するものではないとの裁判所の認定を要することになる。なお、統一信託法411条による信託の変更・終了については、受託者の意思は問題とされず、異議のある受託者は同法410条により裁判所に異議を唱えることとなる。

統一信託法典は、終了についても、信託の存続が「信託の重要な目的」の達成に必要ないかどうかという判断基準を採用していることが注目される。いわば、信託を財産管理の他の法的手段との比較において相対的にとらえ、信託の存在自体を否定しうる構造がとられているのである。これは、伝統的なルールの下におけるより、信託の終了を容易にする方向へと働きうると推測され、その限りでは、イギリス法への接近を感じさせる。

51　このルールは、基本的には、1889年のClaflin事件におけるルールにほぼ一致する。Claflin事件では、信託設定者が息子を受益者として、21歳になったときに1万ドル、25歳に達したときさらに1万ドル、30歳になったときに残りの信託元本を支払うよう受託者に指示した信託につき、信託設定者は現時点において受益者に信託財産の全額を受取らせることを意図していなかった判示し、受益者による信託の終了が否定された（Claflin v. Claflin, 20 N.E. 454（Mass. 1889））。

（5）要約

イギリス信託法上の信託の終了・変更に関するルールは決して単純ではない。信託の変更と終了とで区別し、信託の変更についてはさらに信託の管理・運用に係る条項の変更と受益権の内容の変更の場合とで区別する必要がある。

信託の変更について。信託財産の管理・運営に係る条項については、信託設定者や受益者の同意がなくても、受託者から裁判所に対し信託条項に反する行為をすることにつき承認が求められることがあり、それに対する承認を通じて裁判所が関与することが少なくない。裁判所は、古くは、かなり厳格な要件の下でのみ変更を承認してきたが、1925年受託者法により「適切性」の基準が導入され、要件が大幅に緩和された。これに対し、受益権の内容の変更については、法的には信託設定者の同意は要しない。しかし、実務においては、可能であれば、概ね、信託設定者および全受益者の合意を得ているようである。実際には、信託の変更につき裁判所が関与・介入することが多く、とくに同意を与えることができない当事者（具体的には将来の受益者や未成年者たる受益者等）が存在するときは、裁判所が受益者の利益になることを認めたうえで承認することのできない受益者に代わって承認を与える。なお、行為能力のない受益者に代わる裁判所の承認は、信託の管理・運営に係る条項について与えられることもある。受託者および受益者全員の同意を基本原則としつつ、裁判所がかなり広範に関与することにより、相当に柔軟な運用がなされているように思われる。なお、当初の信託の一般的目的および対象を超越した信託の変更は「変更」とは認められず、「終了＋再設定」と解されている点に注意を要する。その意味においては、信託の変更に信託設定者の同意は必要ないが、当初の信託の一般的目的・対象を超えた信託の変更はそもそも変更とは考えないのである。さらに、1958年信託変更法に基づく信託の変更の承認の申立ては、実際のケースでは信託設定者と全受益者により行われる場合が多いということも、実務では信託設定者の意思に対し一定の配慮がなされていることを示唆する。

信託の終了に関しては、Saunders v. Vautier 事件において示されたルールにより、受益者全員の合意により信託を終了させることが認められている。信託の終了の局面では、信託設定者の意思は基本的には問題にされず、信託は、一旦設定された以上は受益者のため

52　イギリス法では、信託設定者は信託をエンフォースすることができない。Turner v. Turner ［1984］Ch. 100.

の制度であるという理念が明らかにされているのである。信託が設定されるや否や信託設定者は信託関係から離脱するといわれる所以である[52]。信託の変更と終了の規律を対比するならば、受益者全員の合意で信託を終了させることができるというSaunders v. Vautierのルールは、行為能力ある受益者全員の同意がある場合に限られており、裁判所が行為能力のない受益者に代わって信託の終了を承認することはない。信託終了の局面における信託設定者ないし委託者の意思の取扱いは、わが国とは対極的である。

Ⅲ　欧州信託法基本原理における信託の終了に係る規律

欧州信託法基本原理[53]は、受益者による信託の終了につき8条1項において次のように定める。

「第8条　信託の終了

（1）信託条項にかかわらず、全受益者が存在し、特定され、かつ完全な行為能力を有するときは、全受益者は、全員の同意をもって、受託者に対し信託を終了し、全受益者および彼らが指名するノミニー間において全受益者の指図に従って信託財産を分配するよう求めることができる。ただし、信託設定者の重要な目的が達成されていないときは、受益者は、信託を終了させることができないものとすることができる。」

欧州信託法基本原理は、受益者による信託の終了につき上記の規律を置いている。すなわち、同原理8条1項は、特定され、かつ完全な行為能力を有する全受益者の同意により信託を終了することを認め、基本的に、イギリス信託法の立場を採用しているのである。信託条項にかかわらず全受益者の合意に基づき信託は終了され、信託設定者の同意は要件とされていない。ここでは、信託契約の当事者たる信託設定者の意思が脱落している。しかし、同原理8条1項にはただし書が付されており、「信託設定者の重要な目的が達成されていないときは、受益者は、信託を終了させることができないものとすることができる」とし、アメリカ法的な立場にも配慮を示している。これは、信託設定者の「重要な目的」が

53　欧州信託法基本原理については、新井誠「欧州信託法基本原理とはなにか」新井誠編・欧州信託法の基本原理（有斐閣、2003年）1～58頁参照。同原理の原文および邦訳については、同書262～273頁「砂川恵弘訳」参照。

未実現であり、しかも達成可能である場合には、受益者は信託を終了できないこととし、信託設定者の意思が没却されることを防止する規律を採用することを許容するものである。この場合には、受益者の信託終了が「重要な目的」を害しないものかどうか裁判所が判断することとなり、結局のところただし書の規律はⅡ（4）に述べたアメリカ統一信託法典における考え方と極めて接近する。いずれにせよ、欧州信託法基本原理は、信託の終了につき、イギリス法の規律を原則としながら、国によってはアメリカ法の規律を採用することを認めているのである。

なお、欧州信託法基本原理は、信託契約の変更については規定を置いていない。受益者による信託の終了については規律を設けながら、信託契約の変更に関する規律を欠くのは不十分であるように思われるが、信託の終了に関する同原理8条1項が、信託契約の変更についても類推適用しうるかどうかが、論点となりうるように思われる。

Ⅳ　結びに代えて

信託設定者の意思の貫徹の度合いが、イギリス法とアメリカ法とでかなり異なっている理由として、イギリス法においては、財産に対して受益権を有する者がそれを自由に処分する権限を有することが認められている点が指摘されていた。欧州信託法基本原理のコメントにおいて、次のような興味深い例が挙げられている。株式会社のオーナーが、第2子であるBに経営を行わせる趣旨で25パーセントの株式を譲渡し、遺言によりBの兄弟であるA、CおよびDをそれぞれ17パーセントの持分の受益者（計51パーセント）、Bを受託者とする信託を設定した。信託設定者であるオーナーは、Bに事業を主宰してもらうことを望んでいたのにもかかわらず、イギリス法の下では、A、C、およびDはそれぞれ17パーセントの持株を処分でき、一緒に売却すればこの会社の支配権をBから奪い去ることも可能となるのである[54]。受益者は所有権を有する者と同等の権利を有するとされるのである。ところが、アメリカ法の下では、このようなケースでA、C、Dがこの株式会社の株式を処分することは、Bが死亡や辞任等により経営を手放さない限りできない。しかし、イギリス法で同様の効果を導くことができないわけではない。すなわち、Bの経営権を確保するためには、

54　D.J.Hayton/S.C.J.J.Kortmann/H.L.E.Verhagen（eds.）, Principles of European Trust Law, Kluwer Law International, 1999, at 61.

単に上述したような内容の信託を設定するだけでは足りず、Bが経営を手放す時点においてA、CおよびDのいずれも生存していることを各受益者の利益の条件とするか、または、Bが経営を手放す前にA、CまたはDが死亡したときはその時点においてその子供が生存していることを条件とすることが考えられる[55]。また、イギリスでは、そもそも「信託の変更」の範囲自体が当初の信託の目的・対象を超えない場合に限るという制約が課されており、それを超えた変更に対し裁判所が承認を与えることはできなかった。このように、英米法のルールの表面上の違いを極度に強調しすぎることは危険であるが、他方、英米法の信託の終了・変更に係るルールには歴然と差違が存することもたしかであった。

先に掲げた例に明らかなように、イギリス法においては、信託は一旦設定されるや否や、基本的に信託設定者は法的に背後に退き、受益者が唯一かつ絶対的な財産に対する実質的所有者となるのに対し、アメリカでは信託設定者の意思が信託の設定後も強い影響力を及ぼすというわけである。この点の評価はむつかしいが、樋口教授は、受益者に利益を与えたいけれども直接贈与したのでは意味がないと配慮する信託設定者の意思に基づき信託が設定される以上、アメリカ法のルールこそ本則だと思われるとされながら、他方で信託設定者の配慮が無意味な桎梏に変わる現実も否定できないと指摘されている[56]。現に、アメリカにおいても信託設定者が死後もその意思を貫徹しつづけることに対しては「死者の手」であるとして揶揄的に表現されることもある。実質論としては、浪費者信託条項が存在しない信託の受益者は、信託の終了を認めなければ、受益権を処分して換金するだけであり、往々にしてその条件は不利になりがちであるという点も指摘することができよう。受益者の実質的保護という観点からすると、信託を終了し信託財産の引渡を受けた方が有利であるというわけである[57]。いずれにせよ、イギリス法においては、信託は、信託設定者と受託者の間の契約的な権利義務関係を中心とするものではなく、信託財産を中心としつつ受益者保護に最大の重きを置いて発展してきたのである[58]。むしろ、イギリス法は、受贈者が自由に目的物を処分できる贈与との均衡を問題とし、信託においても贈与を受けた場合と同

55　Hayton/Kortmann/Verhagen, supra note 54, at 62. もっとも、信託条項に工夫をこらしても、必ずしも信託設定者の意思を貫徹できるわけではないことにつき、本稿Ⅱ（3）参照。
56　樋口・注（2）331～332頁。
57　アメリカにおいては信託法は州の管轄であるが、信託の終了につきイギリス法と同様のルールを採用する州信託法も存在する。受益者による信託の終了を認めるべき理由として強調されるのが、それを認めないと受益者は受益権の売却によりその目的を実質的に実現しようとするが、往々にして不利益な条件で譲渡するはめになり、受益者の保護にならない点である。以上につき、George T.Bogert, Law of Trusts , § 152, West Publishing Co. 6 th ed. 1987参照。
58　たとえば、森泉章編・イギリス信託法原理の研究—F.W. メイトランドの所説を通して—（学陽書房、1992年）77～155頁参照。

様のことができなければならないと考える。反対に、アメリカ法は、信託財産がその目的により拘束された独立財産である点を重視していると言えよう。信託の目的は信託設定者により規定されることはいうまでもない。

この問題は、結局は、「信託はだれのための制度か？」という問題に帰着するとともに、受益権の信託財産に対する関係、信託財産の目的拘束性、信託設定者（委託者）の信託における法的地位など、信託の根本問題に深く関わる。受益者の意思を重視するイギリス法のルールとりわけ Saunders v. Vautier のルールは、そもそもは遺言信託に係るルールであるが、少なくともわが国の信託の圧倒的多数である取引としての信託については一層妥当性を有するように思われ、日本法に対し大きな示唆を与えうると考える。しかし、日本信託法における信託の終了・変更の規律についての本格的検討は、他日を期すこととし、ひとまず本稿を閉じることとする。

ジャージー島信託法の概要

大　塚　正　民

Ⅰ　はじめに

ジャージー島信託法は、いわゆるオフショアの信託法の代表的存在であるが、その概要はわが国ではこれまでほとんど紹介されていない。そこで、Diamond, Diamond & Sullivan III, International Trust Laws and Analysis, Kluwer Law International, Vol. 3, Jersey : Analysis of Trust Laws 等を参考にしつつ、以下、概要を記すことにする。

Ⅱ　ジャージー島の歴史と地位

まず、ジャージー島そのものにつき、ジャージー島のガイドブックその他を参考に、その概略を記す。

ジャージー島はチャネル諸島の中で最大の島である。人口はおよそ9万、イギリスよりもむしろフランスに近い位置にあり、フランスからは16マイルしか離れていない。

わが国においても金融特区設置の動きがあるが、ジャージー島の場合、単純に、イギリスの便宜のための金融特区として独自の地位を占めているわけではない。

その歴史は933年に遡り、その年、ジャージー島はヨーロッパ大陸のノルマンディー領となった。その後1066年のいわゆるノルマン征服により、イギリスで初めての統一国家が形成される。その時点で、ノルマンディー公爵ウィリアム（ウィリアム１世）は、現在はフラン領であるノルマンディーとイギリスとジャージー島を含むチャネル諸島を領地としたことになる。１人の国王の下に忠誠を誓う臣民として、イギリスもジャージーも同等だったということを意味する。

その後、1204年、ノルマン王朝は大陸の領土を失い、その際に、チャネル諸島ではイギリス国王に忠誠を誓うことを自ら定めた。17世紀、イギリスの市民革命の際には、当時の皇太子だったチャールズ２世を匿うなど国王を支持する動きも見せた。

ジャージー島に流されて何年も暮らしたことのあるビクトル・ユーゴーは、チャネル諸島を評して「フランスから脱け落ち、イギリスによって拾われたヨーロッパの一部」と述べたという。1960年代までは、フランス語が公用語だった。

政治や法の点でも、イギリスの植民地でないことは明らかである。行政府・立法府はもちろん裁判制度をもち、独自の通貨を発行し課税も行う。イギリスから行く場合、国際便

という形で飛行機に乗ることも、その独立した地位を示す。だが、イギリス国法への忠誠は厚く、エリザベス城（もちろん１世にちなむ）という観光名所もあり、裁判所の名称もRoyal Court（王立裁判所）を名乗る。

Ⅲ　1984年ジャージー島信託法

フランス海岸の近くに位置するジャージー島が、オフショアの金融センターとして発展したのは比較的最近のことである。1973年、ジャージー島は、EC構成国の国民に対し特別の税務上の地位を認め、さらに1984年、信託法を制定し、資産管理の道具としての信託を提供し、世界中の多くの国々の信託法制定および改正の範となった。

その後、1989年に信託法を改正したが、それは、その年にクック諸島がさらに包括的な資産保護規定を制定し、遺留分制度に対抗する措置を設けたことから、これと同じ改正をおこなったものである。さらに1996年には、非慈善目的であっても目的信託の設定が可能なように改正が行われている。

1　ジャージー信託法の制定および改正

1984年　Trust（Jersey）Lawが制定され、1983年６月１日以降に設定される信託に対し適用されるようになった。その後これまでに、1989年、1991年、1996年の３度改正が行われている。

2　その概要

①信託の設定については、設定を容易にする規定が置かれている。

第１に、信託を設定する通常の方法は、信託証書、遺言または遺言補助書などの書面による方法であるが、ジャージー島の信託法は、ユニット・トラスト以外の信託であれば、口頭の信託宣言または信託設定を示す行為によっても信託を設定できると定める（第７条）。

第２に、信託の設定能力についても、ジャージー島の法律の下で認められるばかりでなく、信託への財産の移転が行われた地域の法律の下で能力が認められれば十分とする（第８Ａ条）。また、委託者は、（当然ながら）非居住者であってもよい。

第３に、信託財産につき、一定額以上の資産を要求することはない。さらに、信託の登

録を必要とすることもない。

第4に、信託の存続期間についても、　ジャージー島の信託は、信託証書により短い期間を定めていない限り、100年間存続できると明確な規定がなされている（第11条）。

なお、明文で擬制信託の成立を認めている。擬制信託は、ある人が信託違反の行為によって財産を受領した時に発生し、その人はその財産またはその利益を正当な権利者に引渡すことによって終了する（第29条）。

②税務上の取扱い

次のような優遇措置が定められている。

第1に、ある信託の設定者および受益者がチャネル諸島の非居住者である信託がジャージー島以外の地域から稼得した所得については、ジャージー島による課税はない。

第2に、ジャージー島において管理されている信託から生じたキャピタル・ゲインおよび銀行利子についても、そのような非居住者は非課税であって、通常20%の税率で課される租税を免れることができる。オープン型のユニット・トラストについても、ジャージー島の居住者が投資家でない限り、非課税である。

1989年、ジャージー島の課税当局（Comptroller of Income Tax）は声明書を発し、非居住者が受益者である信託の受託者に支払われる利子は、ジャージー島源泉であるか否かを問わず、すべて非課税とする旨の租税優遇措置を確認した。

③信託の取消・撤回等

設定された信託の瑕疵につき、次のような定めがおかれている。不道徳もしくは違法な目的のために設定された信託、強迫、詐欺もしくは錯誤によって設定された信託、または、条項が余りにも不明確であって執行不能な信託は、有効でない限度において取消すことができる（第10条）。

撤回可能信託にすることも可能である。ただし、撤回前に受託者が行った行為につき、その撤回は何等の影響を及ぼさない旨が明示されている（第36条）。

④受益者

委託者は受益者となることができる。いわゆる自益信託の可能なことが明定されている（第9条）。ジャージー島の信託は、委託者の個人的年金計画の実施のために設定することができる。非居住者つまり国外居住者に支払われる年金に対しては所得税を免除する旨の法律が存するので、認可を受けた年金基金は非課税である。年金計画が投資できる資産お

よび金額に制限はない。

受益者としての確定性が定められている他、条件付で受益者としたり、あるいは信託存続中に受益者を増減することもできる。受託者も受益者となることができる（共同受益者の１人という意味である)。さらに、未成年者や障害者のために、本来は彼らのために蓄積された収益でなくとも、受託者の裁量により、そこからの分配が可能なことが明記されているうえに、裁判所によって、未成年者や障害者が必要とする場合に信託条項を変更することができることも定められている（第43条)。

⑤収益蓄積条項

ジャージー島の信託は、信託存続期間の全期間または一部期間にわたって信託収益を蓄積できるとする条項を含むことができる。未成年者が受益者である信託の収益は、その受益者が成年に達するまで蓄積する旨を定めることができる（第34条)。

⑥受託者および受託者会社

ジャージー島には多数の銀行、信託会社およびその他の金融機関があり、いずれも専門的受託者業務を提供している。

ジャージー島信託法は、受託者の義務、権利および権限を細かく規定している点において世界的に最たるものの１つである。受託者は、信託条項でとくに１名のみと規定しない限り、２名以上の受託者がいなければならない。ただし、所定の員数の受託者に達していないからといって、その信託が無効となることはない（第12条)。欠員となった受託者は、現行の受託者等、または管轄裁判所の命令によって任命される（第13条)。

受託者に任命された者には受諾する義務はない。ただし、委託者もしくは他の受託者に対し書面による任命拒否を通知せず、または、管轄裁判所に対し任命拒否の確認命令を求めなかった場合には、受託したものとみなされることがある（第14条)。辞任については、共同受託者に書面による辞任通知をすれば辞任できる（第15条)。

受託者の義務については、次のような定めをおく。

第１に、十分な勤勉さをもって、慎重な人間として、自己の能力および技術の最善を尽くし行為すること。

第２に、でき得る限り信託財産の価値を維持・増加させること。

第３に、自己の受託者たる地位を利用して利得を図らないこと（第17条)。ただし、その信託の条項によって認められているか、受益者の全員が同意しているか、または、管轄裁

判所の許可がある限り、受託者は、その職務によって生じた費用の償還を受け、その職務に対する報酬の支払を受ける権利を有する（第22条）。

第４に、受託者には、正確な計算および記録を保持し、かつ信託財産を分別管理する義務があり（第17条）、複数の受益者または慈善目的が存在する場合には公平義務がある（第19条）。

なお、受託者には、受益者の利益のために信託財産の元本を取り崩す権限がある。

共同受託者には合手的行動の義務が定められ、信託の条項で多数決を容認している場合以外には、全員一致で決定実行しなければならない。

信託の条項が多数決による決定実行を容認している場合、反対した受託者はその反対した旨を書面記録に止めておくことを要求する権利がある（第18条）。

受託者の情報提供義務に関しては、自己の機能または信託の勘定の行使にあたって思案した過程を示す文書を開示する義務はないと明記される。他方で、受託者には、信託の勘定に関する情報を開示することが禁じられている（守秘義務）。ただし、そのような情報を受けるべき者としてその氏名がその信託文書に明示されている受益者または慈善団体に対しては、この限りでない（第25条）。

受託者は、信託違反に基づく信託財産の喪失もしくは価値の減少または信託違反に基づく喪失利益について損失填補の責任を有する（第26条）。なお、法人受託者に対する信託違反に基づく訴訟の場合、その法人の取締役をも被告とすることができる（第52条）。

受託者の権限には、通常の所有者が有する権限のすべてが含まれるが、その信託の条項に特に定めを置くことによって、権限の行使にあたって受託者以外の第三者の許可を得るべきものとすることができる（第20条）。ただし、受託者は、どの受益者の同意も得ることなしに、受益者の権益を増進させるために信託財産を充当することができる（第23条）。

自己執行義務に関しては、信託条項で禁止している場合を除き、一定の自己の権限を他人に委任できる。たとえば、その受託者がその機能を遂行する能力を有すると合理的に判断した投資マネジャー、会計士、銀行員、弁護士、ブローカー、その他の専門家を雇い、これらの専門家に通常の報酬および料金を支払うことができる（第21条）。

なお受託者の報酬については、一定の規制がある。

⑦執行者（enforcer）および保護者（protector）

ジャージー島信託法では、公益信託以外でも目的信託が認められているが、この場合に

は受託者から独立して活動する執行者を置かなければならない。執行者については、厳密なルールが定められている。その辞任、新しい執行者の任命、執行者が行為不能となった場合に信託が取るべき手続などである。執行者の解任または交替執行者の任命が必要な場合、受託者は管轄裁判所に申立てをしなければならない（第10B条および第10C条）。

これに対し、保護者の方は、信託の条項の実施を確実にするためにおくことができるとされている。受託者がその権限を行使するに際して、受託者以外の者、保護者の同意を必要とする旨を定め、受託者の監視役を設定するわけである（第20条）。

⑧守秘義務と受益者への情報開示

ジャージー島の銀行および信託管理会社には、イギリスにおいて課されている守秘義務と同様の義務が課されている。信託に関する情報は、裁判所の命令がない限り、信託の利害関係者以外に開示してはならない。

ただし、刑事告発は別である。ジャージー島における資金洗浄禁止法違反行為は、1999年のProceeds of Crime（Jersey）Lawによって厳しく処罰される。金融サービス業務に従事している者は、資金洗浄禁止法関係の違反行為を報告することが求められる。

受益者に対する情報提供義務としては、信託活動に関し正確な勘定を記録保管し（第17条）、信託条項に従い、受益者に対し、信託に関する完全かつ正確な情報を提供しなければならない（第25条）。

⑨準拠法原則

ジャージー島信託法の定義によれば、ジャージー島信託とはジャージー島の法律を準拠法とする信託であり、外国信託とはジャージー島以外の法域の法律を準拠法とする信託である（第１条）。ただし、ジャージー島で設定された信託の準拠法は、ジャージー島の法律から他の法域の法律に変更することができる（第37条）。

⑩資産保護・遺留分・詐害的処分

1989年改正法は、ジャージー島信託の有効性を外国の相続法の原則に基づく攻撃から保護する規定を新設した。ジャージー島の非居住者である信託設定者が遺留分を定めている外国法に違反して財産を移転したとの理由に基づく信託無効の主張は、ジャージー島信託に関しては認められない（第８Ａ条）。

ただし、ジャージー島信託の１つの弱点は、信託の有効性を委託者の債権者の攻撃から保護する特別の立法が未だ存在しないところである。もっとも、債権者詐害目的での信託

はいずれにせよ有効とされない。さらにエリザベス一世治世の1571年法の適用もあり得る。

⑪出訴期限

詐害行為目的の信託設定に受託者が関与している場合、出訴期限がない。しかし、信託違反を理由として受託者を被告とする場合には、その受託者が最終計算明細書を受益者に交付した日時から3年間、または、受益者がその信託違反の事実を覚知した日時から3年間が出訴期限とされている。受益者が未成年者の場合には成年に達した日時から3年間は出訴可能である（第53条）。

⑫他の種類の信託

ジャージー島の法律の下では、慈善信託、保護信託およびユニット信託の設定が可能である。

い）慈善信託（公益信託）

これについては永久拘束禁止則の適用がないなど、公益信託に特有のルールが定められている。

ろ）非慈善目的の目的信託

ジャージー島の法律の下では、個人に利益を与えることまたは慈善を行うこと以外の目的を有する目的信託の設定が可能である。目的信託も100年間存続できるし、その信託財産の利益を享受する者がジャージー島の非居住者であって、Jersey offshore company 以外の者であれば、ジャージー島外で稼得した所得についてジャージー島の課税が免除される。他の法域における非慈善目的の目的信託と同じように、ジャージー島の目的信託の場合も、その目的が合理的に達成可能であり、かつ、違法でない限り、受益者を明示する必要はない（第10A 条，　第10B 条，　第10C 条）。

は）保護信託

浪費者信託と同様の機能を果たすものである。だが、明示的に受益権の譲渡禁止・差押え禁止を認めるのではなく、受益者が破産した場合、または、その受益者の財産が債権者の請求のために差押えの対象となる場合に、受益権が消滅、制約または減額されるという条件が付される（第31条）。

に）ユニット信託

投資家の集団のために所得を稼得するミューチャル・ファンドとして機能するユニット信託は書面によってのみ設定できる（第7条）。

ジャージー信託法管見

樋　口　範　雄

I　はじめに

1　ジャージー島の旅

2002年春、ジャージー島を実際に訪ねる機会に恵まれ、いくつかの信託会社や法律事務所、さらに信託会社を1998年以降規制する権限を与えられたジャージー島金融サービス委員会（金融庁）を訪れることができた。ただし、それぞれの活動の概要を聞いたり、担当者に一定のインタビューをすることができたとはいっても、わずか2日間の調査で、ケイマンと並ぶオフショア信託を代表するジャージー島の信託および信託法理がつかめるわけもない。それでも、他方では「見ると聞くとでは…」という感触もあり、以下、この小稿では、細い管から見たものではあるが、ジャージー信託法の現況の一端を伝えることにする。

2　裁判所制度等

ジャージー島の裁判制度を民事事件についてみると、第1審裁判所として、王立裁判所（Royal Court）があり、そこから上訴を受ける控訴裁判所（Court of Appeal）がある。さらにイギリスの枢密院司法委員会（Judicial Committee of the Privy Council）への上訴の可能性があるとされる[1]。このうち枢密院司法委員会は、海外のイギリス領およびコモンウェルス諸国からの上訴を受理する機関であるが、後述するように、信託法の領域ではジャージー島独自の信託法が1984年以降制定されており、その解釈をめぐってイギリスの枢密院司法委員会が最終的な権限をもつというのも理解しにくい。しかも、ジャージー島において法曹養成は行われていないので、控訴裁判所の裁判官はイギリスのバリスター資格をもつ法曹である。後に紹介する信託判例も、いずれも王立裁判所または控訴裁判所の判決であり、ジャージー島の信託に関する限りは、ジャージー島内の裁判制度によって解決が図られていると見た方がよさそうである。

なお、ジャージー信託法に関して最もまとまった概説書は、ポール・マシューズ教授が共著者となっている The Jersey Law of Trusts（3 d ed. 1994）であるが[2]、1984年に制定されたジャージー信託法はそれ以後3度の改正を受けており、残念なことに1994年刊行の

1　ジャージー島の歴史や法制度について記述するものとして、道垣内弘人「英国ジャージー島におけるノルマンディ慣習法の適用」北村一郎編『現代ヨーロッパ法の展望』505頁（東大出版会・1998年）。イギリスの枢密院司法委員会については、田中英夫『英米法総論（下）』383頁（東大出版会・1980年）。
2　Paul Matthews & Terry Sowden, The Jersey Law of Trusts（3 d ed. 1994 Key Haven Publications).

この書物では、1996年の重要な改正がふれられていない。第4版の刊行が待たれるところである。なおマシューズ教授のお世話により、ジャージー島の信託を視察する機会が得られたのであり、この場を借りて御礼申し上げる。

以下、ジャージー島の信託の概要をⅡで簡単に見る。その後、Ⅲにおいて、実際に信託が裁判で争われたごく最近の事例を紹介し、それらからジャージー島の信託および信託法の特色を抽出する。

Ⅱ　ジャージー島の信託および信託法

1　制定法としての信託法

ジャージー島では、信託に関する包括的な法律である1984年信託法が制定された。その後、1984年、1991年、1996年の3度の改正を経て現在に至っている[3]。

信託が、一定の信託財産を管理運用する受託者と信託の利益を受ける受益者との関係で構成されるのは、ジャージー島も同じである。信託設定方法に、信託譲渡と信託宣言の2種類の方法がある点も同様である。

実際の設定方法としては、委託者および受託者によって作成された信託証書による信託設定が多い。信託財産のコモン・ロー上の所有者となった受託者は、信託条項の定めに従い、管理運用および分配を行うことになるが、それ以外に委託者から要請状（letter of wishes）を託されることも多いといわれる。この書状は、法的には何ら効力を持たないとされるが、実際に設定されることの多い裁量信託につき、受託者が裁量権を行使する際の重要な指針として参酌されるという。

裁量信託の場合、要請状が作成されるばかりでなく、信託財産の保護者（protector）を置く場合もある。後者の場合には、受託者は保護者の同意がない限り一定の権限や裁量権の行使ができないことになる。

2　信託の分類

ジャージー島の信託は、受託者の権限、もしくは受益者の権利の性格という観点から次

3　以下、ジャージー島の信託に関する一般的な説明は、同島にある法律事務所のホームページにおける説明なども参考にした。たとえば、その1つは次のものである。http://www.volaw.com/pg467.htm

のように分類されている[4]。

①非裁量信託（fixed trust or fixed interest in possession trust）

非裁量信託では、主たる受益者には信託財産に対する確定的な権利が認められる。たとえば、生前は、配偶者に信託から生ずる収益をすべて分配し、配偶者死亡時において、一定割合で子どもたちに元本を分配するよう定めるのが典型となる。この場合、受託者に裁量の余地はない。ただし、配偶者死亡時の子どもたちへの分配につき受託者に広い裁量権を認め、一部は裁量信託という形の組み合わせも可能である。

②収益蓄積・扶養信託（accumulation and maintenance trust）

このタイプの信託の典型は、次のようなものである。委託者に複数の子どもがおり、いずれも未成年だとする。これらの子どもを当該信託の受益者とするが、確定的な受益権はもたせず、これらの子のすべてが一定年齢（たとえば30歳）になるまで、受託者は収益分配についても裁量権を有する。子どもたちに分配の必要がないと考えれば、収益は蓄積させて元本に組み入れる。しかし、子どもの中で教育・医療その他の支払が必要であると受託者が判断すれば支出が行われる。そして、定められた時点（一番小さな子が30歳になった時点）が到達すると、信託元本を子どもたちに一定割合で引き渡すというものである。

裁量信託と非裁量信託の組み合わせで、最も有意義な形での扶養費支出をしようというタイプの信託である。

③裁量信託（discretionary trust）

裁量信託は、信託の運用すべてを受託者の裁量に委ねようとするものである。収益の分配ばかりでなく、信託終了時の元本分配についても、誰を受益者にするか、受益者にしたとしてもどの割合で分配するかなど、すべて受託者の裁量に委ねる。明らかなメリットは、現在予測できない事態に柔軟に対応できるところと、委託者はもちろんだが、すべての受益者が確定的な権利はもたないので、逆に、彼らの債権者その他から決して手を伸ばすことのできない財産とすることができる。

他方で、このような裁量権を受託者に委ねることに伴う心配は、前記の要請状と、保護者という制度的補完システムで対処することができる。

④撤回可能信託（revocable trust）

4　以下の分類は、ジャージー島の法律事務所の1つ、Ogier & Le Masurier の出しているパンフレット、The Use of Trusts in Jersey によるが、ここでの説明は、どの法律事務所も同様の説明をするような一般的なものである。

これは、委託者に信託の撤回権を残す形の信託である。ただし、税法上の考慮や、委託者の債権者からの信託財産の隔離、あるいは委託者の居住国の相続法が信託財産にも影響を及ぼす可能性が増大するため、一般的には薦められないとされる。ただし、これらのリスクは承知の上で、なお委託者としての権限を残したいと考えるのであれば、撤回可能信託も選択肢の１つとなる[5]。

⑤目的信託（purpose trust）

一般に信託の要件として受益者の存在が必須であるが、受益者が特定しなくとも信託の成立が認められる場合として、公益信託（charitable trust）が古くから認められてきた。一定の公益目的があれば信託の成立が認められるのはジャージー島でも同様である。

ジャージー島の信託で特徴的なことは、1996年の信託法改正により、非公益目的信託を認めるに至ったところである。第10A 条は、公益信託とされない信託であっても、執行者（enforcer）を置く限り、受益者がいないという理由で無効とされることはないと明記する[6]。一般に、公益目的の信託は公益信託と呼ばれ、新たに認められた非公益目的の信託は、単に目的信託と呼ばれることがある。

目的信託には、受益者の特定される通常の信託と同じルールが適用されるが、２点、相違点があるとされる。第１に、目的信託の場合、信託証書に目的を明示する必要がある。第２に、受託者とは別個の執行者を置く必要がある。

目的信託は、次のような事情を背景に認められるに至った。商事取引では、参加者はそれぞれの利益を求めて参加するわけであるが、取引相手の倒産リスクや約束違反のリスクを減少させたいと願う点では共通の利益をもつ。そのために、当該取引について、その成否に利害関係がなく、したがって公平と考えられる介在者、あるいは介在機関を入れて、先のリスク軽減を図ることが考えられる。そのために信託の仕組みを利用するのはうってつけである。そこで、国際的な投資の場面、たとえば社債その他の有価証券の発行、資産

5　アメリカでは撤回可能信託が多用されている。これについては、沖野眞巳「撤回可能信託」大塚正民・樋口範雄編著『現代アメリカ信託法』81頁（有信堂・2002年）。ジャージー信託では、撤回可能信託にした場合の信託財産のリスクとして、委託者の居住国の税務当局、相続人、および債権者の追及が考慮されている。アメリカの統一信託法典では、このうち債権者の追及は及ぶと明記しており、債権者の追及というリスクが小さい場合に利用されることが予想される。他の税務当局や相続人の問題は、アメリカ国内で利用されている限りでは、州毎に法が異なるといってもこの点で大差がなく、大きな問題とならないと思われる。逆に言えば、ジャージー島の信託は、委託者の居住国の税制とジャージー島の税制の相違、遺留分制度を典型とする相続法制の相違を意識して用いられることが多いことが推測できる。

6　Art. 10A of the Trusts（Jersey）Law 1984 amended in 1996.

第10A 条　非慈善目的の信託

その信託の条項で非慈善目的を遂行する執行者の任命を規定し、かつ、執行者が不在となった場合の新執行者の任命を規定している非慈善目的の信託は、第10条第（２）項（a）（iv）の適用によって無効とされることはない。

の証券化・流動化などの仕組みに目的信託を組み入れることが行われるようになった。

3　ジャージー島信託のメリット

ジャージー島信託の特色として、次のような点が長所として強調されている[7]。

イ）相続に関連した個人顧客に対して

ジャージー信託法の柔軟性（flexibility）が強調され、委託者の多様な願望に答える柔軟な制度設計が可能であるとされる。

多様な願望としては、次のような点が例示される。

①家族財産の維持―相続で分割されることが望ましくないとされ、将来的に家族の財産として維持したいと思われる財産（不動産ばかりでなく家族で経営してきた会社など）については、信託財産として、受益権を子や孫に与える。

②居住国の相続法制、特に遺留分制度の回避―遺留分制度のある国では、一定割合の遺産は、被相続人が自由に処分することができない。それを嫌う場合、ジャージー信託法は、1989年改正により、第８Ａ条で、生前にジャージー島の信託を設定し信託財産としておけば、遺留分制度の影響を受けないと明記した。

③税制上のメリット―たとえば裁量信託の受益者が持つ受益権は、ジャージー法上は相続財産とみなされず、したがって非課税となること、居住国の税制の変更にも対処できることなど。

④秘密性（confidentiality）―さらにこれらの信託について秘密の保持が謳われている。個々の信託は、ジャージー島の当局に登録する必要がなく、秘密が守られる。ただし、マネーローンダリング等に利用されるのをおそれて、1998年以降、ジャージー島金融サービス委員会（Financial Services Commission）では、ジャージー島の信託事業者に一定の規制を及ぼしている[8]。

ロ）投資目的の個人や法人顧客に対して

いわゆる商事信託の領域でも、ジャージー島の信託は、さまざまな信託を提供できると

7　以下の記述も Ogier & Le Masurier の出しているパンフレット、The Use of Trusts in Jersey 等を参考にしたが、これに限らず、他の法律事務所も同様の説明をしている。
8　インターネット上では、次を参照されたい。http://www.jerseyfsc.org

する。

①ユニット・トラストと呼ばれる集団投資スキームに参加する投資信託。

②会計上のオフバランスシートのための取引。

③資産の証券化・流動化。

④さまざまな形での債券発行。

⑤従業員福利制度（年金その他の従業員福利制度を、リスクを減じたうえで、専門家に運用させる）。

Ⅲ　最近の判例

1　9件の判例

ここではランダムな形ではあるが、2001年から2003年にかけてのジャージー島の信託関係判例を9件紹介する。そこから、現実のジャージー信託法がいかなる形で機能しているかを、その一端なりとも、浮かび上がらせてみたい。

①　信託関係書類の開示請求事件

信託関係書類の開示請求がなされ、王立裁判所がそれを認めなかった判例として、Re the CA Settlement （May 2 nd, 2002）がある[9]。

請求者は委託者の娘ではあったが、当該信託の受益者ではない。委託者が2000年1月に死亡し、娘が信託関係書類の閲覧請求を行ったのが本件である。委託者の遺言によれば遺産はすべて息子の方に引き渡されることになっており、娘はまずこの遺言に異議を申し立てて、それが認められている。ところが、財産の大半は1991年に設定されていた信託に移

9　Re the CA Settlement Royal Ct：（Birt, Deputy Bailiff and Jurats Potter and Georgelin）May 2 nd, 2002 unreported, 6 － 2 Jersey Law Review：case summaries（2002）による.これはインターネット上では、次のサイトで見ることができる。http://www.jerseylegalinfo.je/Publications/jerseylawreview/June02/JLR0206_Case_Summaries.ASP

10 Article 25 of the Trusts（Jersey）Law 1984. 以下、信託法の訳は、本報告書末尾の大塚正民訳による。

第25条　受託者が開示を拒否することができる場合

その信託の条項に定める場合および管轄裁判所の命令がある場合を除いて、受託者は以下に掲げるいかなる文書をいかなる者に対しても開示することを要求されない。

(a) 自己に与えられた権限もしくは裁量権を行使する場合、または、自己に課せられた義務を履行する場合、どのような形式で行使または履行するかについて受託者が思案した過程を開示する文書。

(b) 自己に与えられた権限もしくは裁量権を行使する場合、または、自己に課せられた義務を履行する場合の特別な理由を開示する文書、または、その特別な理由の根拠となった、もしくは、なったかもしれない資料。

(c) 自己に与えられた権限もしくは裁量権の行使もしくは行使予定に関連する文書、または、自己に課せられた義務の履行もしくは履行予定に関する文書。

されることになっていた。そこで信託関係書類を見たいと考えたのである。

娘の主張によれば、1984年信託法25条により[10]、裁判所は、娘が信託の直接の利害関係者でない場合であっても開示を認める権限を有しており、受託者を被告として訴えが提起された場合には娘が開示手続により当該情報を知ることができるという理由で、開示を認めるべきだと論じた。

これに対し、王立裁判所は次のように述べて、この請求を棄却した。

「確かに、25条は、信託の利害関係者以外の人に対しても信託関係書類を開示するよう命ずる権限を王立裁判所に認めているが、きわめて例外的な場合を除き、そのような非利害関係者に、提訴前に開示を認めるようなことは正当ではない」。

② 受託者が裁判所に指示を求めた事件

受託者が、一定の行為をなす前に裁判所の指示を仰ぎたいと考える場合がある。これに関する判例として、In the matter of the "S" Settlement (July 24th, 2001) がある[11]。

裁判所は、受託者のとろうとしている行為が適切であるとの指示を与えることにしたが、その過程で、次のように判示した。

(1) 先例である、The Public Trustee v Cooper[12]によれば、裁判所が受託者に指示を与えるケースは4つに分類できる。

(a) 受託者のしようとする行為が、受託者の権限内か否かを確認するための請求。この場合、信託証書の解釈や制定法の解釈が問題となる。

(b) 受託者の権限内であることは間違いないが、当該行為がきわめて重要であるため、受託者の裁量権の行使として適切か否かを確認するための請求。

(c) 受託者が裁量権の行使を自ら行わず、裁判所にその行使を委ねるための請求。裁判所がそれを受けるのは、共同受託者間で対立しそれが解消できない場合や、受託者に利益相反がある場合など、正当な理由がある例外的場合に限られる。

(d) 受託者としてはすでにある行為をしているが、それに対し異議申立てがなされた

(d) 信託の計算に関連またはその一部を形成する文書。ただし、原則としては本 (d) 項が適用される場合であっても、以下の場合は例外的に本 (d) 項の適用はない。すなわち、慈善信託ではない信託の受益者が開示請求者である場合、慈善信託であってもその信託の条項において受益者である旨が明示されている受益者が開示請求者である場合、または、非慈善信託の執行者が開示請求者である場合。

11 In the matter of the "S" Settlement, Royal Ct (Birt, Deputy Bailiff and Jurats le Breton and Querae) July 24th, 2001 unreported ; 6 − 2 Jersey Law Review : case summaries (2002). インターネット上では、http://www.jerseylegalinfo.je/Publications/jerseylawreview/feb02/Case_Summaries.ASP

12 The Public Trustee v Cooper, December 20th, 1999 unreported.

ので、裁判所の判断を仰ぐための請求。

（2）本件の場合、受託者が求めている指示はこれらのうち2番目の（b）のケースに当たる。すなわち、当該行為が信託にとってきわめて重要であるため、受託者の裁量権の行使の適否を念のため裁判所にも確認しておくため指示を仰いだ事例である。この場合、裁判所は以下の3点のみ判断する。

(i) 受託者が、具体的状況において当該行動が望ましいと誠実に判断したといえるか否か。

(ii) 受託者の判断は、合理的な受託者であれば到達したようなものだといえるか否か。

(iii) 受託者の判断につき、それに影響を及ぼす何らかの利益相反の要素がなかったといえるか否か。

本件の場合、これら3点の問いにつきいずれも肯定できるとして、裁判所は受託者の判断を支持する決定を下した。

③ 信託財産の分配に関する事件

信託財産の分配の是非が争われた事件として、Abacus （C.I.）Limited, Trustee of the Esteem Settlement and the Number 52 Trust and Grupo Torras S.A v Sheikh Fahad Mohammed Al Sabah & Others （April 24th, 2001）がある[13]。

本件は、ジャージー島の第1審裁判所である王立裁判所から控訴裁判所（Court of Appeal）へ上訴がなされ、控訴裁判所が下した判決である。

別訴において、受益者に対し勝訴した判決債権者がいる。本件では、この判決債権者への支払という形で信託財産を分配する命令を受託者に出すよう裁判所へ請求がなされた。王立裁判所はそれを拒み、控訴裁判所もこの判断を支持した。

第1審の王立裁判所では、次の3つの論点が争われた。

（1）受託者（したがって裁判所）は、受益者が反対しているにもかかわらず、受益者の利益になるものであるとして、受益者の債権者に対し信託財産の分配をすることができるか否か。

（2）本件の事実関係の下で、受益者の債権者への支払という形をとる分配は受益者

13 Abacus (C.I.) Limited, Trustee of the Esteem Settlement and the Number 52 Trust and Grupo Torras S.A v Sheikh Fahad Mohammed Al Sabah & Others, Court of Appeal (Gloster, Sumption and Rokison JJA) April 24th, 2001 unreported.

の利益になるものといえるか否か。

（3）仮に、前記2点に肯定の答えがえられたとして、受託者に代わる立場に置かれた裁判所が、その裁量権を行使してこのような支払をすべきか否か、そうだとしてもどのような基準で裁量権を行使すべきか。

これらの争点につき、王立裁判所はそれぞれ次のような結論を出した。

（1）法律上、受託者は、たとえ受益者が反対しても、第三者への支払が受益者の利益になる場合には、受益者の利益のために分配をすることができる。

（2）In re Price という先例にあるように[14]、利益という概念は広く解釈すべきものであるが、受益者の債務が減少することが、それ自体で受益者の利益とされるか否かは自明でない。受益者が現実に受ける利益が何らかの形で特定され、それが真に生ずる蓋然性が高いと思われることが必要である。

（3）仮に債権者への支払が受益者の利益になるとしても、この利益は現実的にはきわめて小さなものであり、信託財産のすべてまたは大半を支払い、本件の受益者に形にならない利益を与えるだけで他の受益者に重大な不利益を与えるような裁量権の行使は、完全に誤っている。

したがって、受託者に対し受益者の債権者への支払を命ずることはできないと結論づけた。2001年1月9日のことである。2月6日付で上訴がなされ、控訴裁判所は同じ年の4月24日に、控訴棄却という判断を示した。判決の概要は以下のようなものである。

（1）これまでの確立した先例により、控訴裁判所が、王立裁判所の裁量権の行使を覆すのは、以下のいずれかの要件が満たされた場合に限られる。

(a) 王立裁判所が、裁量権行使の際に従うべき基本原則を踏み外している場合。

(b) 王立裁判所が、考慮に入れるべきでない事項を入れたり、逆に考慮に入れるべき事項を落として裁量権を行使した場合。

(c) 王立裁判所の決定が明白に誤っている場合。

このようなルールを基に、王立裁判所の上記3点の判断につき、以下、検討を加える。

（2）受託者による分配の判断に際し、受益者の反対がどのような意義を有するかにつき判断した第1論点については、これまで当裁判所（控訴裁判所）自体は明確に判示したことはないが、一応、この点での王立裁判所の判断は正しいと考えられる。すなわち、受

14 In re Price, (1887) 34 Ch 596.

益者の反対だけで、受託者の分配案が違法・不当になるものではない。

（3）第2の論点である、受益者の債権者に支払をし、受益者の債務を減少させることは、それだけでは必ずしも受益者の利益になると限らないという王立裁判所の判断も、関連のある法的原則に照らして適切なものということができる。本件の事実関係によれば、受益者自身は債務減少を利益と考えておらず、その他特に受益者の状況に相当の改善が見られるという事情もないので、本件債権者への支払を正当化する十分な利益とならない。

（4）第3の論点についても、王立裁判所の判断は正当である。受託者が裁量権を行使する際には、他の受益者を含めた受益者全体の利益をバランスして考慮する必要があり、ここではまさにそれがなされているからである。

④　受託者が信託事務にかけた費用の補償請求権に関する事件

受託者が信託事務にかけた費用の補償請求権に関する事件として、In re the Esteem Settlement（January 15th, 2001）がある[15]。

本件は、前記③の訴訟から派生した事件である。先に述べたように、2001年1月9日、王立裁判所は、受益者（破産者）の債権者が受託者に対し信託財産から受益者に支払をなすよう求めた事件において、受託者に支払命令を出すのを拒絶した。そこで、次に、受託者が支出した訴訟費用を信託財産から回収してよいかが問題となり、本件となった。受託者は、先の訴訟で、不合理かつ一部の受益者に有利な形で行動しており、したがって訴訟費用は信託財産からではなく自らの固有財産から支出すべきだという主張がなされたからである。

王立裁判所は、信託財産からの支払を求める受託者の申立てを認め、次のように判示した。

（1）受託者の行動は、合理的であり、かつ信託財産の利益を図るためのものだった。

（2）裁判所は、受託者の完全な助力を期待することができるのであり、その助力の中には、受託者が求める裁判所の命令についての賛否双方に関連する法や議論を受託者から提供してもらうことが含まれる。

受託者に対し、抽象的に問題を裁判所に丸投げして決めてもらうような行動を奨励した

15　In re the Esteem Settlement, Royal Ct（Birt, Deputy Bailiff and Jurats de Veulle and Rumfitt）January 15th, 2001 unreported. インターネット上では、http://www.jerseylegalinfo.je/Publications/jerseylawreview/june01/jun2001jlr.asp

り、逆に、訴訟費用を負担するおそれからどのような命令を出すべきかを明確に示すのを阻害するようなことは、いずれも公益に反する。

⑤ 信託の変更に関する事件

信託の変更に関する事件として、In the matter of the Peter Hynd "H" Settlement (April 3rd, 2001) がある[16]。

本件は、1984年信託法43条に基づき[17]、信託の変更を裁判所に求めた事件である。変更の目的は、受託者に対し、より柔軟な判断をすることを認め、とりわけイギリスにおける課税を合法的な範囲で正当に回避するための権限を与えようとするところにあった。

王立裁判所は、この請求を認め信託の変更を許可した。判決では、In the Settlement of Douglas という先例の傍論を引用した[18]。この傍論の趣旨は、課税の回避、減額、または繰延べは受益者の利益と認められるものであり、当該案件において関係する受益者の利益になる限りは、税の考慮が変更の主たる目的であることは裁判所が拒否する理由にならないというものである。

---

16 In the matter of the Peter Hynd "H" Settlement, Royal Ct (Crill, Commissioner and Jurats Myles and Bullen) April 3rd, 2001 unreported. インターネット上では、http://www.jerseylegalinfoje/Publications/jerseylawreview/oct01/oct2001jlr2.asp#casesummaries

17 Article 43 of the Trusts (Jersey) Law 1984.

第43条　管轄裁判所によるジャージー島信託の条項の変更および特定の取引の許可

（1）第（2）項に定める場合を除いて、管轄裁判所は、適切と認める場合には、以下のいずれかの者に代わって、後記の措置に関して、裁判所命令による許可を与えることができる。

(a) 未成年者または無能力者であって、確定的か条件付かを問うことなく、直接または間接に、その信託上の権益を有している者。

(b) すでに確定しているか否かを問うことなく、将来一定の日、将来一定の事柄が生じた時、将来特定の人間となった時、または、将来特定の集団の構成員になった時にその信託上の権益を直接または間接に受領する資格を有することになる者。

(c) 未出生の者。

(d) ある人に与えられた裁量権に基づき、現在の権益であって未だ失効も確定もしていないし権益が、失効または確定した場合に、その権益を受領することになるかも知れない者。

かかる許可の対象となる措置とは、誰の発案による措置であるのか、および、その措置に同意を与えることができる利害関係者が他に存在するのかを問うことなく、その信託の条項の全部もしくは一部を変更もしくは撤回し、または、その信託財産の管理もしくは運営のためにその受託者の権限を拡大する措置を指す。

（2）第（1）項の (a)、(b)、または、(c) に規定されている者に代わっての許可を与える場合には、管轄裁判所は、その措置を実行することがその者の利益にならないと認める時は、その措置に許可を与えてはならない。

（3）信託の管理または運営の過程において、売却、賃貸、質権設定、担保設定、放棄、免除、もしくは、その他の処分、または、購入、投資、取得、支出、もしくは、その他の取引であって、管轄裁判所の意見によれば、妥当な処分または取引ではあるものの、その信託の条項上または法律上、その受託者にはその権限がないため、そのような処分または取引が行えないと認められる場合には、管轄裁判所は、その受託者に対し、そのような処分または取引に関し、必要があれば管轄裁判所が適切と認める条項または条件を付した上で、一般的な権限またはその状況に応じた特別な権限を与えることができ、かつ、支出する金額または取引に要する費用をどのような方法でどの財産から支出するかに関する指示を行うことができる。

（4）本条に基づく管轄裁判所への申請手続は、第47条第（3）項に規定されている者のだれもが行うことができる。

18 In the Settlement of Douglas, 2000 JLR 73.

⑥　信託変更と受益者の利益の意味に関する事件

信託変更に際し受益者の利益とは何かが問題になった事件として、In the Matter of the T Settlement （6 February 2002）がある[19]。

本件において、王立裁判所は1984年信託法43条にいうところの受益者の利益の意味を拡大して解釈する立場を示した。43条では、それが未成年者や未出生の受益者の利益になることを条件として、裁判所による信託の変更を認めている。この事件では、祖母が委託者となって信託が設定されたが、祖母はイギリスで暮らしており、信託財産の売却により思いがけなくきわめて多額の税が委託者である祖母にかかることがわかった。この税金を払えなければ、祖母は破産する。そこで、信託財産から税の支払ができるよう、信託の変更が求められた。

この信託の受益者の中で成人の受益者は皆これに同意しているが、未成年者や未出生の受益者は同意することがそもそもできない。そこで裁判所に変更を求める手続きがとられた。

未成年者や未出生の受益者のための弁護人が選任され、彼は、委託者である祖母に対しこれらの受益者は扶養義務を負っていないので、したがって、祖母に対する一種の道徳的な義務を果たすための本件信託変更は、これらの受益者の利益になるとはいえないと主張した。

だが、王立裁判所は、この主張に同意せず、どのような世代の受益者が問題となるのであれ、本件信託変更のような祖母に対する配慮は道徳的に正当であり、これもまた受益者の利益に含まれると結論づけた。

⑦　離婚と信託財産に関する事件

離婚の際に、一方配偶者が有する信託受益権を考慮に入れた財産分与がなされるべきか否かが問題になった事件として、J-v-M （22 May 2002）、および In the Matter of the X Trust （13 June 2002）がある[20]。

これら２件の紛争は同じ事件であり、最初の訴訟において離婚の際の財産分与が争われ

19　In the matter of the T Settlement（Royal Court 6 February 2002）．これ以下４件の判決は、ジャージー島の法律事務所の１つである Ogier & Le Masurier のホームページに掲げてある最新の判例（14 Litigation Review）からとったものである。インターネット上では下記を参照されたい。http://www.ogier.com/pdf/Client-Briefing/CB-Jsy-LitReview.pdf

20　J-v-M（Royal Court 22 May 2002）および In the matter of the X Trust（Royal Court 13 June 2002）.

た時点で、夫は、自らは裁量信託の受益者に過ぎないのであり、その収入は財産分与に含めるべきでないと主張した。しかし、王立裁判所は、当該信託からこれまで夫がえてきた莫大な収入から見て、受託者は今後も同様の分配をすることが予想できると判示し、本件で命じられる財産分与の額はそれ以外の夫の資産ではまかなうことができないかもしれないが、信託収入を含めれば十分にまかなうことができると述べた。

しかし、このような判決をすれば、今後も夫への支払をするよう、裁判所が受託者に対し圧力をかけることになる。これについて、王立裁判所は、確かにそれが不適切かつ不当な圧力とみなされる場合もあるが、他方で賢明な働きかけとされる場合もあり、本件は後者にあたると述べた。その結果、夫に対し信託収入を考慮に入れた大きな額を財産分与として妻に一括払いし、さらに信託財産である住居を妻の名義にするよう命じた。

これに対し、早速、信託の受託者が王立裁判所（最初の事件とは異なる裁判官で構成される裁判所）に指示を仰いだのが2件目の訴訟である。受託者にとっては、妻は当該信託の受益者ではなく、その利益に配慮した支払および移転を行うことが正当であるとの確認を求めたわけである。

裁判所は、第1に、一括払いの金銭については、受託者が支払わなければ妻はどのみち夫を訴えるであろうと述べて、受託者による支払は、このケースでは受益者である夫の利益にもなると結論づけた。第2に、信託財産である住居については、より問題が大きいが、夫自身も名義を信託名義から妻に移すことに同意していること、そうしなければ金銭の増額を求めて訴訟がさらに続くことになり、それは受益者である夫の健康を害しかねず、さらに信託財産としての住居に妻や子どもたちが住み続けることは、妻と信託との間の紛争のリスクを生じさせ、子どもたちの利益にならないと述べて、受託者が、不動産を妻に移転することも適正であると結論づけた。

⑧　信託証書の訂正義務に関する事件

信託証書の訂正義務に関する事件として、In the Matter of the McLean Family Settlement（15 August 2002）がある[21]。

本件において、受託者は信託証書に誤記があることを発見しながら、裁判所に訂正命令（rectification）を求めたのはそれから5年後だった。王立裁判所は、一般論として、訂正命

21　In the Matter of the McLean Family Settlement（Royal Court 15 August 2002）.

令の請求は適時になされる必要があり、時宜に遅れたものは訂正を拒むことがあると述べながら、本件については訂正を認めた。それは、委託者の子どもたちのうちの１人に不利益が及ぶのを回避するためである。

ただし、本件手続に関する費用はすべて受託者の固有財産から支払うよう命じた。

⑨　受託者の報酬に関する事件

受託者の報酬に関する事件として、In re R F Norman Settlement （4 March 2002）がある[22]。

受託者が信託事務の遂行のために支出した費用は信託財産からの補償が認められるが、信託証書で明記していない限り、報酬はとれないというのが原則である[23]。そこで、本件では、報酬を得ることができるように信託条項を変更することを認めるよう裁判所に訴えがなされた。受益者はそれに同意を与えていたが、受益者の中には、未出生の子や判断能力に欠ける者が含まれており、この人たちからは同意をえることができないので、裁判所に申し立てたわけである。

すでに紹介した判例にあるように、ジャージーの1984年信託法43条では、変更が受益者の利益になるという条件で、裁判所による信託変更を認める。ただし、受託者に報酬を認めることは、それだけ信託財産を減少させることになる。しかしながら、裁判所は、受益者の利益という概念はもっと広く捉えるべきだと判示した。現実的かつ常識的な意味で理解すべきであり、決して、論理や机上の空論で考えるべきないという。利益であるか否かの一般的なテストとしては、自己利益を重んずる合理的な成人が、変更に伴うリスクも勘案したうえで、その変更案に同意する蓋然性が高いか否かである。

本件の場合、フロリダから信託を移したことが背景にある。ジャージー島で信託を運用するにはいくつもの利点があり、報酬なしに重い責任を負う適切な受託者を見いだすことは不可能である。信託財産の大きさから見れば、報酬も大きな負担ではない。

22　In re R F Norman Settlement（Royal Court 14 March 2002）.

23　Article 22 of the Trusts（Jersey）Law 1984.

第22条　受託者の報酬および費用

（１）受託者は、以下の（a）、（b）または（c）の場合を除いては、自己の役務行為に対する報酬を受領してはならない。

(a) その信託の条項が許可している場合。

(b) 受益者達の全員が書面によって同意した場合。

(c) 管轄裁判所が許可命令を発した場合。

（２）受託者は、信託に関連して合理的に発生した費用または債務について信託から償還を受け、または、信託から支払させることができる。

以上のように裁判所は述べて、信託の変更を認めた。同時に、信託条項で明示的に禁止されていない限り、信託法21条に基づき[24]、信託財産の運用を投資マネージャーに委託することができるとも判示し、投資専門家への報酬を費用として回復することができるとも述べた。

2　判例に対するコメント

以上、ごく簡単に紹介した9件の判例からだけでも、それまで抽象的にしか感じられなかったジャージー島の信託が、生きた人々の利害を現実に左右する重要なスキームであることがわかる。ただし、そうはいっても、これらの材料だけで分析や検討をするには不十分である。そこで、以下、箇条書き的なコメントという形で感想を綴ることにする。

1）王立裁判所および控訴裁判所が、信託の利用者の便宜に意を用いている様子が見てとれる。

たとえば、③の例を見れば、上訴から3ヶ月たたないうちに判決が出される。頻繁に先例が引かれ、制定法の形で信託法がわかりやすく提示されているばかりでなく、すでにジャージー島の裁判所で一定の先例が積み重ねられていて、安定した法制度が存在するとの印象を外部に与えている。

また、受託者から、裁判所の指示を求める例がいくつも見られるが、これも受託者への親切というよりは、ジャージー島の信託の利用者に対し安心感を与えるであろう。

さらに⑧の例では、受託者の任務懈怠により、5年も経過して信託証書の訂正が求められたが、受益者の利益を最優先にして、訂正が認められている。もちろん、これに関する

24　Article 21 of the Trusts (Jersey) Law 1984.
第21条　受託者の権限委任
（1）本法またはその信託の条項によって許可されていない限り、受託者は自己の権限を他人に委任してはならない。
（2）その信託の条項によって特にこれらの行為を禁止する旨の定めがなされていない限り、受託者は以下の行為のいずれをも行うことができる。
(a) 信託財産の投資の管理に関し有能かつ資格があると受託者が合理的根拠に基づいて判断した投資マネジャーに対し信託財産の管理を委任し、委任契約を締結する行為。
(b) 信託に関する事柄を処理するため、または、信託財産を保管するため、会計士、弁護士、銀行家、ブローカー、財産保管人、投資顧問、財産名義人、財産管理人、その他の職業的専門家と委任契約を締結する行為。
（3）第（2）項に基づいて権限委任または任命を行った受託者は、誠意をもって行い、かつ、過失がない場合には、その権限委任もしくは任命をおこなったこと、または、その権限委任もしくは任命を継続したことから生じた信託に対する損害について責任を有しない。
（4）受託者は、第（2）項に定める権限受任者に対して、その権限受任者が行う取引に関して通常支払うべき手数料その他の支払をその権限受領者が受領することを許可することができる。

費用は受託者が個人的に負うという条件を付けたうえで。いずれにせよ、手続的な厳格さを重視すれば、このケースでも訂正を認めるには時宜に遅れているという判断もありえたと思われるが、裁判所は、一般論として受託者に釘を刺しながら、さらに費用負担も負わせながら、利用者への不利益を回避する判断を示した。

2）このような利用者への安心感は手続から来るばかりではない。より重要な点は、判決内容が利用者に有利なことである。

これら9件の判例の中でいくつも、信託の利用者以外から信託財産に関する請求が出されていることがわかる。

たとえば、①では、請求者は信託の受益者になれなかった相続人である。相続人からの信託関係書類の開示請求を王立裁判所は拒んだ。

③では受益者の債権者である。受託者に対し、債権者が直接自らに支払いを請求し、裁判所は、一般論としてそれが受益者の利益になる場合もあるといいながら、具体的な事案については、やはりそれを否定した。

⑤では課税当局である。判決から詳細な事情は明確にわからないものの、この事件では、イギリスでの税制の変化により、これまでの信託の分配条項では課税上不利な結果になることがわかり、信託の変更が求められた事案だと推測できる。これについて、課税の回避、減額、繰り延べを理由とする変更は正当な受益者の利益の追求だと裁判所は述べている。

ただし、⑦では、離婚に際し、受益者たる夫が自らは裁量信託の受益者であって、確定した受益権を有するわけではないのでこれを財産分与の対象たる財産に含めるべきでないと主張したのを、裁判所は認めなかった。信託の受益者となっていない妻や子の生活や居住に配慮し、信託財産の一部である家を信託財産から妻名義に移すことまで命じている。これは、裁判所が何でも利用者優先という態度をとるわけでないことを示すし、おそらく多くの人は、この事件での裁判所の判断を支持すると思われる。それは結果的に信託制度への信用を高めることになる。

同様のことは、莫大な税金が思いがけなくかかることになってあわてている委託者（受益者たる孫からいえば祖母）に関する⑥についてもいえる。信託の変更ができるのは、同意をすることができない受益者がいるケースでは、その受益者の利益になる場合だけだとする信託法43条の解釈が争われ、これら未成年者のための特別代理人たる弁護士が、形式

的な法律論として、提案されている信託変更は信託の利益を委託者に返すものであり、受益者の利益になるといえないと論じたが、裁判所はそれを否定した。法律論としての利益概念の拡張ということであるが、何よりも、このような予想外の事態が生じても、ジャージー信託法では、多くの人が納得するであろう解決が図られるということを示した。これもまた利用者への安心感の源となる。

3）なお、受託者に対する姿勢も、合理的だという印象を受ける。すでに述べたように、⑧の例で、信託証書の訂正請求をすべきところ5年も放置した受託者について、請求にかかる費用を個人的に支出するよう命ずる一方で、⑨では、信託条項に報酬の定めのない受託者につき、合理的な報酬を認めるための信託変更を許している。受託者による合理的な費用支出については、④判決で費用償還を認める。また、先に述べたように、再々、受託者から求められる裁判所の指示の請求にも、親切にというのかどうかはわからないが、それに応じて、受託者の行うべき行為の適法性を確認するなどの指示を与えている。

4）信託法の内容の点から見ると、次のようなポイントが注目される。

第1に、信託の変更に関する事件が目立つ。アメリカ法と異なり、イギリス法では信託の変更が相対的に容易である。ごく簡単にいえば、イギリス法では、Saunders v. Vautier, (1841) 判決以来、受益者が全員で同意すれば信託の変更・終了が可能であるのに対し[25]、アメリカでは、Claflin v. Claflin (Mass. 1889) 判決を代表として[26]、受益者の同意だけでは信託の変更・終了を認めない。委託者の意思の尊重がより強く求められている[27]。

ジャージー島の場合も、これらの判決で委託者にふれるところがないので、明らかにイギリス型の法理を前提としていることがわかる。そこで問題になるのが、同意能力を欠く受益者の存在である。未出生の受益者や、未成年の受益者の場合、信託変更に同意することができないので、受益者全員の同意をえることができない。そこでジャージー信託法43条は、裁判所によって、これら同意能力のない受益者にとっても利益になるとの確認をすることにより、信託変更を可能にする道を開いた。

その結果、信託の変更に関わる事件が裁判所にもたらされ、受益者の利益という概念の検討が具体的ケースでなされている。

---

25 Saunders v. Vautier, 49 Eng. Rep. 282, 4 Beav. 115 (1841).
26 Claflin v. Claflin, 20 N.E. 454 (Mass. 1889).
27 参照、樋口範雄『アメリカ信託法ノート（Ⅱ）』319頁以下（弘文堂・2003年）、本報告書の中の、神作裕之「イギリス法における信託の終了・変更」。

しかし、同意能力を欠く受益者の問題には、他にも対処方法は考えられるはずであり、アメリカ統一信託法典の定める代表制度などは、これらイギリスに近い法制度をとるところでも参考になるかもしれない[28]。

第2に、信託関係書類の閲覧・開示に関する事件は、ここでは9件のうち①の事例だけであるが、きわめて重要かつ困難な問題を含む。ジャージー島の信託が秘密保持をメリットとして謳うだけに、問題は微妙である。一方では、裁量権の行使を委ねられた受託者を監視するためにも受益者への情報提供や、受益者からの情報請求をいかに考えるべきかという問題がある。他方では、受益者以外の者、広い意味での信託の利害関係者からの情報請求にどう対応すべきかという問題がある。これはジャージー島だけの問題ではなく、信託法25条やその改正案をめぐる議論は、どこの国の信託法にとっても参考になろう[29]。

最後に第3点として、再度、受託者が裁判所へ指示を仰ぐ制度に注目する。②の事例は、裁量信託が広く利用される法域における実情を語る。受託者は、裁量権を委ねられているのであるから、その判断に従って信託の管理運用・分配を行っていればよさそうなものだが、現実には、明確な基準がないだけに裁量権行使の結果に対し不満を持って争う当事者が出てくる可能性がある。そこで、裁判所への指示を念のため仰ぐ制度が必要になる。裁量信託が有益であることを認めつつ、それが広く行われていくのをサポートするためには、裁判所が後ろで支える必要があり、その場合には、裁判所で判断する際の基準・原則が明確でなければならない。しかもその内容は、裁判所によって迅速に指示が出しうるものであること、かつ受託者の裁量権に不当な介入はしないものであること、さらに必要な場合には受託者のとろうとする行為とは異なる方向性を示しうるものであることでなければならない。②の判決が示した基準は、少なくともこのような点を考えるうえで参考になると思われる。同時に、信託について、どこまで裁判所が関与すべきか、関与する場合にもどのような姿勢で臨むべきかという問題を提示する。

以上、いくつかのコメントを記して、この小稿を閉じることにする。

28　代表制度については、久保野恵美子「受益者の利益を代表する制度」大塚正民・樋口範雄編著『現代アメリカ信託法』55頁（有信堂・2002年）参照。
29　本報告書のうち、久保野恵美子「受託者から受益者への情報提供」を参照されたい。

ジャージー島における信託の歴史

角　紀代恵

Ⅰ　はじめに[1]

チャネル諸島最大の島であるジャージー島は、フランス本土からは西に19キロメートル、連合王国本土からは南に150キロメートルのところに位置する総面積116平方キロメートルの小さな島である。ジャージー島は、連合王国の属領でも植民地でもなく、課税を含む内的統治に関するすべての事柄について完全な独立を有する女王陛下の自治独立領（self-governing dependency）である。ただし、民事事件においては、王立裁判所を第一審とし、連合王国の枢密院司法委員会（Judicial Committee of the Privy Council）に上訴することが認められている。また、ジャージー島では、ノルマン慣習法および制定法が適用されるが、イングランドの制定法は適用されない[2]。そのため、ジャージー島の訴訟手続においては、制定法が存在しない場合には当該事件に適用すべきノルマン慣習法を明らかにすることが必要になる。この作業にあたっては、ジャージー島の判例、判例が存在しない場合には、ジャージー島、ノルマンの学説、さらには、フランスの学説あるいはイギリスのコモン・ローの準則が参考とされる[3]。このように、ジャージー島においては、法律の内容が、かなり曖昧であると言わざるをえない。

さて、かつてのように農業を中心産業とするのんびりした島――ジャージー島は乳牛のジャージー種の故郷である――であるならば、このような法状況を維持することは可能であったかもしれない。しかし、ジャージー島がいわゆる「タックス・ヘイブン」として注目され、オフショア取引の金融センターとなるにつれ、予測可能性のたたない曖昧とした法状況では、他の「タックス・ヘイブン」との競争に負けてしまうおそれがでてきた。そこで、近年においては、立法活動、判例集の整備等、法的環境の整備が急がれており、信託法も1984年にいたって制定されたものである[4]。本稿では、Paul Matthews & Terry Sowden, The Jersey Law of Trust （3 d ed. 1994）にしたがって、信託法制定以前におけるジャー

1　Ⅰでの記述は、一々の引用は省略するが、道垣内弘人「英国ジャージー島におけるノルマンディ慣習法の適用」山口古稀505頁以下による。

2　ジャージー島で適用される制定法には、連合王国の議会によって制定されるものと、ジャージー島の議会によって制定されるものがある。後者のうち、Law と名の付く法律は女王の裁可を経る仕組みになっている。

3　特に、信託が係わる事件では、ジャージー島の判例、学説が存在しない場合には、イングランドおよび他のコモンウェルス（Commonwealth）諸国の判例が参考とされる（Paul Matthews & Terry Sowden, The Jersey Law of Trusts 3 d ed.pp31－32（1994）[hereinafter cited as Matthews & Sowden]）。

4　ジャージー信託法は、その後、1989年、1991年、1996年と三次にわたって改正が行われている。なお、ジャージー島の制定法、判例については、http://www.jerseylegalinfo.je 参照。ただし、同ホーム・ページには、1985年以前の判決は掲載されていない。筆者は、本文で紹介している判例について、原典にはあたっていないことをお断りしておく。

ジー島の信託の歴史を概観することにする[5]。ここで、興味深いのは、前述したように、基本的に、ジャージー島では、大陸法系に属するノルマン慣習法が生き残っているため、信託という英米法系に起源を有する制度と大陸法との交錯が生じていることである。

Ⅱ　恵与（libéralité）と信託の関係

ジャージー島においては、公益あるいは慈善目的に充てられる資産（funds）という概念は古くから知られており、また、そのような目的のための「受託者（trustee）」への資産の贈与（gift）は有効だとされてはきたが、19世紀後半に至るまでは、信託に関する裁判例をはじめとする公式記録は、ほとんど、存在していない。しかし、訴訟記録によれば、時々は、イギリス流の婚姻継承的不動産処分（marriage settlement）が行われたことがうかがわれる。

さて、歴史上および社会文化的理由から、ジャージー島における信託について考察するに際しては、①信託財産が不動産か、動産か、②信託が遺言によって設定されたか、生存者間で設定されたか、場合を分けて考える必要がある。ジャージー島においては、不動産法制および相続法によって課されている遺言自由への制限に抵触する可能性がある制度は、信託に限らず、不利な扱いを受けている。それらの制度に関しては、たとえば、遺言における信託的継伝処分（substitution fidéicommissaire）や秘密の取引による生存者間の不動産の移転が挙げられる。以下においては、上記①②を組み合わせた4つの場合における信託についてみていくことにする。

（1）不動産の遺言信託

ジャージー島においては、1851年まで、不動産の遺言信託が問題となることはなかった。というのは、同年に制定されたLoi sur les testaments d'immeubles（以下「1851年法」という）[6]によって、はじめて、ジャージー島の不動産について遺言をすることが可能になったからである。同法6条は、「補充指定（substitution）は禁止される。受遺者が、それを保

5　本文Ⅱでの記述は、信託の効力に関する記述も含め、一々の引用は省略するが、概ね、Matthews & Sowden pp17－32　による。
6　同法をはじめとして、19世紀半ばに、相続関連の法律がいくつか制定された。現在、それらの法律のいくつかは、その全部あるいは一部を、Wills and Successions Law 1993によって、廃止されている。しかし、同法6条は、現在も効力を有している。

持し、かつ、第三者に渡す任にあたる処分は、すべて、受遺者との関係においても無効である。しかし、ある者に虚有権（nu-propriété）を与え、他の者に用益権（usufruit）を与えることは可能である。」と規定している。すなわち、同条は、フランス民法896条と同じく[7]、補充指定を禁止しているが、フランス民法896条とは異なり、禁止しているのは、遺言による補充指定だけである。1851年法によれば補充指定を無効とできるのは、遺言が登録されてから一年と一日以内に訴訟を提起した相続人だけであり、訴訟が提起されなかった場合には、遺贈は有効となる。ここで問題となるのは、同法6条で禁止されている補充指定とは、いかなる処分を指すのかということである。

フランス民法における補充指定にあっては、恵与を受けた者は、恵与財産の完全な所有者でありながら、生存中は、当該財産を処分せず、死亡時に際しては、予め、恵与者によって指定された者に当該財産を与える義務を負う。恵与者によって当該財産を与えるように指定された者は、恵与を受けた者の所有権が終わりを迎えるまで、当該財産に対しては何ら権利をもっていない。そして、補充指定にあっては、恵与を受けた者が、補充指定を繰り返すことによって、世襲財産を創出することが可能となる。そのため、フランスでは、古くから、補充指定によって多くの財産から譲渡性が奪われるという問題を解決しようとしてきたが、解決は前述したフランス民法896条による補充指定の原則的禁止まで待たなければならなかった。しかし、フランス民法が補充指定を禁止したからといって、当然のことながら、それによって、ジャージー法が影響を受けることはなかった。ところで、イングランドにおいても、18、19世紀には、strict settlement（厳格継承的不動産処分）[8]によって財産の譲渡性が奪われることにともなう深刻な問題が生じた。この問題は、イングランドにおいては、Settled Land Act 1882 により部分的に、そして、Law of Property Act 1925 によって最終的な解決がなされた。以上より、フランス民法896条は信託に対して向けられたものではなく、所有権の譲渡性が奪われることに向けられたものであるということができる。したがって、1851年法6条も同様に解釈すべきものと考えられる。しかし、この点を明言したジャージーの判例は存在しない。

7　フランス民法896条は、「①補充指定は禁止される。②受贈者、指定相続人、又は受遺者が〔それを〕保持し、かつ、第三者に渡す任にあたる処分は、すべて、受贈者、指定相続人、又は受遺者との関係においても無効である。」と規定している（訳は、法務大臣官房司法法制調査部編『フランス民法典――家族・親族関係――』による）。ただし、1048条、1049条によって、恵与者の子またはその兄弟姉妹が恵与財産を保持し、これらの現存または将来生まれる子に渡す任にあたる処分は、例外的に許される。

8　settlement（継承的不動産処分）のうち、男子直系卑属の血統に土地の承継を固定する目的で設定されたものである。通常、世代ごとに繰り返される継承的不動産処分によって永続性が担保され、解消不能の状態を生むことからこの名が付けられた（田中英夫代表編集『英米法事典』）。

ジャージー島では、1984年に信託法が制定される以前において、不動産の遺言信託の設定を禁止する実定法は存在しなかった。しかし、ジャージー島の不動産法制に由来する理由により（後の（3）参照）、信託法は、ジャージー島の不動産に設定された信託は、ジャージー信託の場合には無効（10条（2）(a)（iii））、外国信託の場合にはジャージーでは強制できない（unenforceable）（45条（2）(a)（iii））と定めたため、不動産を目的とする信託の効力をめぐる不確実性はなくなった。ただし、信託法は、同法以前に設定された信託には影響を及ぼさない（55条（1）(d)）ため、不動産の信託が有効か否かという問題は、依然として存在している。

（2）動産の遺言信託

1851年法は動産の信託には適用がない。ところで、ノルマン法は、後述するように生存者間の補充指定には寛大であるが、死亡を原因とする贈与に対しては異なる態度をとっていた。すなわち、ノルマン法は、死者が財産を支配しようとすることに対して、厳しい態度をとっており、相続について厳格な法をもっていた[9]。また、Le Geyt――ジャージー島における慣習法についての著作である Constitution, Lois et Usages de Jersey は1846年に公刊されたが、執筆は、それより130年以上前とされる――の時代においては、宗教、公益目的、あるいは、家族外の者への遺言による贈与は、ある程度は認められていたが、裁判所は、遺言による動産についての補充指定は認めていなかった[10]。

前述したように、1851年法によって不動産について遺言を行うことは認められたけれども、動産については、遺言の自由は制限されている[11]。（例：Lee v Lee（1965）JJ 505）。ただし、今日、存在する遺言の自由への制限は、自由に処分できない動産の割合についてだけであり、処分の方法については、遺言による補充指定を除いては、制限されていない。しかし、補充指定は信託ではなく、自由分の範囲内であれば、遺言による動産信託を禁ずる理由はない。そして、信託法が制定された今日においては、遺言による動産信託が有効であるのは明確である。

9　たとえば、Basnage,Commentaires sur la Coutume de Normandie,4th ed., vol. 1 at 377（1742）.
10　たとえば、裁判所は、Re Testament Fradin（1753）2 CR 103 において、ある資産に対する持分を対象とする、遺言者の孫娘を受遺者とし、彼女が子孫を残さずに死亡した場合には、当該持分を彼女の姪に与えるという補充指定は、「本島における遺言に関する法と慣習に反する」という理由によって、無効とした。
11　たとえば、王立裁判所は、Lee v Lee（1965）JJ 505において、動産について遺言の制限が残っているのは、法は、死者が財産を支配することに、未だ、懐疑的であることを意味すると述べている。

（3）不動産の生存者間での信託

ノルマン慣習法は、生存者間での不動産の補充指定を認めていた[12]。因みに、1560年、Charles IXの Ordonnance は、設定時から2代を越える（遺言によるものも生存者間のものも）補充指定を禁じたが、もちろん、この Ordonnance はジャージー島では効力はなかった。さらに、Le Geyt は、Lois et Usages de Jersey, Tome Ⅰ,p 516において、1701年に甥が結婚をする際に行った甥への不動産贈与を批判されたことに対して、生存者間の不動産の補充指定は有効である旨、応答している。確かに、この贈与は、その有効性をめぐって訴訟に持ちこまれることはなかったので、先例としての価値は小さいかもしれない。しかし、Le Geyt は、17世紀におけるジャージー島の二大法律家の一人であった。また、フランスとは異なり、ジャージー島においては、生存者間での補充指定を禁じた法律が制定されたことがなかった。信託は、補充指定と同様に、現象的には、財産からの受益を分割するものである。そこで、ジャージー法が、生存者間の補充指定を禁じていなかった以上、信託を禁じていたとは考えにくい。

さて、Le Geyt の200年後、王立委員（The Royal Commissioners）は、「明示的に生存者間での信託の設定を禁ずる法律は存在しない。しかし、私人のため、あるいは、公益を目的とはしない不動産の信託は、現在まで、まったく知られていない」と報告している（1860 Report x x v）。また、その当時のジャージー島の法律家たちは、信託に関する実定法も王立裁判所の判決もないということでは一致をみていた。しかし、裁判所が信託を強制するか否か、また、強制するとした場合、強制の方法については意見が分かれていた[13]。そこで、王立委員は、このように信託についての実定法が存在しない状況を、「ジャージー法は信託を認めていない」と結論付ける一方、現実に存在している不動産を対象とする公益信託の重要性に鑑みて、契約あるいは生存者間の行為によって設定される不動産の公益信託について、その有効性を認める法律の制定を勧告した。この勧告を受けて制定されたのが、Loi (1862) sur les teneures en fidéicommis et l'incorporation d'associations である[14]。

12　Terrien, Commentaires du Droit Civil,　2 d ed.（1578）の引用に係る1512年5月28日付け判決は、既婚女性によってなされた姪への不動産の贈与を認めた。同贈与は、姪が結婚前、あるいは、結婚後であっても相続人なしに死亡した場合には、当該不動産は、姪の妹、姪の妹から姪の姉に渡り、姪の姉が相続人なしに死亡した場合には、彼女の兄に、次いで、弟に渡るという条件が付いていた。さらに,時々の所有者たちは、当該不動産を処分することは禁じられていた。贈与者の相続人が贈与に異議をとなえたが、異議は認められなかった。

13　当時のジャージー島の法律家たちの間では、生存者間での補充指定が認められるかについても意見が分かれていた。なお、理由は不明であるが、Terrien（注（12）参照）にも、Le Geyt が行った補充指定にも言及していない。

14　1862年法は "fidéicommis" という用語を用いているが、そこでの "fideicommis" は、フランス法におけ

このように、同委員は、不動産の公益信託の有効性を認め、法律の制定は勧告したが、「現在、ジャージーの住民は、変化に対応できる状況にはなく、また、保証法に由来する複雑さを除いては、非常に単純な不動産に関する法制度を根本から変えない限りは」、信託を全面的に導入することはできないとの結論に達した（Report, x x vi)。しかし、1865年、枢密院司法委員会は、傍論ではあるが、「ジャージー法は、生存者間の行為による信託の設定を禁じていない」と判示している（Godfray v Godfray （3 Moo NS 316 at 344－346)）。また、Giffard v Hawksford and Renouf （1885）210 Ex 206 において、王立裁判所は、受託者は、受益者によって契約された債務に関する訴訟の当事者であり、当該債務について個人的に責任を負う、と判示した。上訴を受けた枢密院司法委員会（(1886）12 App Cas 122at 126－127）は、受託者を、「債務者が受益者である信託について信託財産を受託者として保持しているという理由だけでは」、債務者とともに訴え、同人に対して判決を得ることはできないとして、同判決を棄却した。しかし、司法委員会は、信託自体は有効であるとの王立裁判所の判断に対しては何等のコメントを付していない[15]。

なお、ジャージー島の不動産を目的とする信託の導入に反対する理由としては、ジャージー島においては、不動産の所有権および所有権の移転が公示されていることが挙げられる。そこで、不動産信託の秘匿性が、不動産の所有権を公にするという原則と合致するか否かは疑問であるというわけである。ただし、この点は、マン島のように、信託証書の登録制度を採用すれば、受益者を公示することは可能となる。

（4）動産の生存者間での信託

以上、述べたところから明らかなように、ジャージー島における信託を考える場合には、不動産法制および相続法制との関連を考慮しなければならない。したがって、これらの考慮が不要な生存者間における動産の信託は、あまり問題がない。18、19世紀にしばしば行

るそれとは異なり、受託者は、信託財産から個人的な利益を受けることを禁じられているとともに、イングランド法における受託者と同様に、信託財産の売却権限が与えらていた。したがって、1862年法における "fidéicommis" は、フランス法の用語を用いてはいるが、基本的には、イングランドにおける信託と同様の制度である（Matthews and Sowden, p 7）。

15　信託に関する他の裁判例としては、Perrot v Le Breton（1891）11 CR 29 において、王立裁判所は、1862年法の下で設定された土地信託の設定が有効であるとの被告の主張をしりぞけている。また、Latter v The Dream of Jersey（1948）50　H 305において、王立裁判所は、1862年法に基づかずに設定された生存者間の公益的性質を有する不動産の信託について、信託は1862年法の枠内でのみ存在できるとの主張をしりぞけ、その効力認めた。ただし、同事件で問題となった信託は、土地を直接の目的としたものではなく、土地の売却代金を目的としたものである。これに対して、詳細は不明であるが、Vernon v Picot（1886）211　Ex 445 および Vernon v Renouf（1886）211 Ex 457 では、1862年法にしたがっていないことを理由として、生存者間の不動産の信託の効力が否定されている。

われたイギリス式の marriage settlement の中には、訴訟沙汰になったものもあるが、生存者間の動産を対象とするものについては、訴訟はなかったようである。ここからも、古くから、動産の信託は有効とされ、公益、私益ともに強制されてきたと結論づけてよさそうである。

Ⅲ　むすびにかえて

以上みてきたように、信託法制定以前におけるジャージー島における信託をめぐる法状況は、非常に曖昧なものであったといわざるをえない。その意味では、信託法が制定されたのは、ジャージー島の居住者のニーズを満たすためではなく、あくまでも、オフショア取引のための法的環境整備の一環としてであったといえそうである。この点は、たとえば、既にみたように、同じく不動産を目的とした信託であっても、ジャージー島の不動産を目的とするものとジャージー島外の不動産を目的とするものとでは、その効力が異なること、あるいは、ジャージー島の非居住者が設定した信託については遺留分から保護される（1989年改正信託法８Ａ条（２）(b)）ことが物語っている。

確かに、ノルマン慣習法という、大陸法が適用される法域であるにもかかわらず信託法をもっているというジャージー島の状況は日本と似ている。しかし、そもそも、そこで適用されるノルマン慣習法自体が曖昧であるという状況においては、ジャージー信託法に関する議論が、解釈論のレベルで、どれだけ日本の議論に裨益するかという点は疑問なしとしない。ただ、フランス法とジャージー法を比較した場合、フランス法においては、補充指定は、原則として、すべての恵与について禁止されているのに対して、ジャージー法においては、不動産の遺贈についてのみ禁止されている。このことは、いったい、どこから来ているのだろうか。また、フランス法においても、例外的に補充指定の認められる場合がある。すると、補充指定が禁止される理由は、どこにあるのだろうか。また、ジャージー法においては、不動産の遺贈については、明文をもって補充指定が禁じられているにもかかわらず、信託は有効であるとされる。さて、補充指定を明文で禁じていないわが国においては、補充指定が有効か否か[16]、補充指定を無効であると解した場合、信託による連続

16　補充指定が有効か否かという問題は、日本においては、後継ぎ遺贈の効力の問題としてとらえられている。最判昭和58年３月18日判時1075号115頁において、最高裁は、第一次受遺者（A）に遺贈された不動産

受益者の指定は有効か否かという問題がある[17]。本稿が、これらの問題を考える際に役に立つことがあれば幸いである。

の所有権が、Aの死亡によって第二次受遺者（B）に移転する旨の遺言について、当該遺言は遺言者の希望を述べたものにすぎないと判示した原審判決を破棄して、①原審のした解釈のほかに、②Aに対する負担付遺贈、③A死亡時に不動産の所有権がAに存在することを条件とする第二次遺贈：④使用収益権しかもたないAの死亡を不確定期限とする遺贈と解する余地があると判示した。なお、脱稿後、大村敦志「「後継ぎ遺贈」論の可能性」道垣内弘人＝大村敦志＝滝沢昌彦編『信託取引と民法法理』217頁以下に接した。

17　フランスでは、1992年、国民議会に信託法案が提出されたが、未だ、信託法は制定されていない。同法案は、信託設定の方式として契約しか認めていないので、遺言による信託の設定を認めていない。なお、遺言による信託が認められない理由としては、きわめて複雑な構造を有するフランスの相続法に信託を合致させることが至難の技であることも挙げられている。ところで、法案2070－6条は、生前は委託者自らが受益者となり、その死後は他の者を受益者として、その者に財産を移転する信託を認める（2070－6条）。なお、本文で述べたように、フランス民法は、ジャージー法とは異なり、生存者間における補充指定も禁じている。すると、信託法が制定された場合には、信託における受益者の連続――たとえば、妻Aを最初の受益者、A死亡時にはBを次の受益者とすること――は、民法が禁止している補充指定には該当しないので、認められるか否かという問題が生じる。

ジャージー信託法における渉外信託

織　田　　有　基　子

序

ジャージー信託法は1984年に制定されて以来、3度の法改正を経ている[1]。そのうち、2度目の改正（1991年）においては、来るべきハーグ信託準拠法条約（後述）批准に備え、同条約に適合するように規定の見直しが行われた。したがって、現行のジャージー信託法は、原則的に、信託の国際的利用の期待にも応え得るものとなっている。本稿では、ジャージー信託法における渉外信託に関する規定の概要を紹介する。

I　ジャージー信託法における国際裁判管轄規定

ジャージー信託法5条は、信託事件に関する国際裁判管轄について、次のように定める。

「裁判所は、次のいずれかの場合には管轄を有する。

(a) 当該信託がジャージー信託である場合

(b) 外国信託の受託者がジャージーに居住している場合

(c) 外国信託の信託財産がジャージーに所在する場合

(d) 外国信託の信託財産がジャージーにおいて管理運営されている場合」

本条にいう「裁判所」とは、ジャージーの第一審裁判所（the Inferior Number of the Royal Court）を指す。「ジャージー信託」とは、当該信託の準拠法がジャージー法である場合を、また、「外国信託」とは、当該信託の準拠法がジャージー以外の法域の法である場合を言う[2]。さらに、「信託財産」には、動産も不動産も含まれる[3]。

日本も含むいわゆる大陸法系の国際私法においては、まず法廷地の裁判所が国際裁判管轄を有しているかどうかの決定が要求され、そこで管轄が認められて初めて、法廷地の国

1　Trusts (Jersey) Law 1984 (Jersey Law 11/1984) が制定された後、Trusts (Amendment) (Jersey) Law 1989 (Jersey Law 9/1989)、Trusts (Amendment No. 2) (Jersey) Law 1991 (Jersey Law 4/1991)、および Trusts (Amendment No. 3) (Jersey) Law 1996 (Jersey Law 14/1996) による法改正がなされた。なお、以上の法律は、Jersey Legal Information Board (http://www.jerseylegalinfo.je) のサイトで見ることができる。

2　ジャージー信託法（3度の改正を経た現行のもの、以下同じ）1条1項。

3　ただし、一定の場合を除き、ジャージーに所在する不動産を直接に目的とする信託は無効とされる（10条2項 (a) (iii)）。一定の場合とは、the Loi (1862) sur les teneures en fideicommis et de l'incorporation des associations に基づき公益信託が設定された場合を言う。Paul Matthews, The Jersey Law of Trust 3 d. ed. (1993) (以下、Matthews) p. 55。また、ジャージー内の不動産を直接の目的とする意図を有する外国信託は、ジャージーにおいて執行できない（45条2項 (a) (iii)）。

際私法規定に基づく準拠法決定段階へと進むのが通常のこととされる。しかし、(a) の規定は、管轄決定以前に既に準拠法決定が終了していることを前提とするものである。管轄決定を準拠法決定に依存させるこのような考え方は、前述の大陸法的考え方とは大いに異なるが、しかし実は、かつてのハーグ管轄条約草案11条2項[4]などにも見受けられる。当該信託がもしジャージー法上有効に設定されているとしたらジャージーの裁判所が管轄を有するであろうと考えられる場合には、その信託が有効に設定されているか否かを判断する管轄はジャージー裁判所が有することとなる（信託準拠法一般については後述）。

外国信託の受託者がジャージーに居住しているか否か、外国信託の信託財産がジャージーで管理運営されているか否かは事実問題であるが、最終的には裁判所が判断することになる[5]。受託者がジャージーに居住していさえすれば、財産が全て海外に所在する外国信託についても、ジャージー裁判所が管轄を行使できると解される。反対に、信託財産はジャージーに所在するものの受託者が海外にいるような場合、ジャージー裁判所は管轄を有するが、その際、原告が国外の被告に訴状を送達するについては、裁判所の許可を得なければならない[6]。

第三者（たとえば受託者の債権者など）による、または第三者に対する訴訟について、5条は特に触れていない。この種の訴訟の場合にも、5条のいずれかの管轄原因に基づいて訴えを提起しなければならないと解される[7]。

ジャージーは、現在のところ、いわゆるブラッセル（およびルガーノ）管轄条約に参加していない[8]。たとえば、ブラッセル条約5条6項には、特別管轄の一つとして、「締約国にドミサイルを有する者は、当該信託のドミサイルが存する（the trust is domiciled）他の締約国の裁判所において、制定法ないし書面にされた信託条項によって設定され、または口頭により設定されかつ書面によって証明されるような信託について、設定者、受託者また

4　ハーグ国際私法会議は、1992年以来、国際裁判管轄および外国判決の承認および執行について国際的な統一を図ることを目的とする「民事及び商事に関する裁判管轄権及び外国判決に関する条約」の制定作業を行ってきた。1999年に作成された条約草案の11条には信託に関する比較的詳細な規定が置かれ、その2項では、原則として、(a) 信託の業務の中心地が置かれている国、(b) 信託の準拠法の所属国 (c) 手続の目的に関し信託が最も密接な関係を有する国、のいずれかの裁判所の訴えを提起することができる旨が規定された。しかし、この条約案はその後大幅に見直されることとなり、現在も作業を継続中である。

5　Matthews, p. 200 に挙げられている Rumasa S.A. v. W. & H. Trademarks（Jersey）Ltd.，1985－86 JLR 308は、ジャージーにおいて登録を受けた会社であってもその実質的支配が海外の会社によって行われており、ジャージーに「居住」しているとは認められなかった（その結果、その会社の財産について administrator の指名が行われた）事例（ただし、信託に直接関係する事案ではない）。

6　Service of Process（Amendment）（Jersey）Rules 1994, r. 7 (j)。

7　Matthews, pp. 200－201

8　いわゆるブラッセル条約（1968 Convention on Jurisdiction and the enforcement of judgments in Civil and Commercial Matters）は、連合王国においては1987年1月1日より発効しているが、その効果は、ジャージーなど連合王国の属領的地位にある法域に直接には及ばない。

は受益者として訴えの提起を受け得る」旨の規定が置かれている。「信託のドミサイル」という表現は奇異な印象を受けるが、これが「当該信託が最も密接な関係を有する地」を意味するものであるならば、ジャージー信託を管轄原因に含めている（ジャージー法を準拠法とする信託については、当該信託とジャージーとの関連性が十分に存在するものと解される。）ジャージー信託法の管轄規定と、実質的には大差ないであろう[9]。さらに、同条約には、合意管轄（17条）、および応訴管轄（18条）の規定も置かれている。しかし、ジャージー信託法にはこの点に関する規定がなく、解釈上もこれらは認められていないようである[10]。その理由は定かではないが、今後、ジャージーがブラッセル（およびルガーノ）条約に加わろうとするならば、この点について大幅な変更を余儀なくされるだろう。

Ⅱ　ジャージー信託法における準拠法規定

ジャージー信託法制定以前は、信託の準拠法に関する明確な規定はなく、信託設定時の設定者のドミサイルの法を準拠法とする判例が存在するのみだったとされる[11]。前述のように、ジャージー信託法は1991年に法改正を行い、信託の準拠法に関する網羅的な規定を置くに至った。

たとえば、４条１項は、次のように規定する。

「37条に基づき準拠法の変更が行われる場合を除き、信託の準拠法は、以下の法域の法とする。

(a) 信託条項によって準拠法と明示されている法域の法、もしそれがない場合には

(b) 信託条項から黙示される法域の法、もしそれもない場合には、

(c) 当該信託が設定された当時、それと最も密接な関係を有していた法域の法」

ハーグ信託準拠法条約に合わせて制定された本条は、同条約の規定とほぼ同様の内容を有している[12]。ただし、ここでいう「信託条項」には書面のみならず口頭によるものも含ま

9　ちなみに、連合王国におけるブラッセル条約の国内実施法である Civil Jurisdiction and Judgment Act 1982の45条は、「信託のドミサイル」を、「当該信託が最も密接かつ最も実質的な関係を有する地」と解釈している。

10　Matthews, p. 202

11　Matthews, p. 42。

12　ハーグ国際私法会議において1984年に採択されたハーグ信託準拠法条約（Hague Convention on the Law Applicable to Trusts and on their Recognition、以下、ハーグ条約）は、ジャージーにおいては1991年12月20日に批准され、翌1992年３月１日に発効した（ちなみに、連合王国における同条約の批准は1989年11

れる（ジャージー信託法 1条1項）のに対し、ハーグ条約では信託設定文書ないし信託を証明する書面が要求される（同条約6条1項）点が異なる[13]。

本項の解釈を補充する規定として、4条はさらに2項、3項を置く。

「2項

前項において「明示がない場合」または「黙示もない場合」との表現は、以下の場合を含む。

(a) 前項の (a) または (b) において準拠法の明示も黙示もない場合。

(b) 準拠法の明示または黙示は行われたが、その準拠法がそもそも信託法を有しない場合、または当該信託の種類の信託に適用される法を有しない場合。

3項

1項 (c) において、当該信託と最も密接な関連を有していた法域の法を確定する場合には、以下の諸点を特に考慮する。

(a) 信託設定者によって指定された当該信託の管理運営地

(b) 当該信託の信託財産の所在地

(c) 当該受託者の住所地または事務所地

(d) 当該信託の諸目的、およびそれらの諸目的が遂行されるべき地」

1項の規定はいわゆる段階的連結の手法を採用したものと解されるが、この点に関連し、2項 (a) は、準拠法の明示も黙示もない場合に限って1項 (c) の適用があり得ることを示唆している[14]。もっとも、特定の法が明示され、または黙示されたとしても、その法の所属法域が信託に関する規定を有しない、または当該信託の種類の信託に適用される法を有し

月17日、発効は1992年1月1日)。信託準拠法につき、本条約6条1項は「信託は、設定者が選択する法律により規律される。この選択は、信託を設定する文書若しくは信託を証明する書面に文言上明示されるか、またはその文言から黙示されなければならない・・・・。」と定め、同7条1項は「準拠法が選択されていない場合には、信託は、それが最も密接に関係する法律により規律する」と規定する。なお、同条約が国内で発効している国は、連合王国の他に、オーストラリア、カナダ、香港、イタリア、マルタ、オランダの計7カ国である（2000年6月現在)。

13 Matthews, p. 43は、黙示されている設定者の意図は信託条項の解釈からのみ見出されなければならず、外在的証拠は認められないと述べる。また、本項において準拠法が明示されていると言えるためには、"the proper law"と表現されていなければならず、"governing law" や "controlling law" では認められないとする。国際私法における" the proper law"は、従来、イギリスの契約準拠法指定に関する議論において、最密接関係地法の探求（とりわけ、契約締結地法と履行地法のいずれがよりプロパーな法であるかという問題）に関連して用いられてきた語であるが、当のイギリスの国際私法の教科書では "governing law" や "applicable law" などの語も用いられており、ジャージー信託において、なぜ " proper law"の語にこだわる必要があるのかは疑問である。

14 ハーグ条約7条1項も、「準拠法が選択されていない場合には、信託は、それが最も密接に関係する法律により規律する。」と定める。

ていない場合には、その明示または黙示された法は無視されて（c）の適用を受けることになるし[15]、設定者が何ら法選択を行わなかった場合も同様である。そして、その（c）の適用については、3項がハーグ条約と同様の考慮すべき要因を示している[16]。これらの要因には、設定者のドミサイルという連結点が含まれていないが、事案によってはこれも考慮されてよい場合があろう。また、(b) の信託財産の所在地と（c）の受託者の住所地の2つの要因が登場する場合、どちらをより重視すべきかについては、当該信託が、本質的に、受託者の人的債務を構成すると解されるか、受益者の財産権を構成すると解されるかによるべきとの見解もある[17]。

なお、本法における「準拠法」の語には、準拠法所属国の抵触規定は含まれず[18]、したがって反致の生ずる余地はないものと解される。

信託準拠法は、信託の有効性、解釈および効力など信託に関する幅広い事項を規律する。しかし、ここで気をつけなければならないことは、信託設定に必要な設定者の財産処分能力については、信託準拠法は規律しないという点である[19]。この点につき、ジャージー法は、イングランド法と同様、動産信託の場合には信託設定者の設定当時のドミサイル法により、不動産信託の場合には不動産所在地法により、設定者の財産処分能力をそれぞれ規律してきたとされる[20]。しかし、1989年のジャージー信託法改正によって、この運用に変化が生じた。すなわち、この時新設された8A条2項[21]によれば、設定者のドミサイル法上、成年に達しかつ健全な精神状態にあれば、動産信託・不動産信託の区別なく、設定者は、財産移転・処分能力を有していたとされ、かつその設定者のドミサイル法が、たとえば遺留分制

15　ハーグ条約6条2項参照。
16　ハーグ条約7条2項参照。
17　Matthews, pp. 43－44は、ジャージー信託は受託者の純粋な人的債務として考えることはできず、物権における問題として扱う方がベターであるとする。そこには、受益者が信託財産に有すべき財産的利益を重視する姿勢が現れているように思われる（cf. Matthews, p. 8）。
18　Matthews, p. 42。ハーグ条約17条も同旨。
19　ハーグ条約8条も、信託準拠法の規律対象に、設定者の財産処分能力を含めていない。
20　Matthews, pp. 44－45。
21　ジャージー信託法 8A条2項は次のように規定する。
「ジャージー以外の法域にドミサイルを有する者が、その生存中に信託への財産の移転または処分を行った場合には、(a) その移転または処分の時点において、その者がそのドミサイルを有する法域の法によって、成年に達しかつ正常な精神状態にあったとされる場合には、その移転または処分を行う法的能力を有していたものと見做し、かつ、(b) その者がドミサイルを有する法域の法またはその他の法が、相続または財産承継に関する規定（上記の一般的な例として、遺留分制度（forced heirship）、legitime、またはこれに類する制度を含む）を有していても、そのような規定は、上記の移転または処分に、あるいは上記の信託の有効性に、何らの影響も与えるものではない。」
なお、上の（b）については、準拠法中の信託以外の事項に関する強行規定の優先適用を認める、ハーグ条約15条1項（c）（「この条約は、法廷地の抵触法によって定める規定で、特に、次の事項に関するものの適用を妨げるものではない。ただし、その規定が任意に逸脱できる場合にはこの限りではない。・・・（c）遺言によると否とを問わず、相続権、特に、配偶者等の遺留分」）との関係が問題となろう。

度を定めていたとしても、当該信託の有効性が優先されることとなったのである。ただし、本項は、ジャージーの外にドミサイルを有する者による生前の財産移転・処分に限定した規定であるので、それ以外の場合、つまりジャージー外にドミサイルを有する者による遺言に基づく財産移転・処分、およびジャージーにドミサイルを有する者による（生前であると、遺言に基づくものであるとを問わない）財産移転・処分については適用されない。これらの場合には、従来の解釈が引き続き用いられることになろう。

いったん定められた準拠法を変更することは、ジャージー信託法37条により認められている[22]。本条の「変更」という文言は、誰かによる積極的な行為を求めるものではなく、一定の事実の発生（たとえば、望ましくない政府の出現など）により、いわば自動的に、準拠法が他の特定の法に変更されると解釈することも可能である[23]。また、準拠法の変更は、全受益者の同意によっても可能であると解されている。これは、全受益者による同意があれば信託を終了させることができ、かつ財産を引き渡すよう受託者に指示できる旨のルール（ジャージー信託法39条３項）[24]の一側面として捉えることができる。いずれにしても、信託準拠法の変更は、信託条項の重要部分を実質的に変更することにもなりかねないから、事前に十分な検討が要求されるだろう。

Ⅲ　ジャージー信託法における外国信託承認規定

ジャージー信託法は、外国信託の承認についても規定を設けている。３条は、「本法に定める諸要件を満たしている限り、いかなる信託も、ジャージー法によって有効かつ執行可能なものとして承認されなければならない。」と定め、さらに45条は、外国信託の執行可能性について、次のように定める。

「１項

次項に従うことを条件として、外国信託はその準拠法によって規律されるものと解され、かつその準拠法に従って解釈されなければならない。

22　ジャージー信託法37条は、「信託条項において、信託準拠法をジャージー法から他の法域の法に変更できる旨を定めることができる。」と規定する。
23　Matthews, p. 46。
24　このルールは、有名なイギリスの信託判例（Saunders v. Vautier, Cr & Ph 240（1841）に基づくものである。Matthews, p. 188。

2項

外国信託は、以下のいずれかに該当する場合には、ジャージーにおいて執行できない。

(a) 外国信託が、以下のいずれかの意図を有している場合

(ⅰ) ジャージー法に違反する行為を行うこと

(ⅱ) ジャージー法に違反する権利ないし権限を与え、またはジャージー法に違反する行為を実施する義務を負わせること

(ⅲ) ジャージーに所在する不動産を直接の目的とすること

(b) 管轄裁判所が、当該信託につき、不道徳又は公序良俗に反すると認定した場合

3項

前項 (a) (ⅲ) が適用される場合、当該不動産についての権限を有する者は、当該不動産の受託者となることはできず、かつ受託者と見做されてはならない。」

ハーグ条約の趣旨に鑑みれば、互いにできるだけ広く外国信託を認め合うことによって、信託制度のスムーズな運用を目指すことが望ましいが、ジャージー信託法のこれらの規定は、原則的にはこの趣旨に適うものと解される。45条2項 (a) (ⅲ) は、10条2項 (a) (ⅲ) と同趣旨の規定であり、外国から見ると奇異に感じられるかもしれないが、これはジャージーの強い政策判断を踏まえてのものであろうと推測される。ハーグ条約との関係で言えば、法廷地の直接適用法の優先適用を定めた条約16条1項[25]の問題として捉えることも可能であろう。

Ⅳ 結びに代えて

以上のように、ジャージー信託法は、渉外信託、とりわけその準拠法および外国信託の承認については、基本的にハーグ条約と調和し得るよう考慮されている。それは、進歩的な信託法を他国に先駆けて制定したジャージーが、いわゆるオフショア金融センターとし

25 ハーグ条約16条1項は次のように定める。「本条約は、牴触法の規定のいかんにかかわらず、国際的な場面であっても、法廷地で適用されるべき法廷地（実質）法の適用を妨げるものではない。」

て、信託の局面でさらに重要な役割を担っていこうとする自負の表れでもあろう。もっとも、ジャージー裁判所における渉外信託に関する判例は、意外なことに、あまり多くないようである[26]。したがって、どのような渉外信託が、どのような形で問題になり、どのように解決されているのかについては、不明な点も多い。イングランド法ほどではないにしても[27]、大陸法の影響がかなり見受けられるジャージーにおいて、たとえば準拠法上の遺留分制度と法廷地（ジャージー）の信託制度との関係がどのように解されているかは、非常に興味深いところである[28]。ハーグ条約批准を契機とする1991年の法改正から10年以上が経過し、判例がさらに集積されていくであろう今後において、ジャージーの渉外信託の現状が少しずつでも解明されていくことを期待したい。

26 Jersey Legal Information Board (http://www.jerseylegalinfo.je) の Jersey Law Reports および Unreported Judgments の検索結果による。Jersey Law Reports (JLR) 掲載の判例を一覧するには、JLR Subject-Matter index (http://www.jerseylegalinfo.je/Judgments/JerseyLawReports/SubjectMatter/default.asp) が便利である。
27 信託の場面において、事実上、イングランド法の影響が強い点については、Matthews, pp. 31－32, pp. 49－50など参照。
28 前出注21参照。

受託者から受益者への情報提供

久保野　恵美子

序

本稿は、受託者から受益者に対する信託に関する情報提供（inform）[1]について扱う[2]。受託者から受益者に対する情報提供義務[3]は少なくとも近時は信託の本質的要素のひとつをなすものと捉えられており、ジャージー法やその基礎を成すイングランド法に限らず広い法域で議論の的となっている。オフショアで設定される信託などの新たな信託の利用がひとつのきっかけとなって、法域を超えて法の発展が見られる分野である。本稿ではジャージー島における情報提供に関する法の概略およびその基礎となったイングランドの法原則を確認した上で、それらの法がオーストラリアや他のオフショア法域の判例と相互に関連しながら発展している様子の検討を通して、情報提供に関連して問題となる諸点を明らかにしたい[4]。

I　ジャージー信託法

①　情報提供に関するジャージー信託法典の規定

受託者から受益者への情報提供に関係するジャージー信託法典の規定は以下の通りである[5]。このうち、25条が受託者から受益者への文書の開示について直接に規定しており、特に重要である。

ジャージー信託法典17条　【受託者の義務】

（5）項　受託者は自己の受託者たる地位に関して正確な計算および記録を保持しなければならない。

1　説明（account）や報告（notice）の用語が用いられることもあるが、ここでは情報提供の用語で代表させる。ただし、本稿で取り上げる判例等には文書の開示（計算書類の閲覧を含む）について扱ったものが多く、その側面に重点が置かれる場合には「文書（の）開示」の用語を用いることもある。
2　ただし、受託者の信託違反が疑われる場合に受益者が提起した訴訟におけるディスカバリーは別の問題である。以下で述べるところとは異なり、そのような場面では受益者への情報提供は非常に広い範囲で認められる。また、通常の信託とは異なる考慮が必要とされる年金信託も本稿の対象外である。（年金信託については、Sir Robert Walker,Some Trust Principles in the Pensions Context,Chap.5 ,in A.J. Oakley（ed.）, Trends in Contemporary Trust Law（Oxford,1996）at 129－131を参照）。
3　これに対応する受益者の権利を本稿では「情報提供請求権」と呼び、その中で特に文書の開示に関わる場合には「文書（の）開示請求権」と言う。ジャージー島では情報提供を受益者の権利の側面から捉える傾向があるが、本稿では受託者の義務と受益者の権利とを対応するものとして特に区別をせずに用いる（もっとも、このように受託者の義務からのアプローチと受益者の権利からのアプローチを単純に対応するものと捉えうるのかどうかについては理論的考察の余地があると考えている）。
4　本稿は日本法への示唆を得ることを直接の目的とはしていないということである。
5　以下では特に断らない限り、条文はジャージー信託法典の条文である。

ジャージー信託法典25条　【受託者は開示を拒むことができる】

信託の条項に定める場合および管轄裁判所の命令がある場合を除いて、受託者は以下に掲げる文書をいかなる者に対しても開示することを要求されない。

(a) 自己に与えられた権限もしくは裁量権を行使する場合、または、自己に課せられた義務を履行する場合に、どのような形式で行使または履行するかについて受託者が思案した過程を明らかにする文書。

(b) 自己に与えられた権限もしくは裁量権を行使する、または、自己に課せられた義務を履行する、ある特定の理由を明らかにする文書、または、そのある特定の理由の根拠となった、もしくはなったかもしれない資料。

(c) 自己に与えられた権限もしくは裁量権の行使もしくは行使予定に関連する文書、または、自己に課せられた義務の履行もしくは履行予定に関連する文書。

(d) 信託の計算（accounts）に関連またはその一部を形成する文書。

ただし、原則としては（d）項が適用される場合であっても、開示請求者が慈善団体ではない信託の受益者である場合、慈善団体であっても信託の条項において受益者である旨が明示されている受益者である場合、または信託の非慈善目的の執行者である場合はこの限りでない。

※ジャージー信託法典１条の定義規定によれば、25条（d）項に掲げられる文書の開示相手とされる「受益者」は、「信託の利益を享受する資格のある者または信託に基づき保有されている財産を分配する裁量権の行使の利益を受けるもの」を意味する[6]。

② その他の情報提供

25条に規定されていない情報として、信託が存在し情報提供の相手方が受益者であるという情報、および文書の形をとっていない情報が問題となる。これらの情報の提供については解釈によることとなるが、ジャージー信託法典は信託に関する網羅的な立法を企図して作られたものではなく（１条（５）項参照）、ジャージーの信託法典に規定のない事柄に

6　ジャージー信託法典上の受益者の定義は広く、裁量信託の受益者のみならず、本稿で後に問題として取り上げる指名権の対象者も含まれると解釈されているという（The Jersey Law Commission, Consultation Paper No.1,The rights of beneficiaries to information regarding a trust,Feb.1998, n.4.2.13.（本コンサルテーションペーパーは同委員会のウェブサイト（http://www.lawcomm.gov.je/）から入手可能である））。しかし、Paul Matthews & Terry Sowden, The Jersey Law of Trusts, at 57 n.5.20（Key Haven,3rd ed.1993）には反対の趣旨が述べられており、この点に関するジャージー法の立場はあいまいさを残す。

ついてはイングランドの判例で確立してきた信託に関する法原則によって補充されると考えられている[7]。

受益者が受益者であるという情報の提供については、イングランド法において受託者は受益者に受益権の存在を通知するよう合理的な手続きをとる義務があるとされ[8]、ジャージー法の下でも同様だと考えられている[9]。文書でない情報に関しても、イングランドの法原則に従って開示対象となると解釈されている[10]。

Ⅱ　ジャージー信託法典25条が基礎とするイングランドの判例

ジャージー信託法典25条は、情報提供義務に関するイングランドの確立した法原則に従ったものとされている。その法原則を確立したのは Londonderry 判決である[11]。この事件では、裁量信託の受益者が自己への分配額に不満を持ち、受託者の裁量権行使の理由を知るべく、受託者の会議関係資料や受託者同士の通信の記録、さらに受託者へのソリシタからの助言などの文書の開示を求めた。

裁判所は結論として、信託に関係する文書のうち受託者が裁量権限をどのように行使するかを思案した過程に関わるもの、裁量権限の行使理由に関わる文書やその理由の根拠となった、もしくはなったかもしれない資料については、受託者は開示する必要がないとした（以下ではこれらの文書をまとめて「裁量文書」と言う）。その結果、当該事件では、受託者が信託財産の分配のために折々に打ち合わせた会議記録（minutes）や打ち合わせのために用意されたメモ類（agenda）、さらに、受託者同士の通信の記録（例えば裁量信託の裁量に服する受益者群に属する者の状況を尋ねるために渡された手紙等）や受託者と受益者との通信の記録は開示の対象とはならないとされた。

裁判所は問題を二つの原則の調和の試みとして捉えた。一つは、受益者は信託財産に対し

7　Consultation Paper,supra note 6, n.1.1－1.2.
8　David J.Hayton,Underhill and Hayton,Law Relating to Trusts and Trustees, 674（Butterworths. 16th ed.2003).
9　Matthews & Sowden,supra note 6, at93 n.8.18. また、本稿で後に取り上げるジャージー法律委員会の提案による25条改正案においては、この点が明らかにされている（改正案25条（４）項）。
10　Matthews & Sowden,supra note 6,at94 n.8.21. もっともこの点に関しては、25条を開示対象となる文書を例外的に定めたものと解釈し、（d）項に規定される文書の外には情報提供の義務は及ばないと解すべきだとする異論も存する（Hochberg and Norris, The rights of beneficiaries to information concerning a trust, 3－1 Jersey Law Review 79,81（1999)。
11　Re Londonderry's Settlement［1965］Ch.918,CA.

てエクイティ上の所有権的権利を有するのと同様に「信託文書」に対して所有権的権利を持つのでその開示を請求することができるという原則である。第二は、裁量信託の受託者は裁量権限の行使に関してその理由を明らかにする必要はないという原則である。これら二つの原則をどのように論理的に調和させて先の結論を導いたのかについては、判決の理由部分は二様の解釈が可能であり明確ではない[12]。しかし、ここでは以下の記述に必要な限りでLondonderry判決中に示された準則として次の二点を抽出しておく。第一は、中心的争点に対する判断として示されたところの「受託者は受益者に対して裁量文書を開示する必要はない」という準則である（準則１）。第二は、判決の理由づけの解釈如何に関わらず共通して帰結される「受益者が文書の開示を求めることのできる場合、それは受益者がその文書に対して有する所有権的権利に基礎づけられる」という準則である（準則２）。

ジャージー信託法典25条の（a）、(b)、(c）各項とLondonderry判決の結論部分の文言を対比すると、当条文がLondonderry判決、特にその「受託者は受益者に対して裁量文書を開示する必要はない」という準則１に従ったものであることは明らかである[13]。あるジャージー判決が25条の趣旨について次のような説明を加えていることもこのことを裏づける。すなわち、「裁量信託の文脈において、不満を持つ受益者からの訴訟において、受託者は動機や理由づけの過程に関する詳細な検証にさらされることなく、様々な受益者の関係について衡量し、一定の行為を行う場合の長短を判断できなければならない。そのような信託の受託者は、秘密裏に行動する役割を信託されているのであり、一般的には公開から免れてその機能を行使することを許されるべきである。」[14]。

12　二様の解釈の可能性とはすなわち、信託に関する文書は裁量文書も含めて全て受益者の所有権的権利に服する「信託文書」であるので第二原則は第一原則と衝突するが第二原則の優越性を認めるという理由づけと、そもそも裁量文書は第一原則でいうところの「信託文書」には該当しないのであり両原則ははじめから衝突しないという説明である。後の判例（Schmidt v. Rosewood Trust Ltd.[2003]　2 WLR1442 at1457 n. 49）はLondonderry判決の理由づけを整合的に説明するのは困難だと評している。

13　ジャージー信託法典25条において、受託者が受益者を含む誰に対しても開示を拒める文書の類型を規定する（a）から（c）項の文言は、裁量権限の行使に受託者による義務の履行を加えているほかは、Londonderry判決の文言と同じである（(c）項で規定される非開示の文書の範囲は、少なくとも文言上はLondonderry判決よりも広いとの解説もあるが、Londonderry判決にも（c）項と同旨の判示部分が見られる（Re Londonderry's Settlement［1965］Ch.918 at.939））。もっとも、逆に受益者への開示が認められる文書の種類について定める（d）項の文言が「計算」に留まっている点は、厳密に言うと受益者への開示文書の範囲ついてイングランド法よりも狭い解釈を導く可能性がある（John Mowbray et al.,Lewin on Trusts,First Supplement to the Seventeenth Edition（Sweet & Maxwell,2003）は、計算書類のコピーだけを認める西オーストラリア州の判例を紹介した上で、これはイングランド法の一般的な規律とは異なるとしている（63頁））が、ジャージーの判例がこのような狭い解釈を採用しているとは解されない（See Consultation Paper,supra note 6, n.4.2.13.－15.）。

14　Re a Settlement［1994］JLR 139 at147.このような25条の趣旨説明は、Londonderry判決が調整を試みた原則の第二、すなわち受託者は裁量権限の行使の理由を示す必要はないという原則と重なる。

Ⅲ　Londonderry 判決の見直し

Londonderry 判決は受託者と受益者間の情報提供に関する指導的判決としてイングランドのみならず広くコモンロー諸国の判例に影響を与えてきた。しかし同時に、情報提供をめぐって提起される新たな問題を前に、その射程やそこで示された準則の限界が批判的に検討されることとなった。新たな問題とは、委託者から受託者へ交付された要望書が受益者への開示の対象に含まれるかという情報提供の客体の範囲の問題、および裁量信託の受益者[15]や受託者による指名権行使の対象とされる者（指名権対象者）[16]は受託者に対して情報提供を請求できるかという情報提供を請求する主体の問題である。

Londonderry 判決後にこれらの問題について判断を迫られたいくつかの裁判所は Londonderry 判決を批判的に検討し、情報提供に関して新たな観点を示すに至っている。当節と次節においてそれらの判例、およびそのような近時の動きと関連するジャージー法律委員会による報告書を検討する。

（1）情報提供の客体の範囲－要望書開示の要否に関する Hartigan 判決

Londonderry 事件では情報提供の対象となる客体の範囲が問題となったが、そこでは要望書の開示の要否は争点となっていなかった。後に、要望書の開示の要否が直接争われた事件において、オーストラリア・ニューサウスウェールズ州の控訴裁判所（Court of Appeal）は、Londonderry 判決を引用しその立場を基本的に踏襲したが、同時に同判決に対する批判を加えたほか、同判決と異なる新たな観点を示した[17]。

① 事実と判決　この事件は、成功した企業家が節税のために友人を委託者として、ある一定のグループの中から受益者の指名や分配割合を決定する裁量権限を受託者に付与して設定した信託に関わるものである。後に、潜在的な受益者のグループに属する孫が受託

15　例えば、潜在的な受益者として委託者が信託証書に掲げた ABCD のうちから、受託者が裁量に基づいて分配の相手や分配割合を決するような場合の ABCD が「裁量信託の受益者」に当たる。
16　例えば、ABCD のうち受託者が指名する者へ分配がなされるが受託者はこの指名権を行使する義務はなく、指名権が行使されなかった場合は E に信託財産が分配されるとき、さらに EFG が裁量信託の潜在的受益者であるがこの受益者の範囲に受託者の任意の指名によって ABCD のうちの誰でも加えることが可能であるときなどの ABCD が「指名権対象者」に当たる。受託者が指名権の行使義務を負わないため、対象者のうちの誰かは必ず分配を受けうる裁量信託の受益者に比べて指名権対象者の受益の利益はより一層不確かなものにとどまる。
17　Hartigan Nominees Pty.Ltd. v. Rydge（1992）29　NSWLR405. 本判決はオーストラリア法に関するものであるが、イングランドやジャージー島の判例や学説によってもしばしば引用される判決である

者による分配に不満を抱いて、企業家から受託者に交付された要望書[18&19]の開示を受託者に対して請求した。裁判所は、2対1の多数で当該要望書の開示請求を認めなかったが、理由づけ部分は3人の裁判官でそれぞれに分かれた。

当判決の判示は詳細にわたって展開されているが、まずは結論に直結する二段階の議論に注目しよう。

第一段階として、Londonderry判決の「受託者は受益者に対して裁量文書を開示する必要はない」という準則1を本事件に適用したときに要望書が開示不要の「裁量文書」に当たるのかどうかについて判断が分かれた。1名の裁判官（Mahoney裁判官）はこの準則をそのまま支持し、かつ要望書は裁量文書に当たる（よって非開示）としたが、2名は反対の見解に立った。Kirby裁判官は、そもそも準則1に反対し裁量文書も開示対象に当たるというべきだとしたが[20]、仮に準則1に従ったとしても要望書は開示を免れる「裁量文書」には当たらないとした。受託者の裁量権限の行使の仕方について記した要望書は、受託者の裁量権限について定める信託証書本体に準ずる性質のものだという理由による[21]。さらに、Sheller裁判官も部分的にではあるが準則1を批判した。要約すれば次のとおりである。

> 開示を免れるのは、それが開示されれば受託者の裁量権限行使の理由や理由づけの過程が明らかになってしまうような文書に限られるべきである。この点で、Londonderry判決が必ずしもそのような文書に当たらない「受託者が裁量権限行使の際に根拠とするような資料」まで「裁量文書」に含めたのは妥当ではない。受託者が裁量権限を行使する際には信託証書に立ち返るのが普通であり時にはそれが行使方法に決定的な意味をもつにもかかわらず、信託証書が開示されるべきことには争いがない。同様に、受託者が裁量権限を行使する際に根拠とする要望書も開示を免れることはない。また、要望書はそれを開示したからといって受託者がなぜ一定の仕方で裁量権限を行使したのかという理由が明らかになるような文書ではない[22]。

18　本件は要望書が委託者ではなく信託設定を主導した企業家から交付されている点で、通常委託者から交付されたものを念頭におく要望書に関するケースとは異なるが、本件の事実関係は当該企業家と委託者をほとんど同視できるものであり（See（1992）29 NSWLR405　at446D. また、信託証書において企業家の孫が「my grandchildren」と記されていることもこのような見方を裏付ける）、裁判官もこの点の区別を特に問題としていないので、ここでは区別しないで検討する。

19　本件で問題となったのは要望を記したメモ（memorandum of wishes）であるが、これと要望書（letter of wishes）とは区別せずに論じられるのが普通である。

20　今日では受託者が職業受託者たる企業であることが多い点、オーストラリアではイギリスよりも（信託の場面に限らず）一般に情報の開示を広く認める傾向にあることなどが理由をして挙げられている（(1992) 29　NSWLR405 at419G－421F）。

21　(1992) 29 NSWLR405 at419A-C.

22　(1992) 29 NSWLR405 at444G-445E.

上の議論では3名のうち2名の裁判官が要望書開示の結論をとったにもかかわらず最終的な判決の結論が非開示となったのは、Londonderry 判決では必ずしも明示的に論じられなかった次のような第二の観点からの検討がなされた結果である。それは、文書を作成交付した者が、それを人に開示しない（秘匿性（confidentiality））ことを望んだ意図を尊重するという観点である。すなわち、第一段階の議論で開示という結論に立った Sheller 裁判官は、本件の要望書について作成者は秘匿性の意図を明示してはいないが信託証書とは別に要望書を交付している点にそのような意図の存在を認めて、最終的にその開示を否定する結論に至った[23]。また、Londonderry 判決を全面的に支持して非開示の結論を認めた Mahoney 裁判官も、同判決の準則1をむしろこの第二の観点に引き寄せて解釈しているようである。すなわち、同裁判官は Londonderry 判決の具体的な結論のうち、受益者と受託者との通信の記録は公開を免れるという部分に注目し、これらの通信には受託者の裁量権限行使の方法に関する受益者の要望も含まれうることを指摘する。その上で、裁量信託を設定する委託者は裁量権限行使方法に関する自分の要望を公にすることなくして受託者に裁量権限の行使を許すことを通常望んでいるのであって、委託者の要望が秘密にされなければ裁量信託の目的は達せられないというのである[24]。

結論に直結するこのような二段階の理由づけのほか、Londonderry 判決の準則2もまた批判的検討の対象とされ、文書の開示請求権を受益者が有する所有権的権利で基礎づけることの無用性が指摘された。批判の第一は、受益者が文書に対して有する所有権的権利を根拠にすると、確定的な受益権を有さない裁量信託の受益者は文書の開示を求められないことになるがこの結論は不当であることである。第二に、上に見た判示からも明らかであるが、受益者が「信託文書」に対して所有権的権利を有すると言ってみても、開示対象となる文書の範囲を明確に画することはできないからである[25]。

② 注目すべき点　3人の裁判官がそれぞれ異なる立場から Londonderry 判決を批判的に検討すると同時に、同判決に見られない新たな視点を示したこの判決は、オーストラリア国内のみならず、イングランドやジャージー島の判例にも影響を与えている重要判決である。次の三点が注目されるべき点である。

23 (1992) 29 NSWLR405 at446G-447B.
24 (1992) 29 NSWLR405 at435F-436C.
25 (1992) 29 NSWLR405 at421G-422G,442G-444B. 判決の422頁で引用される H.A.J Ford&W.A. LeePrinciples of the Law of Trusts (Sydney,Law Book,2nd ed.1990),at425 n.936.1が既に情報提供請求権の所有権的基礎づけについて、本文で挙げたような情報提供の客体と情報提供請求の主体の範囲確定における難点を要領よく指摘していた。

まず、受託者は裁量権限の行使の理由を明らかにする必要はないという原則に従ったとしても[26]要望書が開示の対象になるかどうかについて判断が分かれうるということは、情報提供の客体について具体的な文書が開示対象になるかどうかを決する統一的で明確な基準を立てることの困難さの現れであると思われる[27]。

次に、文書作成者の秘匿性の意図を根拠に文書の開示を否定するという新たな観点が導入されたことが注目される。この観点は、文書の客観的な性質によって開示文書の範囲を決しようとする Londonderry 判決の立場とは異なるものである[28]。秘匿性の意図が尊重されるのであれば、委託者は信託条項において、受益者からの文書開示の請求権を排除、少なくとも制限することができるのだろうかという疑問が生じうる[29]。

第三に注目すべきは、情報提供請求権の所有権的権利での基礎づけには、情報提供の客体を限定する基準を提供し得ないほか、情報提供を請求する主体の範囲に関わって難点があること明らかにされた点である。結論を先取りすれば、信託財産に対して所有権的権利を持たない裁量信託の受益者であっても、その範囲はともかく少なくとも一定の範囲で情報提供を請求できるということには争いがない。そうであれば、情報提供請求権の基礎づけは受益者が有する所有権的権利とは別のところに求められなければならないのである。

（2）要望書の開示の要否に関するジャージーの判決

情報提供の対象となる客体の範囲に関して、ジャージー島においても要望書の開示の要否が問題となり、2000年に Royal Court[30]による判断がなされた[31]。

① **事実と判決**　この事件は、裁量信託の受益者の１人が自らの離婚訴訟においてイン

26　裁量文書を非開示とする準則自体に反対した Kirby 裁判官もまた、当該準則に従ったと仮定しての判断を加えていた。

27　Hayton,supra note 8,at685も、Londonderry で示された基準を過度に一般化することへの懸念を示し、同事件では受託者の裁量権限行使に関して受託者またはその助言者から交付された文書のみが問題となっており、委託者が交付した要望書はこれと同列には論じ得ないとして、基本的に Kirby 裁判官や Sheller 裁判官の見解を支持している。

28　もっとも、Londonderry 判決も、明示的には論じられなかったものの、この観点と無縁の判決ではない。先に紹介したように Mahoney 裁判官は受益者と受託者との通信の秘密の観点から Londonderry 判決を捉え直しているようであり、Sheller 裁判官もこの観点と Londonderry 判決とのつながりを示唆している(445頁 F)。さらに、後に紹介する枢密院の Schmidt 事件の判断（[2003] 2 WLR1442 at1457 n.49）および Ford & Lee,supra note 25,at423　n.936も同判決を通信の秘密の観点から捉えている。

29　Hartigan 判決の中でも、Sheller 裁判官がこのような文脈で秘匿性の意図の尊重を論じている。すなわち、信託証書に情報の非公開の定めが置かれていたケースに関するクィーンズランド州の判例を「委託者は有効に受託者に対して秘密に関する条件を課すことができる」ことを認めた判決として評価し、その延長でこの問題を捉えているのである（(1992) 29 NSWLR405 at446B-G.)。また、Matthews & Sowden,supra note 6, at95 n.8.23も、Hartigan 判決は「委託者が受益者の情報提供請求権の削減を図った」という論拠によってのみ説明できるとする。

30　Royal Court はジャージー島における第一審裁判所である。

31　Re Rabaiotti 1989 Settlement [2000] JLR173.

グランドの裁判所から信託に関係する文書の開示を求められたことを理由に受託者に対して要望書の開示を求めたので[32]、受託者が開示に応じるべきか否かについて（ジャージー信託法典47条に基づいて）裁判所の指示を求めたものである。

判決は一般論として、開示すべき特段の事情が認められない限り要望書は原則として開示の対象にならないとした[33]。理由は次の通りである。「要望書は通常、委託者が受託者に分配の、そしておそらくは信託財産の運用の裁量権限をどのように行使して欲しいかをある程度詳細に示したものである。受託者は裁量権限を行使しようと考えるときには、普通は要望書を手元におくであろう。要望書はもちろん法的拘束力のあるものではない。」しかし、「たとえ受託者が要望書から離れた判断をするときでも、要望書は決定過程および判断の理由に密接に関係する文書である。」よって、要望書はLondonderry事件が裁量権限行使の理由に関わるので開示しなくて良いとした文書に該当するといえ[34]、また、ジャージー信託法典25条（b）項、(c）項で受託者が開示することを要求されないとされる文書に該当する[35]。

② 注目すべき点　この判決は、要望書は裁量文書に当たるゆえに開示の対象とはならないとしたものであり、一見すると、Londonderry判決の準則1および同旨を規定した25条に素直に従ったものである。しかし、Londonderry判決では見られなかった次のような二つの観点が示されている。

まず、前出のHartigan判決と同様に、Londonderry判決とは異質の観点である文書作成者の秘匿性の意図が要望書非公開の根拠のひとつとして挙げられている。この点は、先にも述べたように、委託者が受託者による情報提供の範囲を制限することができるかという問題につながる。この問題はジャージー信託法上解決されるべき緊要の問題として法改正をも視野に入れた調査検討の対象とされている（検討の成果たるジャージー法律委員会による報告書は次の節で取り上げる）。

さらに、本判決では、要望書の開示の可否について原則を示しつつも、最終的にはある特定の文書の開示の要否を判断する裁判所の裁量権限を重視している。すなわち、要望書は原則として開示される必要はないが、裁判所が当該事案の下において開示を命じるに十

32　開示が求められた書類には他のものも含まれるが、要望書以外のものは特に問題なく計算書類（25条(d）項）として開示が認められる性質のものであったので、ここでは要望書に関する判示だけを取り上げる。
33　事案の解決としては、本文で後述するように裁判所の裁量的判断により要望書の開示が命じられた。
34　[2000] JLR173 at188－189.
35　[2000] JLR173 at 190.

分な理由があると判断するときには、「信託に対するエクイティ裁判所の一般的な監督裁判権」に基づいて開示を命じることができるとするのである[36]。このような裁判所の裁量は逆方向にも働きうる。すなわち、受益者が通常は見る資格を有する信託文書について、裁判所は開示を命じることを拒む裁量を有するとされたのである[37]。このような判断は、「管轄裁判所の命令がある場合を除いて」との留保を付しつつ文書の開示に関して規律しているジャージー信託法典25条の文言にも合致するものである。Londonderry 判決以来の従来の判例においては、実質的には裁判所が裁量的に判断した上で一定の基準を当てはめる形で判断をしていた可能性は十分に考えられるにしても、少なくとも明示的にはこのような裁判所の裁量的判断について正面から論じられていなかった。受益者の所有権的権利による情報提供請求権の基礎づけの硬直性が批判されていることを考え合わせるとき、受益者の情報提供請求権を基礎づける新たな方向性のひとつを示しているものと考えられる。この方向性は、ジャージー法律委員会の報告書に示されているほか、2003年にイギリス枢密院の判断によってより明確に打ち出された。

Ⅳ　情報提供請求権を基礎づける新しい方向性

（1）委託者による情報提供請求権の制限と信託の本質

文書作成者が公開しないことを望んだという意図を尊重して文書の非開示を認めるという近時の判決で示された観点からは、委託者が信託条項の定め等により予め受益者の情報提供請求権を制限することができるのかという問題が想起させる。ジャージー島ではこの問題について、信託法典の条文改正の必要性の存否を検討すべく1998年に法律委員会からコンサルテーションペーパー[38]と報告書[39]が出されている[40]。このような問題が問題として取り上げられるのは、一方で委託者がそのような制限を望むという事情があり、他方でその

36　[2000] JLR173　at 191.
37　[2000] JLR173　at 183.
38　Consultation Paper,supra note 6.
39　The Jersey Law Commission,Topic Report No.1,The rights of beneficiaries to information regarding a trust,Jul.1998.（本報告書もコンサルテーションペーパーと同様に同委員会のウェブサイト（http://www.lawcomm.gov.je/）から入手できる。）なお、コンサルテーションペーパーと報告書とはその内容が相当程度重複するため、以下では原則としてより詳細な検討がなされているコンサルテーションペーパーを取り上げる。
40　ジャージー法律委員会は、1996年にジャージー法の発展と改正を目的に、立法に関わる委員会とは独立に設けられた委員会であり、毎年の報告書のほか、2003年前までに６つの主題についてコンサルテーションペーパーを出している。同委員会による検討の最初の対象となり、第一報告書の主題とされたのが信託に関する情報提供の問題である（注６および39に掲げた同委員会のウェブサイトを参照）。

ような制限を無制限に認めることには強力な疑問が提起されているからである。

① 秘匿性を望む委託者の事情

ジャージー法律委員会が委託者による情報提供請求権の制限の問題を扱ったのは、ジャージー信託法は一見情報提供請求権の範囲を広く認めるように見え、しかもそれを委託者が制限することができるかどうかが明らかでないため、他の法域に比べて遅れをとっているような印象を与えているという問題意識からである[41]。逆に言うと、委託者による制限の可能性も含めて、情報提供の範囲が広くないということを委託者が望むという事情があるということである。後述するマン島の事例について判断した際に、枢密院はこのような事情を次のように述べている（要約）。

世界の多くの地域の裕福な個人にとって、委託者が実質的なつながりを有さない地域（時に Tax Heavens と呼ばれる）の法に規律され、その法域に住む者を受託者とする信託に財産を託すことが一般的になってきた。このような法域は、地理的に便利だからではなく、秘匿性の点や租税面での要求（そして、時には委託者がドミサイルを有する法域の倒産法上の問題、遺言による処分の自由を制限する法）からの保護について特別な利便性を提供すると考えられて選ばれている。このような状況下で設定される信託やそれに含まれる権限は、そこから終局的に利益を得る者について確かな指示を含まないことがある。典型的には、広く定義された受益者のクラスのために受託者によって行使される非常に広い裁量権を含む。そのような裁量権の行使は委託者が秘密裏に受託者に伝えた要望に従うことがある。これら全ての考慮から、委託者は現財産を安全で秘密を保ちうるように見えるオフショア避難所に信託しようとするのである。

この判決は委託者が情報提供請求権を制限することの可否を直接に扱ったものではないが、上のような信託においては、受益者が信託運営に関する情報を広く得られるとすればその信託の設定目的の達成を妨げかねないために[42]、委託者がその制限を欲することは十分に理解ができる[43]。

41 Consultation Paper,supra note 6,n.2.1.
42 委託者が情報提供請求権の制限を欲する背景として、法律家を背後にますます訴訟を起こす傾向のある受益者に対するおそれが挙げられることもある（David Hayton,The Irreducible Core Content of Trusteeship, Chap.3 in A.J.Oakley（ed.),Trends in Contemporary Trust Law（Oxford,1996）47,at48)。
43 1996年改正によりジャージー信託法典で新たに認められた非慈善目的信託は、このような傾向のひとつの極端な表れだと言えそうである。そのような信託では執行者が情報提供を受けるとされているが、本文で次に挙げる信託の本質に関する議論との関係で、このことをもって信託が信託たりうるための本質的要素に反しないと言えるのかどうかはひとつの問題たりうるだろう。(See Paul Matthews, The New Trust :

② 信託が信託であるために必要な最低限の義務としての情報提供義務

しかし、たとえ委託者が情報提供を制限することを望む事情があるとしても、情報提供を全て否定することは許されないと考えられている。その背景には、前述のように受益者が有する所有権的権利で情報提供請求権を基礎づける構成の限界が認識された結果、それに代わって主張されるようになった新たな情報提供請求権の基礎づけがある。

新たな基礎づけとは、情報提供義務を、信託が信託たりうるための本質的義務のひとつとしての、受託者が自己の受託者としての任務について受益者に対して説明する義務として捉えるものである。信託が信託であるためには、受益者が受託者に対して信託の履行を強制できなければならない。そのためには受託者が信託の目的に従って注意深く行動しているか、信託財産を盗んだりしていないかについて受益者が受託者に対して説明を求めることができなければならない。これに対応して、受託者は受益者に対して情報を提供して説明する義務があり、それは信託が信託であるために最低限要求される義務であるというのである[44]。信託が信託たりうるための要素に関しては、受託者が信託違反をした場合の責任の免責を定める信託条項の有効性について判示したイングランドの Armitage 判決が、「受託者が受益者に対して負い受益者によって履行強制がなされる義務には不可欠の核（irreducible core）が存在し、それは信託の概念にとって根本的なものである。もし受益者が受託者に対して強制できる権利を何も持たなければ、信託は存在しないのである。」[45]として受託者を全面的に免責する条項は信託の本質に反するとした。情報提供に関する先の考え方は、受益者に情報を提供するのは受益者が履行強制することを可能にするための不可欠の前提であり、したがって情報提供義務は Armitage 判決に言われるような信託の本質的要素に当たるとするのである[46]。

③ ジャージー法律委員会による検討

ジャージー法律委員会は1998年に上のような緊張関係を視野にいれて、ジャージー信託

Obligations without Rights?, Chap.1 in A.J.Oakley (ed.),Trends in Contemporary Trust Law (Oxford,1996) at26－30.)

44 Hayton, supra note 8,at 677.

45 Armitage v Nurse [1998] Ch241,CA.,at 253G-H.

46 Hayton は既に The Irreducible Core,supra note 42において「受益者が信託を強制する権利および受託者にその行動について説明させる権利とそれに対応する受託者の受益者に対する義務は信託の核である」としていたが（47頁）、Armitage 判決後に改定された Hayton, supra note 8 では Armitage 判決を引用の上で同旨を述べている（672頁）。(See also, Charles Mitchell,Disclosure of Trust Information to Discretionary Beneficiaries,115LQR206,at206 (1999).)

法典の下で委託者は受益者の情報提供請求権を制限できるのか、できるとしてその限界はどこかについて検討を行った[47]。この点についてジャージー法上疑義が生じるのは、信託法典25条の構造に由来する。同条では、まず受託者は（a）から（d）項に掲げられた文書の開示に応じる必要はないが、信託条項に定めがある場合は別だとし（したがって信託条項に別に定めてあればこれらの文書も開示しなければならない）、行を改めた上で、その例外として（d）項に定められた文書について受託者は受益者等に対しては開示に応じなければないと規定している。このように受益者等への開示に関する部分が「信託の条項に定める場合を除いて」との文言を含む部分と別立てとなっているため、受益者への開示は信託条項による制限に服さない（逆に言えば委託者は信託条項によって受益者への開示を制限することはできない）のではないかという疑義が生じるのである。ジャージー法律委員会は、この条文は現行においても信託条項の定めによる受益者への情報提供の制限を認めるものと解釈されるべきであるが、この旨を明らかにするよう条文を改正するのがより望ましいとした。

問題は、委託者が受益者への情報提供を制限できるとしてその限度である。情報提供義務が信託の本質的な要素であることに鑑みれば、委託者がその義務に対応する受益者の情報提供請求権を排除することを認めることはできない。信託が信託として認められるためには、受益者の情報提供請求権の委託者による制限について適切な限界を付することが必要である。また、情報提供義務を排除した信託は、ハーグ信託準拠法条約の適用により他法域で信託として認められないおそれがあることも指摘されている。信託が信託として認められなければ、委託者や受益者を害することとなる。このような考慮から、ジャージー法律委員会は、ジャージー島が責任ある洗練された金融センターとして存続するためにはこの点を明らかにする必要があるとし、次のような提案を行った。すなわち、信託が信託であるためには、実際上受益者が信託の履行強制をすることが可能な程度に情報提供がなされなければならないので、実際上受益者が信託の履行強制を行うのを妨げないかどうかを基準に情報提供請求権の制限の限界づけがなされるべきである。しかし、具体的な限界を条文上明らかに規定するには困難があるため、具体的な限界づけは事案ごとに裁判所の判断に任せられるべきであるという提案である。委託者が受益者への情報提供を制限する旨を信託条項に規定した場合、それによって害される受益者が裁判所に申立てを行い、そ

47　以下に本文で述べる法律委員会による検討の内容は、Consultation Paper,supra note 6に拠る。

の申立てを受けて裁判所がそのような制限の可否について具体的に判断し、行き過ぎがあればそのような制限を無効にする、場合によっては信託全体を無効とするのである。

コンサルテーションペーパーに対する意見募集を経て最終的に法律委員会が提案した25条の改正案は次のとおりである[48]。

ジャージー信託法典25条改正案　「開示」

（1）以下の（1）（a）と（b）の条項は、信託の条項に定める場合および管轄裁判所の命令がある場合を除いて、適用される。

（a）受託者は、慈善団体ではない信託の受益者、慈善団体であっても信託の条項において受益者である旨が明示されている慈善団体、または信託の非慈善目的の執行者による、受託者に宛てた文書による申立てを受けて、申立者に対して、信託の計算に関連またはその一部を形成する文書の全てを開示しなければならない。

（b）受託者は以下に掲げる文書をいかなる者に対しても開示することを要求されない。

（i）自己に与えられた権限もしくは裁量権を行使する場合、または、自己に課せられた義務を履行する場合に、どのような形式で行使または履行するかについて受託者が思案した過程を明らかにする文書。

（ii）自己に与えられた権限もしくは裁量権を行使する、または、自己に課せられた義務を履行する、ある特定の理由を明らかにする文書、または、そのある特定の理由の根拠となった、もしくはなったかもしれない資料。

（iii）自己に与えられた権限もしくは裁量権の行使もしくは行使予定に関連する文書、または、自己に課せられた義務の履行もしくは履行予定に関連する文書。

（2）以下の（2）（a）と（b）の条項は信託の条項の定めにかかわらず適用される：

（a）管轄裁判所は申立てを受けて、当該信託の特定の状況において、信託の条項が受託者をして受益者たちや受益者の誰かに対して十分かつ適切に説明を行わせるものとなっていないということを宣言することができる。

（b）そのような宣言に続いて、管轄裁判所は全受益者またはある受益者の信託に関する情報への権利を一般的にもしくは一定の場合に拡大または制限し、または適切だと考

48　Topic report,supra note37, at6. 法律委員会によるこの立法提案は、2000年までにジャージーの金融経済委員会に提出され立法への具体的な動きの有無が注目されたが（The Jersey Law Commission, Annual Report 2002,5－6）、2003年7月現在この改正は実現していない様子である。

える命令をすることができる。

（3）本条における管轄裁判所への申立ては47条（3）項に規定される者[49]は誰でもすることができる。

（4）この法律のいかなる部分も、受託者が受益者に対して、ある信託の受益者であることを知らせる義務に変更を加えるものではない[50]。

（2）裁判所による監督権限行使の一面としての情報提供請求権－枢密院の判断

ジャージー法律委員会の報告書は、委託者が受益者からの情報提供請求権の範囲を信託条項で一定の程度で制限することを認めつつも、具体的に事案に応じてその限度を明らかにすることは裁判所の判断に委ねるという立場をとった。また、前述の2000年のジャージー判決は、情報提供の対象となる文書の範囲を画するに当たって一応の基準を立てつつも、最終的に裁判所が裁量権限に基づいてその範囲を決することを認めたものであった。このように裁判所の裁量権限の行使を重視する方向性は、2003年に枢密院の判断によってより徹底した形で示されている[51]。

① 判断の概略　枢密院はマン島で起きた信託に関する文書の開示をめぐる争いについて判断する際に、Londonderry 事件など従来の情報提供に関する判例を検討したうえで情報提供請求権の性質について、所有権的権利による基礎づけに代わる新しい見解を示した。すなわち、「信託文書の開示を求める権利を、信託運営を監督し必要なときには介入する裁判所の固有の権限の一側面として捉える」[52]というものである。事件は、情報提供請求の主体をめぐって、受託者が行使する義務を持たない指名権の対象者ゆえ受益の可能性が極めて不確かな単なる指名対象者が情報提供請求の主体となれるかどうかが問題となったものであるが、判示の一般論は、その問題に限らず広い範囲に及ぶ裁判所の裁量的判断を認める内容になっている。すなわち、裁判所が裁量的判断をなさなければならない領域は、①裁量的判断の対象となっている者がそもそも救済（文書の開示）を受けられるかどうか、

49　Attorney General、当該信託の受託者、執行者、受益者、または管轄裁判所の許可を得たあらゆる者。
50　本文で述べた以外にこの25条改正案について注目されるのは、受託者が受益者等に文書を開示しなければならないのはそれらの者からの「文書による申立て」があった場合に限られるとされていること（(1）項(a) 号)、および「ある信託の受益者であること」を知らせる義務について明文が置かれた（(4）項）ことである。前者に関しては、提供の申立てに応じる受託者の義務と申立てがなくとも情報を提供すべき義務とを理論的に同視できるか否かが問題となりえよう（後出注65も参照）。
51　Schmidt v. Rosewood［2003］2 WLR 1442.
52　［2003］2 WLR 1442 at1458 n.51.

②どのような範疇の文書がどのような範囲で（全部か抜粋か）開示の対象となるか、③裁判所の命令で開示された文書や情報の利用を制限するためにどのような保護措置がとられるべきかの三領域に及ぶとしたのである[53]。裁量的判断が必要になる理由とその中身については次のように述べられている。

「最近のケースでは、いかなる受益者も（裁量権の対象者全員であっても）無理なく信託文書に該当すると言えるようないかなる物に対しても、その開示を権利として求める資格を有するわけではないということを認めている。特に問題が個人的または営業上の秘密に関わるときには、裁判所はそれぞれの受益者たち、受託者自身、そして第三者の競合する利益を衡量しなければならないだろう。開示は制限されなければならないかもしれず、保護措置が施されなければならないかもしれない。受益者（特に裁量権の対象者）の請求の評価は裁判所が資料を前に行使しなければならない衡量のうちの重要な部分となるであろう。裁判所は多くのケースにおいて、受益について理論上の可能性しか有さないような申立て人にはいかなる救済も与えられないとの結論に特に難なく至ることができるであろう[54]。」

② 裁判所の裁量的判断を必要とする例

この判示部分の冒頭は、最近のケースにはたとえ裁判所の裁量的判断について明示的に述べていなくとも実質的にはそのような裁量的判断を行っている実例が存在するとの認識を示すものと思われるが、どのような最近のケースを念頭に置いているのか具体的には明らかでない。しかし、本稿で取り上げてきた最近の諸判例だけを見ても、いずれも仔細に検討すると事案ごとの要素に応じて一般論には整理困難な判断を示している。そもそも、指導的判決とされる Londonderry 判決自体が、一般論定立の困難を認識した上で[55]、個別の文書について具体例を挙げながら綿密に検討したものであった。すなわち、後の判例や学説では「受託者間の打ち合わせのために用意されたメモ類（agenda）」の非開示を認めた判決と位置づけられているが、判決の中ではそのなかでも「受託者が提案を書いて共同受託者に回した場合や裁量権の対象者の状況について質問を記した場合」と「ソリシタが財産や家族の状況をまとめ、受託者に過去と将来の分配について思い出させるような助言を紙に書いて受託者に渡した場合」とでは扱いが異なるとされ、ただし当該事件で問題となっ

53 [2003] 2 WLR 1442 at1459 n.54.
54 [2003] 2 WLR 1442 at1463－1464 n.67.
55 [1965] Ch.918,CA.,at931,933.

た受託者の会議のために用意されたメモ類は開示対象から外れるとされたものである[56]。この事件は、開示される文書の範囲に関して（上記②の領域）裁判所による事案に応じた具体的な判断が必要となることの実例と言えるだろう。また、要望書の開示の要否を検討した判決として先に紹介したHartigan判決は、実は開示を認める場合にも一定の条件を付した上で開示されることを前提に判断がなされたものである。すなわち、原審は、一般論として、受益者が開示によって当惑しうる他者にそれを見せないという条件をつけての開示がありうるが、このような開示は例えば受益者がジャーナリストに文書を見せるつもりだと伝えていたような場合にはなされ得ないとした上で、当該事案については、受託者が文書の秘密を保つための合理的に見て妥当だと考える条件を付して要望書の開示に応じるべきだとした。そのような条件付きの開示を認めた原審の当否を検討したのがHartigan判決である。判決は非開示との結論に至ったので、開示に伴うそのような条件の必要性や程度については論じられなかったが、上記枢密院の判断のいう保護措置に関する判断（上記③の領域）の必要性を認識させる事件である。最後に、情報提供請求権者に関する判断（上記①の領域）の必要性については、前述のとおりSchmidt事件自体がその問題を扱ったものであった。枢密院の判断の趣旨を一言で表せば、一方で裁量信託の場合でも潜在的受益者の範囲が非常に広ければ受託者は全ての可能性のある者を考慮に入れて裁量権を行使するわけではなく、他方で任意的に行使される指名権であっても受託者は受益者に指名しようとする者が指名の対象に該当するかどうかなどを知る義務があるのであるから、両者の違いは程度問題である。したがって、イングランド法で明示的ではないにせよとられてきた立場のように、裁量信託の受益者と単に任意的に行使される指名権の対象者とで区別するのは必ずしも妥当ではなく、情報提供請求者の現実的な受益の可能性を事案ごとに判断する必要があるということであろう[57]（前記判示引用部分の後半を参照）。

③　Schmidt事件はマン島の事例に対して枢密院が判断してものであるため、直接にイングランドの信託法に影響を与えるとは断言できない。しかし、本判断の後には、受益者から受託者に対して文書の開示を求める権利を「信託の運営に対する裁判所の固有の裁判権の

56　[1965] Ch.918,CA.,at933,939. 933頁における打ち合わせのために用意されたメモ類（agenda）の具体例の分析と、939頁の当該事案に関する判断部分の対比による。

57　ジャージー島においては、前出注6で述べたとおり、指名権対象者が情報提供の相手方となる受益者に入るとされるのかどうかの原則的な解釈自体があいまいである。しかし、この点について原則が定まったとしても、2000年のジャージー判決で情報提供の客体についてなされたのと同様に、「裁判所の命令がある場合を除いて」という25条の文言を手がかりにこの点についても裁判所が具体的な判断を行うことになると予想される。

発動を申し立てる権利であり、受益者は開示に対する絶対的な権利を持たない」と解説する者が現れている[58]。受益者からの文書開示請求権を信託の運営を監督する裁判所の固有の権限の一側面として捉える見方が、情報提供請求権の所有権的基礎づけに代わる新たな方向性を示していることは間違いない[59]。

Ⅳ　ジャージー島・英・米・日　――　若干の考察

（1）イングランド法とジャージー法間の影響関係と緊張関係――信託の本質的要素をめぐって

①　影響関係　イングランドからジャージー島へ

25条がイングランドの判例で確立された情報提供に関する法原則を直接に参照して規定され、その文言もイングランドの指導的判例たるLondonderry判決に依拠していることは上に見たとおりである。このようなイングランド法理の輸入はジャージー信託法典の内容自体にとどまらない。なぜなら、ジャージー信託法典は信託に関する網羅的な立法を企図して作られたものではなく、イングランドの確立した信託に関する法原則による補充を前提にしているからである。法典がある問題を明示的に扱っていないまたは十分に詳細に扱っていないときには、イングランド裁判所によって数世紀に渉って発展してきた信託法の「一般原則」に拠るものとされている。この点で、ジャージー信託法典とイングランドの信託に関する法原則が一体となってジャージー信託法を構成していると言うべきだろう。

②　緊張関係

58　Mowbray et al., supra note 13,at 64.　また、同書では本文で述べたような文書開示請求権の基礎づけに対応して、裁量受益者等は文書を「調査できる」のではなく「調査の命令を（裁判所に）求める」ことができると記述が改められている（64頁）。

59　情報提供請求権を裁判所による信託の監督権限の一側面と捉えるこのような見方と同じく新しい方向性として先述した同権利を信託の本質（受益者による履行強制の可能性）から導く見方との関係が問題である。両者は共に、情報提供請求権を受益者が文書に対して有する所有権的権利で基礎づけることの問題点が認識されるにつれて、それに代わるものとして提示されてきたものだが、情報提供請求権の異なる側面に焦点を当てており互いに排斥し合うものではないと考えられる。後者はどうして情報提供請求権が認められるのかという権利の根拠に関わり、前者はそのようにして認められる権利の性質に関わると言える。同権利を受益者の所有権的権利で根拠づける場合には、その性質を裁判所の信託監督権限の一側面と捉えるのは極めて困難であろうが、受益者によって強制可能な信託たるための不可欠の前提として根拠づけるのであれば、そのような性質づけも可能だろう（Schmidt事件の判示には、明示的ではないが信託の本質的要素として情報提供義務を捉える見方を支持するような部分があるが（[2003]　2　WLR 1442　at1461－1462　n.60)、その部分と本文で挙げた情報提供請求権を裁判所の権限の一側面とする部分との関係は明確に論じられていない)。

他方で、少なくとも本稿で扱った情報提供の側面を見る限り、イングランド信託法とジャージー信託法とは緊張関係にあるとも考えられる。ジャージー法律委員会の報告書からは、ジャージーが受益者への情報提供を制限したい委託者にとって魅力的な金融センターでありうるために、ジャージー法における情報提供の範囲を狭く解釈しようという方向が窺える。ところが、この方向性を徹底すれば、信託の本質的要素が阻害されることで信託が信託として認められなくなる、ひいてはジャージー島が責任ある洗練された金融センターであり続けることは不可能になるというジレンマが存する。

注目されるのは、この緊張関係が、信託が信託であるための本質的要素は何かをめぐって存在しているということである[60]。両法域の緊張関係が、信託の本質は何かという問いの探究を促す結果となっているのである[61]。

③　影響関係　ジャージー島からイングランドへ

もっとも、イングランドの信託に関する法原則自体も不動のものではない。枢密院の Schmidt 事件における判断は、情報提供に関する従来のイングランド法の立場とは異なる見解を示したものと捉えられており、イングランド法を変更する意義を有するかどうかが注目されている。マン島のケースゆえ、イングランド法を直接的に変更するものとは即断できないが、ジャージー島と同様にオフショアの金融センターとして機能しているマン島のケースがイングランドの法原則の見直しのきっかけを作り出していることは興味深い。Schmidt 事件の判断で示されたように、主に節税目的でしばしばオフショア法域に設定される信託は、幅広い受託者の裁量権や指名権を含み委託者がその行使について信託証書とは別に要望を示すものであることが多い。情報提供をめぐる Londonderry 判決以来の法原則の見直しのきっかけを提供した問題は、確定的利益を有さない裁量受益者や指名権の対象者による情報提供請求の可否や要望書の開示の問題であり、このような信託をめぐって生じやすい問題である。この点では、①で述べたのと逆に、ジャージー島などのオフショア法域の信託の実務やそのような信託について示された法解釈がイングランド法へ影響を与える、

60　前述のとおり（注46とそれに対応する本文）信託の本質をめぐる考察を要するという点において、情報提供に関する議論は受託者を免責する条項に関する議論と共通する性質を有するのである

61　Hayton, supra note 8,　at v, Preface は、外国の信託の承認の限界づけのために信託概念の不可欠の核心やイングランドの公序良俗則を精査する必要があるとするが、そのひとつの具体例が情報提供の問題だといえる。

少なくとも与える可能性があるという関係を指摘できる[62,63]。

（2）アメリカ統一信託法との比較の視点から－裁判所の監督権限の位置づけに関して

イングランドやジャージー島の情報提供に関する判例では、相互の判例引用やオーストラリア、アイルランド、他のオフショア法域の判例への言及が見られるが、アメリカ法が直接参照されることは少ない。しかし、興味深いことに2000年に成立したアメリカ統一信託法[64]の策定過程において最後まで問題となった二つの問題点の一つが、受益者への情報提供義務を信託設定時に予め制限しておくことを認めるかどうかという問題であり、アメリカにおいてもイングランドやジャージー島で問題となっている問題点が議論の的となっている。同法では最終的に、受益者の年齢によって区別をし、25歳以上の受益者に対する一定範囲の情報提供義務は信託条項の定めによって排除できないこととし、さらに、それ以外の情報についても受益者から求めがあった場合にそれに対応すべき受託者の義務も排除できないとされた。この点以外についても、情報提供を受ける受益者の範囲について「適格受益者」という新たな概念が導入され、情報の種類や情報提供請求の申立ての有無に応じた詳細な規定が置かれ[65]、また、提供される情報の範囲についても具体的な定めが置かれている[66]。

アメリカ統一信託法の情報提供に関する規定を概観すると、条文の上で情報提供の相手となる受益者の範囲や提供される情報の種類を明示する方向が目指されているように見受けられる[67]。同法においても裁判所の役割が信託の管理に関わるあらゆる問題に及ぶことが

62　Hayton, supra note 8,　at v,Preface は、イングランドの裁判所がイングランドの信託法を超える性質を持つ外国の信託に承認を与えるようなときには、本文で述べたようなイングランド信託法の発展への影響がありうるとの認識に立つと思われる。同書には、ジャージー島、ガンジー島やケイマン諸島の判例を引用しての記述が多々見られる。

63　もっとも、オフショア法域とされる諸地域の間でも信託法の内容が異なっている点には注意を払う必要がある（いくつかのオフショア法域の情報提供に関する信託法の多様性、およびその中にはイングランドの法原則に影響を与えるどころか他の法域（この中にはイングランドも含まれると思われる）では信託と認められないおそれがあるものもある点について、Consultation Paper,supra note 6 を参照）。

64　アメリカ統一信託法については、大塚正民＝樋口範雄編著『現代アメリカ信託法』（有信堂、2002年）を参照。

65　アメリカ統一信託法典813条の各項、各号で情報提供の相手方とされる者の範囲が異なっている。本稿との関係で注目すべきは、受益の確定していない受益者は適格受益者でないとされ（同法典103条（12）項の定義規定による。また、同条（2）項の「受益者」の定義も参照）、その結果、自ら情報提供を申立てない限りは情報提供の対象にならないとされていることである。

66　アメリカ統一信託法典813条（b）項、（c）項を参照。

67　ただし、アメリカ統一信託法においても、提供される情報の客体の範囲について条文上「重要事項」や「合理的な情報提供」という概念で限界づけが図られており（813条（a）項）、これらの概念の解釈は裁判所の判断に委ねられていると思われる。

認められている（201条）が、本稿で紹介したような裁判所の裁量権限を重視するあり方とは対照的である[68]。

（3）日本の信託法の視点から

日本の信託法は39条および40条が受託者からの情報提供に関して規定する。このうち40条は情報提供を請求する主体と情報提供の対象となる客体の両面について非常に広い射程を持ちうる文言となっているため、権利濫用法理などの活用によって制限を加えることが主張されており、裁判上の争いとなった事例も生じている[69]。したがって本稿で扱った議論は日本法への示唆を得る点からも興味深い。しかし、日本法の文脈で情報提供について考察する際には、日本の信託法の条文の内容とイングランド等の信託の法原則との違い[70]のほかに、日本法とイングランド法等の間での受益者の一般的な地位の違いに注意を払う必要がある。イングランドやジャージー島の議論は、受益者は全員一致により信託を終了させることができるということ[71]を前提にしているが、日本法はこの点に関する立場を異にしている[72]。このような信託運営の他の側面における受益者の地位との関係を視野に入れて情報提供について考察する必要があろう。

（4）残された問題点

まず、情報提供に関わって近時問題となっている点には、本稿で扱ったもののほかに、信託が利害関係を有する会社に関する情報が受益者に対する開示の対象になるかどうかや受益者が未成年者であるなど受益者自身を相手に情報提供をできない場合の法律関係などがある。前者はオフショア信託において典型的だとされる「信託が私的な信託背後会社

68　本文では立法による明確化と裁判所の裁量的判断の重視とを対照させたが、裁判所の裁量権限の位置づけ如何は委託者が予め信託証書で特別の定めをおくことの可否とも関係すると考えられる。原則としては開示対象とされる文書の非開示を命じる裁量権限が裁判所に認められているのだから、（信託の本質的要素たる）情報提供請求権の委託者による制限を認めるべきではないとの議論が成り立ちうる（委託者が信託証書に免責条項を置くことの可否について、そのような議論がなされた例がある（Ontario Law Reform Commission,Report on the Law of Trust, at 40－41（1994））。

69　近時の裁判例も含めて、新井誠『信託法』（有斐閣、2002年）167－172頁を参照。

70　本文で述べたとおり、日本の信託法は40条の射程が非常に広いのが特徴的であり、この条文の下ではイングランド等に見られるような情報提供請求権そのものの根拠づけや性質論によって権利の制限を試みることは相対的に困難であると思われる（だからこそ限定の根拠として権利濫用法理に言及がなされるのだろう）。なお、情報提供に関わる日本法について一般的には、注69に挙げた文献の他に四宮和夫『信託法〔新版〕』（有斐閣、1989年）226－228頁も参照。

71　ジャージー信託法典39条（3）項。（See also. Matthews & Sowden,supra note 6,at 188 n.15.12.）

72　信託法56条から58条、および前出注70、四宮 347－349頁参照。

(underlying company) を所有するために設定される場合」[73]に関わる点で[74]、後者はアメリカ統一信託法が新たに対応した問題であり[75]、かつイングランドで近時議論の対象となっている点で[76]興味深い。

---

73 Peter Cushen,Trustees' Responsibilities in Relation to Underlying Companies.1997－2 JLReview（ただし、当論文は情報提供について論じたものではない。）

74 ジャージーでは、信託が完全に所有する会社の計算は25条（d）項の「計算」に該当し、受益者への開示の対象になることに争いがない（Matthews & Sowden,supra note 6,at 94 n.8.20; Consultation Paper,supra note 6,n.4.2.7）。しかし、会社に関するその他の情報については解釈の余地があると思われ、イングランドの判例（Hayton,supra note8,at 686; Consultation Paper,supra note 6,n.4.2.7を参照）やケイマン諸島の判例（Re Rabaiotti 1989 Settlement ［2000］ JLR173, at181を参照）との関係が注目される。

75 前出注64、大塚＝樋口編著、第4章（久保野恵美子執筆）参照。

76 John Mowbray et al, supra note13,at 64において「23－11B 未成年の受益者の親権者に対する開示など」と題される新たな項目が追加されている。そこでは、受益者たる未成年者の代理として親と称する者が情報を求めてきた場合には、受託者はその者が親責任を有するかどうか、有するとしても親責任を有する他方の親の反対はないか、親子間の利益相反はないか、他の成人の受益者が反対していないかなどの種々の事情を考慮して対応を決すべきであり、裁判所の指示を申立てるのが最善の策だとされている。ここでも、アメリカ統一信託法において詳細な規定により対処がなされているのと対照的であるように思われる。

ジャージー島信託法条文
（翻　訳）

大　塚　正　民

1984年ジャージー島信託法

（ただし、以下の翻訳にはその後の改正部分を含む）

本法は、信託、受託者、信託利害関係者および関連事項に関する規定を定めるものであって、1984年３月14日にイギリス女王陛下の命による認可を得たものである。(1984年３月23日登録)

ジャージー島議会

1983年５月31日に、議会は、イギリス女王陛下の認可を得ることを条件として、以下の法律を採択した。

第Ｉ部　前提的規定

第１条　用語の解釈

（１）　文脈から別異に解釈すべき場合を除き、本法において、以下の用語の解釈は以下の通りとする。

「受益者 beneficiary」とは、信託の利益を享受する資格のある者または信託に基づき保有されている財産を分配する裁量権の行使の利益を受ける者を意味する。

「信託違反 breach of trust」とは、本法またはその信託の条項に基づき受託者に課せられている義務の違反を意味する。

「法人受託者 corporate trustee」とは、法人である受託者を意味する。

「法人 corporation」とは、設立場所の如何を問わず、法人を意味する。

「管轄裁判所 court」とは、the Inferior Number of the Royal Court を意味する。

「執行者 enforcer」とは、第10B 条にしたがって解釈される。

「外国信託 foreign trust」とは、ジャージー島以外の法域の法律を準拠法とする信託を意味する。

「保険 insurance」とは、assurance を含む。

「無能力者 interdict」とは、未成年者以外の者で、ジャージー島の法律またはその者がドミサイルを有する法域の法律によれば法的能力を有しない者を意味する。

「受益者の権益 interest of beneficiary」とは、信託上の受益者の権益を意味し、この権益

を引用した場合には、この権益に対応する意味を有する。

「ジャージー Jersey」とは、ジャージー島を意味する。

「ジャージー島信託 Jersey trust」とは、ジャージー島の法律を準拠法とする信託を意味する。

「未成年者 minor」とは、ジャージー島の法律またはその者がドミサイルを有する法域の法律によれば法的能力を有する年齢に未だ達していない者を意味する。

「人格代表者 personal representative」とは、関連する時期における死者のための遺言執行者または遺産管理人を意味し、かつ、ジャージー島信託の場合には主たる相続人を含む。

「財産 property」とは、所在場所の如何を問わず、あらゆる財産を意味し、かつ、権利または権益の場合には、確定的、未確定的、消尽的または将来的権利または権益を含む。

「信託設定者 settlor」とは、信託財産を提供した者または遺言によって信託に基づく財産処分もしくは信託への財産処分を行う者を意味する。

「信託の条項 terms of trust」とは、書面または口頭による信託の条項を意味し、かつ、当該準拠法によって適用されるその他の条項をも意味する。

「信託 trust」には以下のものを含む。

(a)　信託財産、および

(b)　信託に基づく権利、権限、義務、権益、債権債務関係および債務。

「信託財産 trust property」とは、関連する時期における信託に基づいて保有される財産を意味する。

「ユニット信託 unit trust」とは、投資資金を有する人達に対して、財産の種類を問わず、その財産の取得、保有、管理、または処分から生ずる利益または収益について、信託の受益者として投資に参加する仕組みを提供する目的または効果を有するために設定される信託のすべてを意味する。

（2）　本法において、ある条文が他の条文を引用する場合、その条文の番号のみを引用し、その他の点の引用がない場合には、その引用は、本法におけるその引用された他の条文のみを引用するものと解釈する。

（3）　ある条文または本法の他の部分が Part、paragraph、sub-paragraph、clause を引用する場合、その番号または文字のみを引用し、その他の点の引用がない場合には、その引用は、その引用されたその条文または本法の他の部分における Part、paragraph、sub-

paragraph、clause の番号または文字のみを引用するものと解釈する。

（4）　文脈から別異に解釈すべき場合を除き、本法が他の法律を引用する場合、その引用はその引用した他の法律の最新版を引用するものと解釈し、更にその他の法律およびその条文に基づいて拡大適用される結果をも引用するものと解釈する。

（5）　本法は、信託、受託者および信託利害関係者に関する法律を法典化したものと解釈してはならない。

第2条　信託の存在

ある人（受託者という）が（自己固有の権利に基づいて所有者となっているのではない）財産を保有もしくは管理し、または、保有もしくは管理していると見なされる場合であって、以下の状況に該当する場合には、信託が存在するものとする。

(a)　その財産の保有もしくは管理が、他の人（受益者という）の利益のために行われている場合。ただし、その受益者が確定しているか、または、すでに存在していいるか否かは問わない。

(b)　その財産の保有もしくは管理が、受託者の利益のみを目的としている場合を除く、その他の目的のために行われている場合。

(c)　その財産の保有もしくは管理が、上記（a）に規定する利益のため、かつ、上記（b）に規定する目的のために行われている場合。

第3条　ジャージー島の法律による信託の承認

本法に規定する諸条件を充足する限り、いかなる信託も、ジャージー島の法律によって有効かつ執行可能な信託として承認される。

第4条　信託の準拠法

（1）　第37条に基づく変更が行われる場合を除いて、信託の準拠法は以下に定める法域の法律とする。

(a)　その信託の条項において準拠法と明示した法域の法律。明示がない場合には

(b)　その信託の条項において準拠法と黙示した法域の法律。黙示もない場合には、

(c)　その信託が設定された時点でその信託と最も密接な関連を有していた法域の法律。

（2）　上記（1）項において、「明示がない場合」または「黙示もない場合」との表現は、以下の場合を含む。

(a)　上記（1）項の（a）または（b）において準拠法の明示も黙示もない場合。

(b)　準拠法の明示または黙示が行われたものの、その準拠法がそもそも信託法を有しない場合またはその信託の種類の信託に適用される法律を有しない場合。

（3）上記（1）項の（c）においてその信託と最も密接な関連を有していた法域の法律を確定する場合には、以下の諸点を特に考慮する。

(a)　信託設定者によって指定されたその信託の管理地。

(b)　その信託の信託財産の所在地。

(c)　その受託者の住所地または事務所地。

(d)　その信託の諸目的およびそれらの諸目的が遂行さるべき場所。

第5条　裁判所の管轄権

管轄裁判所は以下のいずれかの場合には管轄権を有する。

(a)　その信託がジャージー島信託である場合。

(b)　外国信託の受託者がジャージー島の居住者である場合。

(c)　外国信託の信託財産の1つでもジャージー島に所在する場合。

(d)　外国信託の信託財産の1つでもジャージー島において管理されている場合。

第Ⅱ部　ジャージー島信託にのみ適用される諸規定

第6条　第Ⅱ部の適用

本法の第Ⅱ部はジャージー島信託にのみ適用される。

［ジャージー島信託の設定、有効性および存続期間］

第7条　信託の設定

（1）　下記（3）項に定める場合を除いて、信託はいかなる形式でも設定することができる。

（2）　上記（1）項の一般的適用の一例として、信託は、口頭による宣言、書面（遺言

書または遺言補足書を含む。）によって設定することができるし、行為によっても設定することができる。

（3）　ユニット信託は書面によってのみ設定できる。

第8条　信託に組入れることができる財産

第10条第（2）項に定める場合を除いて、

(a)　いかなる財産であれ、受託者によって信託に基づき保有されることができ、かつ、

(b)　受託者は当該信託に対する追加財産として、いかなる人からであれ財産を受けいれることができる。

第8A条　信託への財産の移転

（1）　信託の条項の定めの如何に拘わらず、信託への財産の移転または処分が「donner et retenir ne vaut」の原則の適用によって無効とされることはない。

（2）　ジャージー島以外の法域にドミサイルを有する者がその生存中に信託への財産の移転または処分を行った場合には、

(a)　その者がその移転または処分の時点でその者がドミサイルを有する法域の法律によって成年かつ正常な精神状態にあったとされる場合には、その移転または処分を行う法的能力を有していたものとみなし、かつ、

(b)　その者がドミサイルを有する法域の法律またはその他の法律が相続または財産承継に関する特別な原則（上記の一般的適用の一例として、遺留分制度、「legitime」またはこれに類する制度を含む。）を有していても、そのような特別な原則は、上記の移転または処分に何らの影響も与えず、あるいは、上記の信託の有効性に何らの影響も与えないものとする。

（3）　疑義を避けるために以下の諸点を宣明する。すなわち、本条は本法の他の規定に優先して適用され、かつ、1989年 the Trusts （Amendment）（Jersey）Law の適用日以後に行われた信託への財産の移転または処分に対してのみ適用されるが、だからといって、この宣明によって、上記の適用日より前に行われた信託への財産の移転または処分の有効性またはその他の点について特段の影響を与えるものではない。

（4）本条において、

(a)「donner et retenir ne vaut」および「legitime」という表現は、ジャージー島の慣習法による解釈を意味し、

(b)　遺留分制度とは、ある者がその生存中に自己の財産を処分する権利を制限することによってその者が死亡した際の財産の分配を確保しようとする制度または同様の趣旨を目的とする制度を意味する。

第9条　信託の受益者

（1）　受益者は、以下のいずれかの要件を満たす者をいう。

(a)　氏名が明らかになっている者。

(b)　下記のいずれかの条件を満たすことによって確定可能な者。すなわち、

(i)　あるクラスに属すること。

(ii)　ある人との関係を有すること。ただし、その信託の設定の時点またはその信託の条項によって誰がそのような関係を有しているかを決定する時点で、そのある人が現に生存していることは必要ではない。

（2）　信託の条項には、新しい受益者を追加できる場合または現在の受益者を信託の受益から排除できる場合を定めることができる。

（3）　第26条第（9）項に定める場合を除いて、信託の条項には、信託の受益の条件として受益者に義務を課すことができる。

（4）　受益者は自己の権益を放棄することができる。

（5）　上記（4）項に基づく放棄は取消不能とする。

（6）　その信託の条項に定める場合を除いて、受益者は自己の権益の一部を放棄することができる。

（7）　上記（6）項は、その受益者がすでに自己の権益の一部を受益済みである場合でも適用がある。

（8）　権益の放棄は書面で行う。

（9）　その信託の条項に定める場合を除いて、上記（6）項に基づく放棄は、一時的のものでも可能であり、かつ、放棄する旨を記載した書面に明記する限り、その明記した方法および状況において、その放棄を取消すことができる。

(10)　受益者の権益は動産とされる。

(11)　その信託の条項に定める場合を除いて、いかなる形であれ、受益者は自己の権益について売却，質入れ、担保提供、移転またはその他の処分を行うことができる。

(12)　信託の設定者または受託者はその信託の受益者となり得る。

第10条　ジャージー島信託の有効性

（1）　第（2）項および第（3）項に定める場合を除いては、信託はその条項に従って有効であり、かつ、執行できる。

（2）　第10A 条に定める場合を除いては、以下のいずれかの場合には信託は無効とする。

(a)　以下のいずれかの場合。

(i)　ジャージー島の法律に違反する事柄を行うことを目的とする場合。

(ii)　ジャージー島の法律に違反する事柄を行う権利、権限を与え、または行う義務を課することを目的とする場合。

(iii)　ジャージー島に所在する不動産に直接適用することを目的とする場合。

(iv)　慈善目的を有しない場合で、かつ、受益者が存在しない目的のために設定された場合。

(b)　もし管轄裁判所が以下のいずれかを認定した場合。

(i)　その信託が強迫、詐欺、錯誤、不当な影響、不実表示または信認義務違反によって設定された場合。

(ii)　その信託が道義または公序良俗に反する場合。

(iii)　その信託の条項が余りにも不明確であって、その履行が不可能である場合。

（3）　信託が２つ以上の目的をもって設定され、一部は適法で残部は違法である場合、

(a)　もしこれらの諸目的が不可分であれば、その信託は無効となる。

(b)　もしこれらの諸目的が可分であれば、管轄裁判所は、目的が適法な限度においてその信託を有効と宣告できる。

（4）　信託が一部無効となった場合には、管轄裁判所は、どの財産が信託財産で、どの財産が信託財産ではないかを宣告できる。

（5）　上記（2）項 (a) (iii) の適用がある場合には、その不動産の所有名義人となっている者は、その不動産の受託者でもなければ、受託者とみなされることもない。

（6）　信託の全部または一部が無効となった場合の財産については、上記（5）項およ

び管轄裁判所の命令に定める場合を除いて、信託設定者の所有物件として、もし信託設定者が死亡している場合には、その人格代表者の所有物件として、受託者が信託財産として保有する。

（7）　上記（6）項で「信託設定者」とあるのは、信託の全部または一部が無効となった場合の財産を提供した者を意味する。

（8）　本条に基づく管轄裁判所への申請は、第47条第（3）項に規定されている者のだれでもが行うことができる。

第10A条　非慈善目的の信託

その信託の条項で非慈善目的を遂行する執行者の任命を規定し、かつ、執行者が不在となった場合の新執行者の任命を規定している非慈善目的の信託は、第10条第（2）項（a）（iv）の適用によって無効とされることはない。

第10B条　執行者

（1）　執行者の義務は、非慈善目的を遂行するために信託を執行することである。

（2）　非慈善目的を遂行するために信託の執行者を任命した場合、その執行者がその信託の受託者でもある場合には、その執行者の任命は無効とする。

（3）　第17条第（4）項は執行者に適用される。この場合、同項（b）に「受託者」とあるのは「執行者」と読み替え、「その受託者として地位」および「そのような受託者としての地位」とあるのは「その任命」と読み替える。

第10C条　執行者の登録または解任

（1）　第（3）項に定める場合を除いて、執行者は、受託者に対して書面交付の通知により、その職を辞任することができる。

（2）　辞任は、第（1）項に従って書面交付の通知なされた時点で発効する。

（3）　信託違反を容易にする目的での辞任は無効とする。

（4）　以下のいずれかの場合には、非慈善目的を遂行するために信託の執行者となった者は即時に執行者としての地位を喪失する。

(a)　管轄裁判所によってその職を解任された場合。

(b)　その辞任が発効した場合。

(c)　その者がその職を解任され、または、その職から離れるものと規定している信託の条項が発効した場合。

(d)　その執行者がその信託の受託者に任命された場合。

第11条　ジャージー島信託の存続期間

（1）　第（2）項に定める場合を除いて、信託はその誕生の日から100年目の日まで存続し、かつ、それ以前に解消されていない場合には、その100年目の日をもって解消する。

（2）　第（1）項は、慈善目的の信託には適用されない。

〔受託者の選任、退任および解職〕

第12条　受託者の員数

（1）　その信託の条項に定める場合を除いて、受託者の員数は2名未満であってはならない。ただし、初めから1名のみが任命されている場合はこの限りでない。

（2）　受託者が存在せず、または、第（1）項に定める員数を欠くに至った場合でも、その事由をもって信託が無効となることはない。

第13条　裁判所によらない新しい受託者または追加の受託者の任命

（1）　信託の条項に新しい受託者または追加の受託者の任命に関する定めがない場合には、関連する時期における受託者達、最後に残った受託者、または最後に残った受託者の人格代表者もしくは清算人が新しい受託者または追加の受託者を任命することができる。

（2）　その信託の条項に定める場合を除いて、本条に基づいて任命された受託者は、あたかも初めから任命された受託者であるかのように、初めから任命された受託者と同じ権限、裁量権および義務を有し、かつ、同じように行動することができる。

（3）　新しい受託者を任命する権限を有する受託者で、その権限を行使することを怠った者は、裁判所によって、受託者の職から解任されることがある。

（4）　新しい受託者または追加の受託者の任命があった場合には、その信託の関連する時期における受託者が信託財産の管理に関して有すべき諸条件の完備を行う。

第14条　受諾後の受託者就任否定の禁止

（1）　何人も受託者の任命を受諾する義務はない。ただし、信託財産に関してその財産の受託者としての地位に則した行為または物事を意識的に行った者は、受託者の任命を受諾したものとみなす。

（2）　受託者の任命を受諾せず、かつ、受諾したともみなされない者は、その任命を覚知してから合理的な期間内に信託設定者または受託者達に対する書面通知によって任命を拒否することができる。

（3）　信託設定者がすでに死亡しまたは所在不明であって、かつ、他に受託者が存在しない場合には、第（2）項の適用がある者は、受託者の任命の拒否確認を管轄裁判所に求めることができ、かつ、管轄裁判所は適切と認めるときはそのような確認命令を発布することができる。

第15条　受託者の辞任または解任

（1）　第（3）項に定める場合を除いて、単独の受託者でない受託者の場合には、他の共同受託者達に対する書面通知によって受託者の職を辞任できる。

（2）　辞任は、第（1）項に従って書面交付の通知なされた時点で発効する。

（3）　辞任は以下のいずれかの場合は無効とする。

(a)　信託違反を容易にする目的での辞任の場合。

(b)　その辞任の結果、受託者が存在しないことになるか、または、第12条第（1）項に定める受託者の員数を欠くに至る場合。

（4）　以下のいずれかの場合には、受託者は即時にその信託の受託者としての地位を喪失する。

(a)　管轄裁判所によってその職を解任された場合。

(b)　その辞任が発効した場合。

(c)　その者がその職を解任され、または、その職から離れるものと規定している信託の条項が発効した場合。

（5）　本条に基づき受託者としての地位を離れた者は、新しい受託者または現存の受託者が信託財産の管理に関して必要とするすべての書類を作成することに同意する。

第16条　受託者の員数が減少した場合の現存の受託者の地位

その信託の条項に定める場合を除いて、受託者の員数が第12条第（1）項に定める最低の員数を欠くに至った場合には、必要とされる人数の受託者を任命し、この最低の員数が揃うまでは、現存の受託者達は信託財産の現状維持を目的とする活動だけを行う。

［受託者の義務］

第17条　受託者の義務

（1）　受託者は、その義務を遂行し、その権限および裁量権を行使する場合においては、下記の行為基準および遵守基準に従わなければならない。

(a) 行為基準。

(i)　十分な勤勉さをもって行為すること。

(ii)　慎重な人間として行為すること。

(iii)　自己の能力および技術の最善を尽くして行為すること。

(b) 遵守基準

最大限の誠意を尽くすこと。

（2）　本法に別段の定めのある場合を除いて、受託者はその信託の条項に従ってその信託を運営し、管理しなければならない。

（3）　その信託の条項に定める場合を除いて、受託者は信託財産を以下の通り運営し、管理しなければならない・

(a)　合理的と考えられる限り、信託財産の価値を維持すること。

(b)　［廃止］

(c)　合理的と考えられる限り、信託財産の価値を増加させること。

（4）　受託者は、後記（a）または（b）の場合を除いては、以下のいずれの行為をも行ってはならない。

(i)　直接的であれ間接的であれ自己の受託者たる地位を利用して受託者自身が利得すること。

(ii)　直接的であれ間接的であれ自己の受託者たる地位を利用して他人を利得させ、または、他人が利得することを容認すること。

(iii)　自分自身の計算において上記（i）または（ii）に掲げる利得を生ずるかも知

れないようなその信託の受託者との契約を締結し、または、その信託の信託財産に関する契約を締結すること。

ただし、以下（a）または（b）の場合は、この限りでない。

(a)　管轄裁判所の許可を得た場合。

(b)　本法によって許可されている場合またはその信託の条項によって明示的に許可されている場合

（5）　受託者は自己の受託者たる地位に関して正確な計算および記録を保持しなければならない。

（6）　受託者は信託財産を自己の個人財産から分別し、かつ、自己が受託者となっている他の信託財産とも分別しなければならない。

（7）　非慈善目的の信託の受託者は、かかる目的に関する執行者が存在しない場合には、常に新しい執行者の任命を確保するために必要な手続を取らなければならない。

（8）　非慈善目的の信託の受託者は、かかる目的に関する執行者が行動に消極的であるか、行動を拒否するか、行動に不適であるか、または、行動する能力がないと信ずる理由が存在する場合には、管轄裁判所に対して、かかる執行者の解任および新しい執行者の任命を申請しなければならない。

第18条　共同受託者達の共同行為義務

（1）　その信託の条項に定める場合を除いて、2名以上の受託者達が存在する場合には、その信託の履行にあたっては受託者達の全員が共同で行う。

（2）　第（3）項に定める場合を除いて、2名以上の受託者達が存在する場合には、受託者達の全員が合意しない限り、受託者達に与えられた権限または裁量権の行使を行ってはならない。

（3）　信託の条項が受託者達の多数決による決定実行を容認している場合であっても、受託者達の多数決による決定に反対した受託者はその反対した旨を書面記録に止めておくことを要求できる。

第19条　受託者の公平義務

その信託の条項に定める場合を除いて、2名以上の受益者が存在する場合、または、2つ

以上の信託目的が存在する場合には、受託者は公平を保持し、他の受益者または他の目的を犠牲にして１名の受益者または１つの目的だけの利益のために信託を履行してはならない。

［受託者の一般的権限］

第20条　受託者の権限

（１）　その信託の条項に定める場合および本法に定める受託者の義務に関する場合を除いて、受託者は信託財産に関して、その財産のコモン・ロー上の所有者である自然人が有する権限と同じ権限のすべてを保有する。

（２）　受託者は、受益者達の利益のためにだけ、かつ、その信託の条項に定めにしたがって、その権限を行使する。

（３）　信託の条項には、受託者がその権限または裁量権を行使するに先立って、第三者の同意を得ることを条件とする旨をさだめることができる。

（４）　第（３）項に定める同意を与える第三者は、同意を与える地位にあるからといって受託者と見なされることはない。

第21条　受託者の権限委任

（１）　本法またはその信託の条項によって許可されていない限り、受託者は自己の権限を他人に委任してはならない。

（２）　その信託の条項によって特にこれらの行為を禁止する旨の定めがなされていない限り、受託者は以下の行為のいずれをも行うことができる。

(a)　信託財産の投資の管理に関し有能かつ資格があると受託者が合理的根拠に基づいて判断した投資マネジャーに対し信託財産の管理を委任し、委任契約を締結する行為。

(b)　信託に関する事柄を処理するため、または、信託財産を保管するため、会計士、弁護士、銀行家、ブローカー、財産保管人、投資顧問、財産名義人、財産管理人、その他の職業的専門家と委任契約を締結する行為。

（３）　第（２）項に基づいて権限委任または任命を行った受託者は、誠意をもって行い、かつ、過失がない場合には、その権限委任もしくは任命を行なったこと、または、その権

限委任もしくは任命を継続したことから生じた信託に対する損害について責任を有しない。

（4）　受託者は、第（2）項に定める権限受任者に対して、その権限受任者が行う取引に関して通常支払うべき手数料その他の支払をその権限受任者が受領することを許可することができる。

第22条　受託者の報酬および費用

（1）　受託者は、以下の（a)、(b）または（c）の場合を除いては、自己の役務行為に対する報酬を受領してはならない。

(a)　その信託の条項が許可している場合。

(b)　受益者達の全員が書面によって同意した場合。

(c)　管轄裁判所が許可命令を発した場合。

（2）　受託者は、信託に関連して合理的に発生した費用または債務について信託から償還を受け、または、信託から支払させることができる。

第23条　充当権限

その信託の条項に定める場合を除いて、受託者は、どの受益者の同意も得ることなしに、受託者が適切と認める方法を介し、かつ、受託者が適切と認める価値に従って、受益者の権益を満足させるために信託財産を充当することができる。

第24条　法人受託者の決議に基づく行為

法人受託者は以下のいずれかの形式によって行為を実行する。

(a)　法人受託者、その取締役会、または、その他の決定機関の決定に従って信託に関する行為を実行する。

(b)　上記の決定によって１名または２名以上の役員または従業員を任命し、その役員または従業員が法人受託者のために信託に関する行為を実行する。

第25条　受託者が開示を拒否することができる場合

その信託の条項に定める場合および管轄裁判所の命令がある場合を除いて、受託者は以下に掲げるいかなる文書をいかなる者に対しても開示することを要求されない。

(a)　自己に与えられた権限もしくは裁量権を行使する場合、または、自己に課せられた義務を履行する場合、どのような形式で行使または履行するかについて受託者が思案した過程を開示する文書。

(b)　自己に与えられた権限もしくは裁量権を行使する場合、または、自己に課せられた義務を履行する場合の特別な理由を開示する文書、または、その特別な理由の根拠となった、もしくは、なったかもしれない資料。

(c)　自己に与えられた権限もしくは裁量権の行使もしくは行使予定に関連する文書、または、自己に課せられた義務の履行もしくは履行予定に関する文書。

(d)　信託の計算に関連またはその一部を形成する文書。ただし、原則としては本（d）項が適用される場合であっても、以下の場合は例外的に本（d）項の適用はない。すなわち、慈善信託ではない信託の受益者が開示請求者である場合、慈善信託であってもその信託の条項において受益者である旨が明示されている受益者が開示請求者である場合、または、非慈善信託の執行者が開示請求者である場合。

第26条　信託違反の場合の責任

（A１）本法およびその信託の条項に定める場合を除いて、受託者は、自己が行った信託違反または自己が承認した信託違反について責任を有する。

（１）　信託違反について責任を有する受託者は、以下の損失および利益について責任を有する。

(a)　その信託違反によって生じたその信託財産の喪失または価値の減少。

(b)　その信託違反がなかったとしたならばその信託財産に生じたであろう利益。

（２）　２つ以上の信託違反が存在する場合、受託者は、ある信託違反から生じた利得をもって他の信託違反から生じた損失と相殺することは許されない。

（３）　受託者は、その信託違反が他の者によって行われたものである限り、自己が任命される前に行われていた信託違反については責任を負わない。

（４）　受託者は、他の共同受託者が行った信託違反については責任を負わない。ただし、以下の２要件を共に満たす場合には、他の共同受託者が行った信託違反についても責任を負う。

(a)　その共同受託者が信託違反を行っていること、または、その共同受託者が信託違

反を行う意図を有していることを覚知し、または、覚知すべきであった場合であって、かつ

(b)　その信託違反の行為もしく意図を積極的に秘匿し、または、合理的時間内に、信託財産の保護もしくは回復のために、または、その信託違反の防止のために、適切な手段を講じなかった場合。

（5）　受益者は以下のいずれの措置も行うことができる。

(a)　信託違反による当の受益者に対する受託者の責任の免除措置。

(b)　信託違反による他の受益者に対する受託者の責任の補償措置。

（6）　第（5）項は当の受益者が以下の3要件の全部を満たす場合にだけ適用する。

(a)　法的能力を有していること。

(b)　すべての重要な事実を知っていたこと。

(c)　第（5）項に定める措置を行うように受託者から不当な勧誘を受けたものでないこと。

（7）　2名以上の受託者達が信託違反について責任を有する場合には、各受託者の責任は連帯責任とする。

（8）　第（3）項に関連する信託違反の存在を覚知した受託者は、その信託違反を是正するためのすべての合理的な手段を講ずる。

（9）　受託者自身の詐欺、故意の不手際、または、重過失行為に基づく信託違反によって生じた受託者の責任を信託の条項で軽減、免責、または、免除することはできない。

(10)　本条は、第52条（法人受託者の取締役の責任条項）に追加する条文である。

第27条　2つ以上の信託の受託者として行為する者

（1）　2つ以上の信託の受託者として行為する者は、詐欺的行為が存在しない限り、ある信託に関係する証書、事柄、事実または物事を知ったからといって、それを知った原因が他の信託の受託者としての活動の中でのことであるか、または、あったかである以上、それを知ったことによって影響を受けることはない。

（2）　ある信託と別の信託の受託者との間で取引が行われようとする場合には、そのある信託の受託者は、その別の信託の受託者としての権益を有することを、そのある信託の共同受託者に開示しなければならない。

第28条　受託者と他の当事者と取引

（1）　第（2）項に定める場合を除いて、信託に影響を与える取引または事柄において受託者がその取引または事柄の相手方当事者に対して自分は受託者として行動している旨を告げた場合には、その相手方当事者がその取引または事柄に関して有する請求権はその信託財産に対してだけ主張できる。

（2）　第（1）項は、信託違反による受託者の責任に関しては何らの影響も及ぼさない。

（3）　第（1）項に定める取引または事柄において受託者がその取引または事柄の相手方当事者に対して自分は受託者として行動している旨を告げることを怠り、かつ、相手方当事者もその旨を知らなかった場合には、受託者には以下の2つの効果が及ぶ。

(a)　相手方当事者に対してその取引または事柄に関して受託者が個人的責任を負うこと。

(b)　受託者はその個人的責任を補償という形で信託財産から求償を受ける権利を有すること。

第29条　みなし受託者

（1）　第（2）項に定める場合を除いて、ある者（本条においてみなし受託者と呼ぶ。）が信託違反によって利益、利得または恩恵を受けた場合には、その者はかかる利益、利得または恩恵の受託者とみなす。

（2）　第（1）項は、財産の善意有償買主であって信託違反の事実を知らなかった者には適用されない。

（3）　みなし受託者とされた者は、自分がみなし受託者とされたその財産を本来受領すべき権限のある者に引渡す。

（4）　本条をある者がみなし受託者となる状況は上記以外には存在しない趣旨と解釈してはならない。

第30条　離職する受託者の地位

（1）　第（1A）項に定める場合を除いて、受託者が辞任し、退職し、または、解任された場合、その離職受託者は自己の占有または支配下にある信託財産を適切に引渡す。

（1A）辞任し、退職し、または、解任された受託者は、信託財産の引渡し前に、現存す

るか、将来顕現するか、条件付か、その他の形をとるかを問わず、その個人的責任のための合理的担保を受領することを要求できる。

（2）　辞任し、退職し、または、解任された受託者であって、第（1）項に定める手続を遵守した者は、いかなる受益者、受託者、または、その信託に権益を有する者に対しても、信託財産または受託者としての義務に関して作為または不作為を原因とする責任から免除される。ただし、以下に定める責任は免除の対象から除かれる。

(a)　その受託者（または法人受託者の場合にはその役員もしくは従業員）が行為者または当事者である信託違反を原因とする責任。

(b)　その受託者（または法人受託者の場合にはその役員もしくは従業員）から信託財産を回復しようとする訴訟に関しては、その受託者、役員または従業員が占有している信託財産の収入としての信託財産。

（3）　廃止

［保護信託；集団権益および一定の権限］

第31条　浪費者信託すなわち保護信託

（1）　信託の条項には、受益者の権益の終了事由を定めることができる。

（2）　第（1）項の一般的適用を妨げることなく、信託の条項には、信託財産の収益受益者または元本受益者の権益に関して以下の事由を定めることができる。

(a)　その権益の譲渡または処分を制約すること。

(b)　その権益受益者が破産し、または、その権益受益者の財産が債権者達の利益のために強制管理の対象とされた場合に、その権益を減額または消滅させること。

（3）　第（2）項の定めによってその権益が制約、減額または消滅の事由に服する信託を浪費者信託すなわち保護信託と称する。

（4）　信託のある条項が信託財産の受益者の権益が浪費者信託すなわち保護信託の形で保有すべき旨を定めている場合に限って、その受益者の権益が第（2）項の定める制約、減額または消滅の事由に服するものと解釈する。

第32条　集団権益

（1）　信託の条項に定める場合を除いて、信託が集団の利益のために設定された場合に

は、その信託または信託上の権益に対しては以下の諸原則が適用される。

原則その1.その集団の構成員になるべき者がもはや存在しなくなった時には、その集団は閉鎖されること。

原則その2.55歳超の女性はもはや子供を産む能力はないとみなすこと。

原則その3.ある集団の権益が収益に関するものであって、ある期間中その集団の構成員が存在しなかった場合には、その収益は蓄積され、かつ、第11条による存続期間制限の範囲内で、その集団に構成員が存在するに至るか、または、その集団が閉鎖されるに至るまで、その収益は保持されること。

（2）本条にいう「集団権益」とは、集団の利益のために設定された信託において、その信託または信託上の権益を意味する。

第33条　信託の条項を変更する権限

（1）　信託の条項は、その条項が定める変更方法によって変更することができる。

（2）　本条は第43条（ジャジー島信託の条項を管轄裁判所によって変更することができる旨の条文）と並存する追加条文である。

第34条　蓄積および前渡の権限

（1）　第11条による存続期間制限の範囲内で、信託の条項は、その信託の収益の全部または一部を一定期間蓄積すべきことを指示し、または、許可することができる。

（2）　第（3）項に定める場合を除いて、第（1）項に基づいて蓄積されなかった信託の収益は分配される。

（3）　その信託の条項に定める場合およびその信託財産に影響する従前からの権益または負担が存在する場合を除いて、受益者が未成年者である場合には、たとえその受益権益が

(a)　確定している場合であろうと、または、

(b)　以下のいずれかの時期に確定する場合であろうと、すなわち、

(i) 成年年齢に達した時。

(ii) 成年年齢よりも高い年齢に達した時。

(iii) ある事柄が発生した時。

受託者は、以下の措置を行うことができる。

(A)　その受益者が成年年齢もしくはそれより高い上記の年齢に達するまで、または、上記のある事柄が発生するまで、その受益者の権益に帰属する収益を蓄積すること。

(B)　その受益者の生活、教育またはその他の便益のため、その収益の全部または一部を充当すること。

(C)　その受益者の利益のため、その受益権益の全部または一部を前渡しするか、または、使用すること。

（4）　第（3）項に基づく支払を未成年者である受益者の親または法律上の後見人が受領した場合には、受託者の支払義務の十分な履行となる。

（5）　その信託の条項に定める場合およびその信託財産に影響する従前からの権益または負担が存在する場合を除いて、受益者が完全に受益権益を享受するために必要な事柄が発生する以前であっても、受託者は、受益者の利益のため、その信託財産の一部を前渡しするか、または、使用することができる。

（6）　第（5）項に基づいて前渡しされ，または、使用される一部の信託財産は、その信託財産に対するその受益者の分け前を計算するにあたって、その都度考慮される。

（7）　第（5）項に基づいて前渡しされ，または、使用される一部の信託財産は、いかなる場合にも、その受益者の、将来受領する予定である割合、将来受領する条件付割合、または、すでに受領が確定している割合を超えてはならない。

第35条　指名権

信託の条項には、その信託の受託者または受託者ではない者に対し、以下の指名または委譲の権限を与える旨を定めることができる。すなわち、上記の指名または委譲の権限が行使される直前にその人がその信託の受益者であったか否かを問わず、その人に対し、または、その人の利益のためにその人の受託者に対し、信託財産の全部もしくは一部または信託財産に対する権益の全部もしくは一部の受益者に指名し、または、信託財産の全部もしくは一部または信託財産に対する権益の全部もしくは一部を委譲する権限。

第36条　撤回権

（1）　信託および信託に基づく権限の行使を以下のいずれのようにも定めることができ

る。

(a)　全部または一部を撤回可能とすること。

(b)　変更可能とすること。

（2）　上記の撤回または変更が行われた場合であっても、その撤回または変更が行われた旨の通知を受託者が受領する前に、受託者が信託財産に関して行った措置の法律上の効果には影響を及ぼさない。

（3）　その信託の条項に定める場合を除いて、信託が撤回された場合には、受託者はその信託財産をもっぱら信託設定者のために受託者として保有する。

（4）　信託の一部が撤回された場合には、第（3）項はその一部撤回の対象となった信託財産に関してだけ適用される。

（5）　第（3）項にいう「信託設定者」とは、その撤回の対象となった財産を提供した特定人を意味する。

第37条　準拠法の変更の仕方を定める権限

信託の条項には、準拠法をジャージー島の法律から他の法域の法律に変更できる旨を定めることができる。

［信託の無効、失効および解除］

第38条　権益の無効および失効

（1）　信託の条項に定める場合および管轄裁判所の命令がある場合を除いて、以下のいずれかの場合には，受託者または下記（d）に規定された者は、それぞれの場合に応じて、その失効、解除、受益者の不存在、または、信託の設定宣言の不存在もしくは信託の設定通知の欠落によって影響を受ける権益または財産をもっぱら信託設定者または信託設定者が死亡の時はその人格代表者のための受託者として保有する。

(a)　権益が失効した場合。

(b)　信託が解除された場合。

(c)　受益者が存在せず、かつ、その信託の条項に定める条件で受益者になるべき者が存在しない場合。

(d)　ある者の独占的な利益の対象でない財産がその者の所有名義とされ、かつ、その

者が受託者としてその財産を保有している旨の信託の設定宣言が不存在であるか、または、信託の設定通知が欠落している場合。

（2）　受託者によって保有されている権益または財産の目的がすでに消滅したか、または実行不可能となった場合には、その権益または財産は、信託設定者の当初の意図に沿うものと管轄裁判所が宣明するその他の目的のために保有される。

（3）　第（1）項および第（2）項にいう「信託設定者」とは、第（1）項の影響を受ける権益または財産を提供した特定人を意味する。

（4）　本条に基づく管轄裁判所への申請手続は、Attorney General が行うことができる。

第39条　ジャージー島信託の解除

（1）　信託が解除された場合には、信託財産は、受領権限のある者達に対して、その信託の条項に従って、合理的な期間内に、受託者によって分配される。

（2）　第（1）項の規定に拘わらず、受託者は、信託財産の分配の前に、現存するか、将来顕現するか、条件付きか、その他の形をとるかを問わず、その個人的責任のための合理的担保を受領することを要求できる。

（3）　第（4）項に定める管轄裁判所の権限を妨げることなく、かつ、その信託の条項の定めに拘わらず、受益者達の全員が現存し、かつ、その事実が確認され、かつ、受益者達の中には無能力者または未成年者が含まれていない場合には、受益者達は受託者に対し、その信託を解除し、信託財産を受益者達に分配すべき旨を請求できる。

（4）　管轄裁判所は以下のいずれの措置を取ることができる。

(a)　受託者が信託財産を分配すべき旨を命令すること。

(b)　受託者が信託財産を分配してはならない旨を命令すること。

(c)　その他管轄裁判所が適切と認める措置を命令すること。

（5）　本条にいう「個人的責任」には条件付き責任を含む。

（6）　本条に基づく管轄裁判所への申請手続は、第47条第（3）項に規定されている者のだれもが行うことができる。

［管轄裁判所の権限］

第40条　居住者受託者の任命

（1）　ジャージー島の居住者である受託者が存在しない場合には、受益者は管轄裁判所に対し、ジャージー島の居住者である者を追加の受託者に任命すべきことを申請できる。

（2）　管轄裁判所は以下の手続をすべて経た上でそのような居住者を追加の受託者に任命すべき命令を発布することができる。

(a)　その受益者の申請がその信託の受託者に通知されたことを確認する。

(b)　受託者達または他の受益者の意見を聴取すること。

(c)　その追加の受託者となるべき者が就任を望んでいることを確認すること。

第41条　受託者の個人的責任を免除する権限

（1）　管轄裁判所は、以下の事情が認められる場合には、信託違反に基づく受託者の個人的責任の全部または一部を免除することができる。

(a)　その信託違反に基づく受託者の個人的責任が存在するか、または、存在する可能性があること。

(b)　その受託者が正直かつ合理的に行動したと認められること。

(c)　その受託者は次のいずれかの行為について宥恕さるべき理由を有していること。

(i)　その信託違反の行為。

(ii)　その信託違反が生じた事柄に関して管轄裁判所の指示を得ることを省略した行為。

（2）第（1）項は、信託違反になると主張されている取引が、本法の立法前になされたか立法後になされたかを問わずに、適用される。

第42条　受託者に信託違反の補償をさせる権限

（1）　受託者の信託違反がある受益者の唆し，要請または同意によるものである場合には、管轄裁判所は、その受益者の権益の全部または一部をもって、受託者への補償または受託者を介して請求する者への支払に充当すべき旨の命令を発布できる。

（2）　第（1）項は、その受益者が未成年者であるか無能力者であるかを問わずに、適用される。

第43条　管轄裁判所によるジャージー島信託の条項の変更および特定の取引の許可

（1）　第（2）項に定める場合を除いて、管轄裁判所は、適切と認める場合には、以下のいずれかの者に代わって、後記の措置に関して、裁判所命令による許可を与えることができる。

(a)　未成年者または無能力者であって、確定的か条件付かを問うことなく、直接または間接に、その信託上の権益を有している者。

(b)　すでに確定しているか否かを問うことなく、将来一定の日、将来一定の事柄が生じた時、将来特定の人間となった時、または、将来特定の集団の構成員になった時にその信託上の権益を直接または間接に受領する資格を有することになる者。

(c)　未出生の者。

(d)　ある人に与えられた裁量権に基づき、現在の権益であって未だ失効も確定もしていない権益が、失効または確定した場合に、その権益を受領することになるかも知れない者。

かかる許可の対象となる措置とは、誰の発案による措置であるのか、および、その措置に同意を与えることができる利害関係者が他に存在するのかを問うことなく、その信託の条項の全部もしくは一部を変更もしくは撤回し、または、その信託財産の管理もしくは運営のためにその受託者の権限を拡大する措置を指す。

（2）　第（1）項の (a)、(b)、または、(c) に規定されている者に代わっての許可を与える場合には、管轄裁判所は、その措置を実行することがその者の利益にならないと認める時は、その措置に許可を与えてはならない。

（3）　信託の管理または運営の過程において、売却、賃貸、質権設定、担保設定、放棄、免除、もしくは、その他の処分、または、購入、投資、取得、支出、もしくは、その他の取引であって、管轄裁判所の意見によれば、妥当な処分または取引ではあるものの、その信託の条項上または法律上、その受託者にはその権限がないため、そのような処分または取引が行えないと認められる場合には、管轄裁判所は、その受託者に対し、そのような処分または取引に関し、必要があれば管轄裁判所が適切と認める条項または条件を付した上で、一般的な権限またはその状況に応じた特別な権限を与えることができ、かつ、支出する金額または取引に要する費用をどのような方法でどの財産から支出するかに関する指示を行うことができる。

（4）　本条に基づく管轄裁判所への申請手続は、第47条第（3）項に規定されている者

のだれもが行うことができる。

第 III 部　外国信託に適用される諸規定

第44条　第 III 部の適用

本法の第 III 部は外国信託にのみ適用される。

第45条　外国信託の執行可能性

（1）　第（2）項に定める場合を除いて、外国信託は、その準拠法とされた法律に従うものとし、その準拠法とされた法律によって解釈される。

（2）　外国信託は、以下のいずれかに該当する場合には、ジャージー島において執行できない。

(a) 以下のいずれかの目的を有している場合。

(i) ジャージー島の法律に違反する行為を行うことを目的としている場合。

(ii) ジャージー島の法律に違反する行為を行うことを他人に義務つける権利もしくは権限を与えること、または、ジャージー島の法律に違反する行為を行うことを義務つけることを目的としている場合。

(iii) ジャージー島に所在する不動産に直接適用することを目的としている場合。

(b)　管轄裁判所が、その信託は不道徳または公序良俗に反すると認定した場合。

（3）　第（2）項の (a) の (iii) の適用がある場合、その不動産の所有権者とされる者は、その不動産を受託者の資格において所有している訳ではなく、かつ、受託者の資格において所有しているともみなされない。

第 IV 部　一般的に適用される諸規定

第46条　第 IV 部の適用

本法の第 IV 部はジャージー島信託に適用されるが、文脈の許す限度で、外国信託にも適用される。

第47条　裁判所に対する申請および裁判所の一定の権限

（1）　その信託に関するあらゆる事柄に関して受託者がどのように行動する方が良いか、または、どのように行動すべきかについて、受託者は管轄裁判所に対してその指示を求める申請を行うことができ、かつ、管轄裁判所は適切と認める命令を発布できる。

（2）　管轄裁判所は、適切と認める以下のいずれの措置も行うことができる。

(a) 次の事項に関する命令を発布すること。

(i)　信託の執行または運営に関する命令。

(ii)　受託者の権限、裁量権もしくは義務の行使、受託者の任命または解任、受託者の報酬、受託者の受託事務の説明書の提出、または、受託者の行動および受託者の支払に関する命令、ただし、その支払が裁判所に対してなされるものであるか否かを問わない。

(iii　受益者またはその信託に関連を有する者に対する命令。

(iv) その信託の非慈善的目的に関連する執行者の任命または解任に関する命令。

(b)　信託の有効性または執行可能性に関する宣言を発布すること。

(c)　本法に基づいて行った命令もしくは宣言の取消しもしくは変更を行うこと、または、新しいもしくは追加的な命令もしくは宣言を行うこと。

（3）　第（2）項に基づく管轄裁判所へ命令もしくは宣言の申請手続は、Attorney General、その信託の受託者、執行者、受益者、または、管轄裁判所の許可があれば、だれもが行うことができる。

（4）　管轄裁判所が受託者を任命する命令を発布した場合には、管轄裁判所は、信託財産の投資に関する条件など、適切と認められる条件を付することができる。

（5）　管轄裁判所の命令で定める場合を除いて、本条に基づく受託者の任命による受託者は、あたかも当初から受託者として任命されていたかの如く、当初からの受託者と同じ権限、裁量権および義務を有し、当初からの受託者と同様に行為できる。

第48条　管轄裁判所の命令に基づく書類の作成

管轄裁判所が、移転、委譲、書類等の作成または裏書を命じたにも拘わらず、その命ぜられた者がその命令を無視または拒否した場合には、本法に基づく管轄裁判所の命令の実効を期するため、管轄裁判所は、適切と認める条件の下で、かかる移転、委譲、書類等の作

成または裏書を、そのような無視または拒否を行っている者の費用負担において、管轄裁判所が任命する者に行わせることができ、そのような代行者によって行われた移転、委譲、書類等の作成または裏書は、あたかも当初そのことを命じられた者が行ったと同様の効力を有する。

第49条　費用の支払

管轄裁判所は、本法に基づいて管轄裁判所に対して行った申請に関して生じた費用を信託財産から支出するか、または、管轄裁判所が適切と認める方法と負担者がこれを負担するかに関する命令を発布することができる。

第50条　受託者の財産の性質、信託財産の追求および受託者の破産

（1）　第（2）項に定める場合を除いて、

(a)　その信託財産に対するその受託者の権益は、その信託の適切な執行に必要なものに限定され、かつ、

(b)　その信託財産に対する受託者の上記の限定された権益は受託者自身の財産の一部を構成するものとはみなされない。

（2）　受託者が同時にその信託の受益者でもある場合には、その信託財産に対する受益者としての権益に対しては第（1）項の適用はない。

（3）　信託違反に基づく受託者の個人的責任に影響することなく、信託違反によって移転もしくは交換された信託財産または信託財産が形を変えた財産を追求することができる。ただし、以下の場合を除く。

(a)　廃止

(b)　対価を支払って取得した善意の買主であって信託違反の事実を知らなかった者がその財産を保有している場合、または、そのような善意の買主から取得した者（その受託者自身を除く。）がその財産を保有している場合。

（4）　受託者が破産した場合、または、受託者の財産に対して差押え、強制執行もしくはこれらに類する法律的手続が行われた場合、受託者の債権者達はその信託財産に対しては何らの権利も請求権も有しない。ただし、受託者自身がその信託に対して請求権を有している場合または受託者自身がその信託の受益者である場合にはこの限りでない。

第51条　受託者と取引を行う者の保護

（1）　対価を支払って取得した善意の買主であって信託違反の事実を知らなかった者は、

(a)　あたかも受託者自身がその信託財産の真の所有者であるが如くに、信託財産に関して受託者と取引を行うことができ、かつ、

(b)　その信託財産がその信託に基づいて受託者によって保有されていたという事情には影響を受けることはない。

（2）　受託者に対し金銭の支払または前渡をする者は、その取引の正当性またはその金銭の使途について、その金銭が本当に必要なのか、本来必要な金額以上の金額ではないのか、その他の事情を詮索することは要求されない。

第52条　法人受託者の取締役の責任

（1）　本条は、受託者としての地位を有し、または、受託者として活動する（受託者以外の資格でも活動するか否かは問わない。）以下の法人受託者のいずれにも適用する。

(a)　ジャージー島信託の法人受託者。

(b)　ジャージー島の居住者としての法人。

(c)　ジャージー島で事業を行っている法人またはジャージー島内の事務所において事業を行っている法人。

（2）　本条が適用される法人受託者が信託違反を行った場合、その信託違反が行われた時期にその法人受託者の取締役であった者達は全員がその法人受託者の保証人であると見なして，その法人受託者による信託違反に基づく金銭的損害および費用として管轄裁判所が認めた金額を支払う責任がある。

ただし、常に管轄裁判所は、以下の事実を考慮すれば宥恕さるべき理由が存在すると認める場合には、そのような取締役のその法人受託者の保証人としての個人的責任の全部または一部を免責することができる。

(a)　その取締役が、そのような信託違反が計画され、または、行われていることを覚知せず、その覚知しなかったことが無関心または過失によるものでなかったことをその取締役が立証した場合。

(b)　その取締役が、そのような信託違反の実行に明確に反対し、かつ、その実行を阻止するため、その法人の株主、取締役またはその他の役員として有する投票権ま

たはその他の権利を明確に行使した場合。

（3） 第（2）項の解釈上、以下の用語の解釈は以下の通りとする。

(a) 「取締役」とは、肩書名称の如何を問わず、その法人の取締役としての地位にある者、その者の指示または指図に従ってその法人またはその法人が子法人である法人の取締役達（もしくはそれら取締役達のだれか）が行動することが慣例となっている者、および、単独もしくは関連者と共同でその法人またはその法人が子法人である法人の株主総会における議決権の三分の一以上を保有している者をいう。

(b) 「子法人」とは、その子法人の議決権の三分の一以上を他の法人が行使できるか、または、そのような行使を支配できる法人をいう。

(c) 第（3）項において用いられている、ある者の「関連者」とは、その者によって影響を受ける、受けてきた、または、受ける可能性のある親族、パートナー、または、その他の者をいう。

第53条 訴訟期間制限すなわち時効

（1） 以下の事項に関する受託者に対する訴訟には訴訟期間制限または時効の適用はない。

(a) その受託者が実行者であるか、または、関係者である場合の詐欺に関する訴訟。

(b) 次のいずれかの場合に受託者から信託財産を回復する訴訟。

(i) その信託財産をその受託者が占有している場合。

(ii) その信託財産をその受託者が支配している場合。

(iii) その受託者がいったん受領した上で、自己使用のものとした場合。

（2） 第（1）項に定める例外を除いては、受益者または執行者が信託違反に基づく訴訟を受託者を被告として起こす場合には、以下のいずれかの訴訟期間制限のうちその期間開始の早かった方の適用がある。

(a) その信託の最終計算明細書がその受益者または執行者に交付された時から3年間。

(b) その受益者または執行者が信託違反が行われたことを最初に覚知した時から3年間。

（3） その受益者が未成年者である場合には、その受益者が未成年者に該当しなくなる

日まで、第（2）項に定める期間は開始しない。

（4）　本条は、外国信託であって、関連する時期におけるその準拠法がいわゆるハーグ条約の締結当事者法域の法律である場合には適用しない。いわゆるハーグ条約とは、1984年10月20日にハーグにおいて署名された信託に適用される法律および信託の承認に関する条約をいう。

第Ⅴ部　補足的規定

第54条　本法の適用

第55条に定める場合を除いて、本法は、その設定日が本法の適用開始日の前後を問わず、設定された信託に適用する。

第55条　留保条項

（1）　本法によっては、以下のいずれの事態も生じない。

(a)　関係する法律上の条文に基づく Viscount, curator, tuteur, special attorney または general attorney の権限、責任、または、義務を制限または変更すること。

(b)　廃止。

(c)　本法の適用開始日以前から存在していた信託に関して、本法の適用開始日以前に行われた事柄の適法性または有効性を変更すること。

(d)　本法の適用開始日以前に作成されもしくは発効した書類もしくは処分によって生じた信託の適法性または有効性を変更すること。

（2）　本法によっては、本法からは独立して存在している管轄裁判所の権限で以下のいずれかに関する権限は何ら制限されない。

(a)　財産の移転またはその他の処分を取消し、または、減少させる権限。

(b)　信託を変更する権限。

(c)　遺言処分またはその他の処分を減少させ、または、変更する権限。

(d)　婚姻関係手続に関する命令を発布する権限。

(e)　債権者に対する詐欺を理由とする無効の主張に関する命令を発布する権限。

（3）　本法によっては、以下のいずれの法律の条文も何ら制限されない。

(a)　the Loi (1862) sur les teneures en fideicommis et l'incorporation d'associations.

(b)　the Probate (Jersey) Law, 1949.

(c)　the Mental Health (Jersey) Law, 1969

(d)　the Sharing of Church Buildings (Jersey) Law, 1973

(4)　本法によっては、人格代表者がその資格で行為することに何らの影響も与えない。

第56条　裁判所規則

The Royal Court (Jersey) Law, 1948に基づいて裁判所規則を作成する権限は、本法に関する規則および本法に関する手続を定める権限を含む。

第57条　略称

本法は、the Trusts (J ersey) Law, 1984との略称で引用できる。

TRUSTS (JERSEY) LAW, 1984

Trusts (Amendment) (Jersey) Law 1989

Trusts (Amendment No. 2) (Jersey) Law 1991

Trusts (Amendment No. 3) (Jersey) Law 1996

ARRANGEMENT OF ARTICLES

PART I Preliminary

1. Interpretation of terms.

2. Existence of a trust.

3. Recognition of a trust by the law of Jersey.

4. Proper law of a trust.

5. Jurisdiction of court.

PART II Provisions applicable only to a Jersey trust

6. Application of Part II.

Creation, validity and duration of trusts

7. Creation of a trust.

8. Property which may be placed in a trust.

8A. Transter of property to a trust.

9. Beneficiaries of a trust.

10. Validity of a Jersey trust.

10A. Trusts for non-charitable purposes.

10B. Enforcers.

10C. Resignation or removal of enforcer.

11. Duration of a Jersey trust.

Appointment, retirement and discharge of trustees

12. Number of trustees.

13. Appointment out of court of new or additional trustee.

14. Prohibition of renunciation after acceptance.

15. Resignation or removal of trustee.

16. Position of continuing trustees on reduction in number of trustees.

Duties of trustees

17. Duties of trustee.

18. Duty of co-trustees to act together.

19. Impartiality of trustee.

General powers of trustees

20. Powers of trustee.

21. Delegation by trustee.

22. Remuneration and expenses of trustee.

23. Power to appropriate.

24. Corporate trustee acting by resolution.

25. Trustee may refuse to make disclosure.

Liability for breach of trust

26. Liability for breach of trust.

27. Trustee acting in respect of more than one trust.

28. Dealings by trustee with third parties.

29. Constructive trustee.

30. Position of outgoing trustee.

Protective trusts; class interests and certain powers

31. Spendthrift or protective trust.

32. Class interests.

33. Power to provide for variation of terms of trust.

34. Power of accumulation and advancement.

35. Power of appointment.

36. Power of revocation.

37. Power to provide for change of proper law.

Failure, lapse and termination of trusts

38. Failure or lapse of interest.

39. Termination of a Jersey trust.

Powers of the court

40. Appointment of resident trustee.

41. Power to relieve trustee from personal liability.

42. Power to make beneficiary indemnify for breach of trust.

43. Variation of terms of a Jersey trust by the court and approval of particular transactions.

PART III Provisions applicable to a foreign trust

44. Application of Part III.

45. Enforceability of a foreign trust.

PART IV Provisions of general application

46. Application of Part IV.

47. Applications to and certain powers of the court.

48. Execution of instruments by order of the court.

49. Payment of costs.

50. Nature of trustee's estate, following trust property and insolvency of trustee.

51. Protection to persons dealing with trustee.

52. Liability of directors of a corporate trustee.

53. Limitation of actions or prescription.

PART V Supplemental

54. Application of this Law.

55. Saving provisions.

56. Rules of court.

57. Short title.

TRUSTS (JERSEY) LAW, 1984

A LAW to make provision with regard to trusts, trustees and persons interested under trusts and for connected purposes, sanctioned by Order of Her Majesty in Council of the 14th day of MARCH, 1984.

(Registered on the 23rd day of March, 1984).

STATES OF JERSEY.

The 31st day of May, 1983.

THE STATES, subject to the sanction of Her Most Excellent Majesty in Council, have adopted the following Law : -

PART I PRELIMINARY

ARTICLE 1 Interpretation of terms

(1) In this Law, unless the context otherwise requires -

"beneficiary" means a person entitled to benefit under a trust or in whose favour a discretion to distribute property held on trust may be exercised ;

"breach of trust" means a breach of any duty imposed on a trustee by this Law or by the terms of the trust ;

"corporate trustee" means a trustee which is a corporation ;

"corporation" means a body corporate wherever incorporated ;

"court" means the Inferior Number of the Royal Court ;

"enforcer" shall be construed in accordance with Article 10B ;

"foreign trust" means a trust whose proper law is the law of some jurisdiction other than Jersey ;

"insurance" includes assurance ;

"interdict" means a person, other than a minor, who under the law of Jersey or under the law of his domicile does not have legal capacity ;

"interest of a beneficiary" means his interest under a trust and references to his interest have a corresponding meaning ;

"Jersey" means the Island ;

"Jersey trust" means a trust whose proper law is the law of Jersey ;

"minor" means a person who under the law of Jersey or under the law of his domicile

has not reached the age of legal capacity ;

"personal representative" means the executor or administrator for the time being of a deceased person and, in the context of a Jersey trust, includes the principal heir ;

"property" means property of any description wherever situated, and, in relation to rights and interests includes those rights and interests whether vested, contingent, defeasible or future ;

"settlor" means a person who provides trust property or makes a testamentary disposition on trust or to a trust ;

"terms of a trust" means the written or oral terms of a trust, and also means any other terms made applicable by the proper law ;

"trust" includes -

(a) the trust property; and

(b) the rights, powers, duties, interests, relationships and obligations under a trust ;

"trust property" means the property for the time being held in a trust ;

"unit trust" means any trust established for the purpose, or having the effect, of providing, for persons having funds available for investment, facilities for the participation by them as beneficiaries under the trust, in any profits or income arising from the acquisition, holding, management or disposal of any property whatsoever.

(2) Where in this Law there is a reference to an Article by number only, and without further identification, such reference shall be construed as a reference to the Article of that number contained in this Law.

(3) Where in any Article or other division of this Law there is a reference to a Part, paragraph, sub-paragraph or clause by number or letter only, and without further identification, such reference shall be construed as a reference to the Part, paragraph, sub-paragraph or clause of that number or letter contained in the Article or other division of this Law in which such reference occurs.

(4) Unless the context otherwise requires, where this Law refers to any enactment, the reference is a reference to that enactment as amended, and includes a reference to that enactment as extended or applied by or under any other enactment, including any

other provision of that enactment.

(5) This Law shall not be construed as a codification of laws regarding trusts, trustees and persons interested under trusts.

ARTICLE 2 Existence of a trust

A trust exists where a person (known as a trustee) holds or has vested in him or is deemed to hold or have vested in him property (of which he is not the owner in his own right) -

(a) for the benefit of any person (known as a beneficiary) whether or not yet ascertained or in existence; or

(b) for any purpose which is not for the benefit only of the trustee; or

(c) for such benefit as is mentioned in sub-paragraph (a) and also for any such purpose as is mentioned in sub-paragraph (b).

ARTICLE 3 Recognition of a trust by the law of Jersey

Subject to this Law, a trust shall be recognised by the law of Jersey as valid and enforceable.

ARTICLE 4 Proper law of a trust

(1) Subject to Article 37, the proper law of a trust shall be the law of the jurisdiction -

(a) expressed by the terms of the trust as the proper law; or failing that

(b) to be implied from the terms of the trust; or failing either

(c) with which the trust at the time it was created had the closest connexion.

(2) The references in paragraph (1) to 'failing that' or 'failing either' include references to cases -

(a) where no law is expressed or implied under sub-paragraph (a) or (b) of that paragraph; and

(b) where a law is so expressed or implied, but that law does not provide for trusts or the category of trusts concerned.

(3) In ascertaining, for the purpose of sub-paragraph (c) of paragraph (1), the law with which a trust had the closest connexion, reference shall be made in particular to -

(a) the place of administration of the trust designated by the settlor ;

(b) the situs of the assets of the trust ;

(c) the place of residence or business of the trustee ;

(d) the objects of the trust and the places where they are to be fulfilled.

ARTICLE 5 Jurisdiction of court

The court has jurisdiction where -

(a) the trust is a Jersey trust; or

(b) a trustee of a foreign trust is resident in Jersey; or

(c) any trust property of a foreign trust is situated in Jersey; or

(d) administration of any trust property of a foreign trust is carried on in Jersey.

PART II PROVISIONS APPLICABLE ONLY TO A JERSEY TRUST

ARTICLE 6 Application of Part II

This Part of this Law shall apply only to a Jersey trust.

Creation, validity and duration of Jersey trusts

ARTICLE 7 Creation of a trust

(1) Subject to paragraph (3), a trust may come into existence in any manner.

(2) Without prejudice to the generality of paragraph (1), a trust may come into existence by oral declaration, or by an instrument in writing (including a will or codicil) or arise by conduct.

(3) A unit trust may be created only by an instrument in writing.

ARTICLE 8 Property which may be placed in a trust

Subject to paragraph (2) of Article 10 -

(a) any property may be held by or vested in a trustee upon trust; and

(b) a trustee may accept from any person property to be added to the trust property.

ARTICLE 8A Transfer of property to a trust

(1) Nothing in the terms of a trust shall cause a transfer or disposition of property to a trust to be invalidated by application of the rule "donner et retenir ne vaut".

(2) If a person domiciled outside Jersey transfers or disposes of property during his lifetime to a trust -

(a) he shall be deemed to have had capacity to do so if he is at the time of such transfer or disposition of full age and of sound mind under the law of his domicile; and

(b) no rule relating to inheritance or succession (including, but without prejudice to the generality of the foregoing, forced heirship, "legitime" or similar rights) of the law of his domicile or any other system of law shall affect any such transfer or disposition or otherwise affect the validity of such trust.

(3) For the avoidance of doubt it is declared that the provisions of this Article shall apply notwithstanding any other provisions of this Law and shall apply only to transfers or dispositions of property made to a trust after the commencement of the Trusts (Amendment) (Jersey) Law, 1989, but this declaration shall be without prejudice to the validity or otherwise of transfers or dispositions made before that time.

(4) In this Article -

(a) the expressions "donner et retenir ne vaut", and "legitime" have the meanings assigned to them by Jersey customary law; and

(b) a reference to forced heirship is a reference to a legal rule restricting the right of a person to dispose of his property during his lifetime so as to preserve such property for distribution at his death, or having similar effect.

ARTICLE 9 Beneficiaries of a trust

(1) A beneficiary shall be -

(a) identifiable by name; or

(b) ascertainable by reference to -

(i) a class; or

(ii) a relationship to some person whether or not living at the time of the creation of the trust or at the time which under the terms of the trust is the time by reference to which members of a class are to be determined.

(2) The terms of a trust may provide for the addition of a person as a beneficiary or the exclusion of a beneficiary from benefit.

(3) Subject to paragraph (9) of Article 26, the terms of a trust may impose upon a beneficiary an obligation as a condition for benefit.

(4) A beneficiary may disclaim his whole interest.

(5) A disclaimer under paragraph (4) shall be irrevocable.

(6) Subject to the terms of the trust, a beneficiary may disclaim part of his interest.

(7) Paragraph (6) shall apply whether or not the beneficiary has received some benefit from his interest.

(8) A disclaimer shall be in writing.

(9) Subject to the terms of the trust, a disclaimer made under paragraph (6) may be temporary and, if so provided in the writing effecting the disclaimer, shall be capable of revocation in the manner and under the circumstances therein mentioned or referred to.

(10) The interest of a beneficiary shall constitute moveable property.

(11) Subject to the terms of the trust, a beneficiary may sell, pledge, charge, transfer or otherwise deal with his interest in any manner.

(12) A settlor or a trustee of a trust may also be a beneficiary of the trust.

ARTICLE 10 Validity of a Jersey trust

(1) Subject to paragraphs (2) and (3), a trust shall be valid and enforceable in accordance with its terms.

(2) Subject to Article 10A, a trust shall be invalid -

(a) to the extent that -

(i) it purports to do anything the doing of which is contrary to the law of Jersey; or

(ii) it purports to confer any right or power or impose any obligation the exercise or carrying out of which is contrary to the law of Jersey; or

(iii) it purports to apply directly to immoveable property situated in Jersey; or

(iv) it is created for a purpose in relation to which there is no beneficiary, not being a charitable purpose ;

(b) to the extent that the court declares that -

(i) the trust was established by duress, fraud, mistake, undue influence, misrepresentation, or in breach of fiduciary duty; or

(ii) the trust is immoral or contrary to public policy; or

(iii) the terms of the trust are so uncertain that its performance is rendered impossible.

(3) Where a trust is created for two or more purposes of which some are lawful and others are unlawful -

(a) if those purposes cannot be separated the trust shall be invalid ;

(b) where those purposes can be separated the court may declare that the trust is valid as to the purposes which are lawful.

(4) Where a trust is partially invalid the court may declare what property is trust property, and what property is not trust property.

(5) Where clause (iii) of sub-paragraph (a) of paragraph (2) applies, any person in whom the title to such immoveable property is vested shall not be, and shall not be deemed to be, a trustee of such immoveable property.

(6) Property as to which a trust is wholly or partially invalid shall, subject to paragraph (5) and subject to any order of the court, be held by the trustee in trust for the settlor absolutely or if he is dead for his personal representative.

(7) In paragraph (6) "settlor" means the particular person who provided the property as to which the trust is wholly or partially invalid.

(8) An application to the court under this Article may be made by any person referred to in paragraph (3) of Article 47.

ARTICLE 10A Trusts for non-charitable purposes

A trust shall not be invalid to any extent by reason of clause (iv) of sub-paragraph (a) of paragraph (2) of Article 10 if the terms of the trust provide for the appointment of an enforcer in relation to its non-charitable purposes, and for the appointment of a new enforcer at any time when there is none.

ARTICLE 10B Enforcers

(1) It shall be the duty of an enforcer to enforce the trust in relation to its non-charitable purposes.

(2) The appointment of a person as enforcer of a trust in relation to its non-charitable purposes shall not have effect if he is also a trustee of the trust.

(3) Paragraph (4) of Article 17 shall apply to an enforcer as if the reference in sub-paragraph (b) of that paragraph to 'a trustee' were a reference to 'an enforcer' and the references in that sub-paragraph to 'his trusteeship' and 'such trusteeship' were both references to 'his appointment'.

ARTICLE 10C Resignation or removal of enforcer

(1) Subject to paragraph (3), an enforcer may resign his office by notice in writing delivered to the trustee.

(2) A resignation takes effect on the delivery of notice in accordance with paragraph (1).

(3) A resignation given in order to facilitate a breach of trust shall be of no effect.

(4) An enforcer shall cease to be enforcer of the trust in relation to its non-charitable purposes immediately upon -

(a) his removal from office by the court ;

(b) his resignation becoming effective ;

(c) the coming into effect of a provision in the terms of a trust under which he is removed from office or otherwise ceases to hold office; or

(d) his appointment as a trustee of the trust.

ARTICLE 11 Duration of a Jersey trust

(1) Subject to paragraph (2), a trust may continue until the one hundredth anniversary of the date on which it came into existence and if not sooner terminated shall then terminate.

(2) Paragraph (1) shall not apply to a trust for a charitable purpose.

Appointment, retirement and discharge of trustees.

ARTICLE 12 Number of trustees

(1) Subject to the terms of the trust, the number of trustees shall be not less than two, unless only one trustee was originally appointed.

(2) Where there is no trustee or less than the number required under paragraph (1) a trust shall not fail on that account.

ARTICLE 13 Appointment out of court of new or additional trustee

(1) Where the terms of a trust contain no provision for the appointment of a new or additional trustee - the trustees for the time being or the last remaining trustee or the personal representative or the liquidator of the last remaining trustee may appoint a new or additional trustee.

(2) Subject to the terms of the trust, a trustee appointed under this Article shall have the same powers, discretions and duties and may act as if he had been originally appointed a trustee.

(3) A trustee having power to appoint a new trustee who fails to exercise such power may be removed from office by the court.

(4) On the appointment of a new or additional trustee anything requisite for vesting the trust property in the trustees for the time being of the trust shall be done.

ARTICLE 14 Prohibition of renunciation after acceptance

(1) No person shall be obliged to accept appointment as a trustee, but a person who

knowingly does any act or thing in relation to the trust property consistent with the status of a trustee of that property shall be deemed to have accepted appointment as a trustee.

(2) A person who has not accepted and is not deemed to have accepted appointment as a trustee may disclaim such appointment within a reasonable period of time after becoming aware of it by notice in writing to the settlor or to the trustees.

(3) If the settlor is dead or cannot be found and there are no other trustees a person to whom paragraph (2) applies may apply to the court for relief from his appointment and the court may make such order as it thinks fit.

ARTICLE 15 Resignation or removal of trustee

(1) Subject to paragraph (3), a trustee, not being a sole trustee, may resign his office by notice in writing delivered to his co-trustees.

(2) A resignation takes effect on the delivery of notice in accordance with paragraph (1).

(3) A resignation -

(a) given in order to facilitate a breach of trust; or

(b) which would result in there being no trustee or fewer than the number of trustees required under paragraph (1) of Article 12,

shall have no effect.

(4) A trustee shall cease to be a trustee of the trust immediately upon -

(a) his removal from office by the court; or

(b) his resignation becoming effective; or

(c) the coming into effect of a provision in the terms of a trust under which he is removed from office or otherwise ceases to hold his office.

(5) A person who ceases to be a trustee under this Article shall concur in executing all documents necessary for the vesting of the trust property in the new or continuing trustees.

ARTICLE 16 Position of continuing trustees on reduction in number of trustees

Subject to the terms of the trust, where the number of trustees falls below the minimum number required under paragraph (1) of Article 12, the required number of new trustees shall be appointed and until such minimum number is reached the surviving or continuing trustees shall act only for the purpose of preserving the trust property.

Duties of trustees

ARTICLE 17 Duties of trustee

(1) A trustee shall in the execution of his duties and in the exercise of his powers and discretions -

(a) act -

(i) with due diligence ;

(ii) as would a prudent person ;

(iii) to the best of his ability and skill; and

(b) observe the utmost good faith.

(2) Subject to this Law, a trustee shall carry out and administer the trust in accordance with its terms.

(3) Subject to the terms of the trust, a trustee shall -

(a) so far as is reasonable preserve the value of the trust property ;

(b) so far as is reasonable enhance the value of the trust property.

(4) Except -

(a) with the approval of the court; or

(b) as permitted by this Law or expressly provided by the terms of the trust ;

a trustee shall not -

(i) directly or indirectly profit from his trusteeship; or

(ii) cause or permit any other person to profit directly or indirectly from such trusteeship; or

(iii) on his own account enter into any transaction with the trustees or relating to the trust property which may result in such profit.

(5) A trustee shall keep accurate accounts and records of his trusteeship.

(6) A trustee shall keep trust property separate from his personal property and separately identifiable from any other property of which he is a trustee.

(7) A trustee of a trust for non-charitable purposes shall, at any time when there is no enforcer in relation to them, take such steps as may be necessary to secure the appointment of a new enforcer.

(8) Where the trustee of a trust for non-charitable purposes has reason to believe that the enforcer in relation to them is unwilling or refuses to act, or is unfit to act or incapable of acting, he shall apply to the court for the removal of the enforcer and the appointment of a replacement.

ARTICLE 18 Duty of co-trustees to act together

(1) Subject to the terms of the trust, where there is more than one trustee all the trustees shall join in performing the trust.

(2) Subject to paragraph (3), where there is more than one trustee no power or discretion given to the trustees shall be exercised unless all the trustees agree on its exercise.

(3) The terms of a trust may empower trustees to act by a majority but a trustee who dissents from a decision of the majority of the trustees may require his dissent to be recorded in writing.

ARTICLE 19 Impartiality of trustee

Subject to the terms of the trust, where there is more than one beneficiary, or more than one purpose, or at least one beneficiary and at least one purpose, a trustee shall be impartial and shall not execute the trust for the advantage of one at the expense of another.

General powers of trustees

ARTICLE 20 Powers of trustee

(1) Subject to the terms of the trust and subject to his duties under this Law, a trustee shall in relation to the trust property have all the same powers as a natural person acting as the beneficial owner of such property.

(2) A trustee shall exercise his powers only in the interests of the beneficiaries and in accordance with the terms of the trust.

(3) The terms of a trust may require a trustee to obtain the consent of some other person before exercising a power or a discretion.

(4) A person who consents as provided in paragraph (3) shall not by virtue of so doing be deemed to be a trustee.

ARTICLE 21 Delegation by trustee

(1) A trustee shall not delegate his powers unless permitted to do so by this Law or by the terms of the trust.

(2) Except where the terms of the trust specifically provide to the contrary, a trustee -

(a) may delegate management of trust property to and employ investment managers whom the trustee reasonably considers competent and qualified to manage the investment of trust property; and

(b) may employ accountants, advocates, attorneys, bankers, brokers, custodians, investment advisers, nominees, property agents, solicitors and other professional agents or persons to act in relation to any of the affairs of the trust or to hold any of the trust property.

(3) A trustee shall not be liable for any loss to the trust arising from a delegation or appointment under paragraph (2) who, in good faith and without neglect, makes such delegation or appointment or permits the continuation thereof.

(4) A trustee may authorise a person referred to in paragraph (2) to retain any commission or other payment usually payable in relation to any transaction.

ARTICLE 22 Remuneration and expenses of trustee

(1) Unless authorised by -

(a) the terms of the trust; or

(b) the consent in writing of all of the beneficiaries; or

(c) any order of the court ;

a trustee shall not be entitled to remuneration for his services.

(2) A trustee may reimburse himself out of the trust for or pay out of the trust all expenses and liabilities reasonably incurred in connexion with the trust.

ARTICLE 23 Power to appropriate

Subject to the terms of the trust, a trustee may, without the consent of any beneficiary, appropriate trust property in or towards satisfaction of the interest of a beneficiary in such manner and in accordance with such valuation as he thinks fit.

ARTICLE 24 Corporate trustee acting by resolution

A corporate trustee may -

(a) act in connexion with a trust by a resolution of such corporate trustee or of its board of directors or other governing body; or

(b) by such a resolution appoint one or more of its officers or employees to act on its behalf in connexion with the trust.

ARTICLE 25 Trustee may refuse to make disclosure

Subject to the terms of the trust and subject to any order of the court, a trustee shall not be required to disclose to any person, any document which -

(a) discloses his deliberations as to the manner in which he has exercised a power or discretion or performed a duty conferred or imposed upon him; or

(b) discloses the reason for any particular exercise of such power or discretion or performance of duty or the material upon which such reason shall or might have been based; or

(c) relates to the exercise or proposed exercise of such power or discretion or the performance or proposed performance of such duty; or

(d) relates to or forms part of the accounts of the trust,

unless, in a case to which sub-paragraph (d) applies, that person is a beneficiary under the trust not being a charity, or a charity which is referred to by name in the terms of the trust as a beneficiary under the trust or the enforcer in relation to any non-charitable purposes of the trust.

Liability for breach of trust

ARTICLE 26 Liability for breach of trust

(A 1) Subject to this Law and to the terms of the trust, a trustee shall be liable for a breach of trust committed by him or in which he has concurred.

(1) A trustee who is liable for a breach of trust shall be liable for -

(a) the loss or depreciation in value of the trust property resulting from such breach; and

(b) the profit, if any, which would have accrued to the trust property if there had been no such breach.

(2) Where there are two or more breaches of trust, a trustee shall not set off a gain from one breach of trust against a loss resulting from another breach of trust.

(3) A trustee shall not be liable for a breach of trust committed prior to his appointment, if such breach of trust was committed by some other person.

(4) A trustee shall not be liable for a breach of trust committed by a co-trustee unless -

(a) he becomes aware or ought to have become aware of the commission of such breach or of the intention of his co-trustee to commit a breach of trust; and

(b) he actively conceals such breach or such intention or fails within a reasonable time to take proper steps to protect or restore the trust property or prevent such breach.

(5) A beneficiary may -

(a) relieve a trustee of liability to him for a breach of trust ;

(b) indemnify a trustee against liability for a breach of trust.

(6) Paragraph (5) shall not apply unless the beneficiary -

(a) has legal capacity ;

(b) has full knowledge of all material facts; and

(c) is not improperly induced by the trustee to take action under paragraph (5).

(7) Where two or more trustees are liable in respect of a breach of trust, they shall be liable jointly and severally.

(8) A trustee who becomes aware of a breach of trust to which paragraph (3) relates shall take all reasonable steps to have such breach remedied.

(9) Nothing in the terms of a trust shall relieve, release or exonerate a trustee from liability for breach of trust arising from his own fraud, wilful misconduct or gross negligence.

(10) This Article is in addition to Article 52 (which relates to the liability of directors of a corporate trustee).

ARTICLE 27 Trustee acting in respect of more than one trust

(1) A trustee acting for the purposes of more than one trust shall not, in the absence of fraud, be affected by notice of any instrument, matter, fact or thing in relation to any particular trust if he has obtained notice of it by reason of his acting or having acted for the purposes of another trust.

(2) A trustee of a trust shall disclose to his co-trustee any interest which he has as trustee of another trust, if any transaction in relation to the first mentioned trust is to be entered into with the trustee of such other trust.

ARTICLE 28 Dealings by trustee with other parties

(1) Subject to paragraph (2), where in any transaction or matter affecting a trust a trustee informs another party to the transaction or matter that he is acting as trustee, a claim by such other party in relation to that transaction or matter shall extend only to the trust property.

(2) Nothing in paragraph (1) shall affect the liability of a trustee for breach of trust.

(3) Where in any such transaction or matter as is referred to in paragraph (1), a trustee fails to inform such other party that he is acting as trustee and that party is otherwise unaware of it, the trustee shall -

(a) be personally liable to such other party in respect thereof; and

(b) have a right of recourse to the trust property by way of indemnity against such personal liability.

ARTICLE 29 Constructive trustee

(1) Subject to paragraph (2), where a person (in this Article referred to as a constructive trustee) makes or receives any profit, gain or advantage from a breach of trust he shall be deemed to be a trustee of that profit, gain, or advantage.

(2) Paragraph (1) shall not apply to a bona fide purchaser of property for value and without notice of a breach of trust.

(3) A person who is or becomes a constructive trustee shall deliver up the property of which he is a constructive trustee to the person properly entitled to it.

(4) This Article shall not be construed as excluding any other circumstances under which a person may be or become a constructive trustee.

ARTICLE 30 Position of outgoing trustee

(1) Subject to paragraph (1A), when a trustee resigns, retires or is removed, he shall duly surrender trust property in his possession or under his control.

(1A) A trustee who resigns, retires or is removed may require to be provided with reasonable security for liabilities whether existing future contingent or otherwise before surrendering trust property.

(2) A trustee who resigns, retires or is removed and has complied with paragraph (1) shall be released from liability to any beneficiary, trustee or person interested under the trust for any act or omission in relation to the trust property or his duty as a trustee except liability-

(a) arising from any breach of trust to which such trustee (or in the case of a corporate trustee any of its officers or employees) was a party or to which he was privy ;

(b) in respect of actions to recover from such trustee (or in the case of a corporate trustee any of its officers or employees) trust property or the proceeds of trust property in the possession of such trustee, officers or employees.

Protective trusts; class interests; and certain powers

ARTICLE 31 Spendthrift or protective trust

(1) The terms of a trust may make the interest of a beneficiary liable to termination.

(2) Without prejudice to the generality of paragraph (1), the terms of a trust may make the interest of a beneficiary in the income or capital of the trust property subject to -

(a) a restriction on alienation or disposal; or

(b) diminution or termination in the event of the beneficiary becoming bankrupt or any of his property becoming liable to sequestration for the benefit of his creditors.

(3) A trust under which the interest of a beneficiary is subject to restriction, diminution or termination under paragraph (2) is a spendthrift or protective trust.

(4) A provision in the terms of a trust requiring the interest of a beneficiary in trust property to be held upon a spendthrift or protective trust shall be construed as a requirement that the interest of the beneficiary be subjected to restriction, diminution or termination as mentioned in paragraph (2).

ARTICLE 32 Class interests

(1) Subject to the terms of a trust, the following rules shall apply where a trust or an interest under a trust is in favour of a class of persons -

Rule 1

A class closes when it is no longer possible for any other person to become a member of the class.

Rule 2.

A woman who is over the age of fifty-five years shall be deemed to be no longer capable of bearing a child.

Rule 3.

Where any class interest relates to income and for any period there is no member of the class in existence the income shall be accumulated and, subject to Article 11, shall be retained until there is a member of the class in existence or the class closes.

(2) In this Article "class interest" means a trust or an interest under a trust which is in favour of a class of persons.

ARTICLE 33 Power to provide for variation of terms of trust

(1) The terms of a trust may be varied in any manner provided by its terms.

(2) This Article is in addition to Article 43 (which provides for the variation of the terms of a Jersey trust by the court).

ARTICLE 34 Power of accumulation and advancement

(1) Subject to Article 11, the terms of a trust may direct or authorize the accumulation for any period of all or part of the income of the trust.

(2) Subject to paragraph (3), income of the trust which is not accumulated under paragraph (1) shall be distributed.

(3) Subject to the terms of the trust and subject to any prior interests or charges affecting the trust property, where a beneficiary is a minor and whether or not his interest -

(a) is a vested interest; or

(b) is an interest which will become vested -

(i) on attaining the age of majority; or

(ii) at any later age; or

(iii) upon the happening of any event,

the trustee may -

(A) accumulate the income attributable to the interest of such beneficiary pending the attainment of the age of majority or such later age or the happening of such event ;

(B) apply such income or part of it to or for the maintenance, education or other benefit of such beneficiary ;

(C) advance or appropriate to or for the benefit of any such beneficiary such interest or part of such interest.

(4) The receipt of a parent or the lawful guardian of a beneficiary who is a minor shall be a sufficient discharge to the trustee for a payment made under paragraph (3).

(5) Subject to the terms of the trust and subject to any prior interests or charges affecting the trust property, the trustee may advance or apply for the benefit of a beneficiary part of the trust property prior to the date of the happening of the event upon the happening of which the beneficiary becomes entitled absolutely thereto.

(6) Any part of the trust property advanced or applied under paragraph (5) shall be brought into account in determining from time to time the share of the beneficiary in the trust property.

(7) No part of the trust property advanced or applied under paragraph (5) shall exceed the presumptive, contingent or vested share of the beneficiary in the trust property.

ARTICLE 35 Power of appointment

The terms of a trust may confer on the trustee or any other person power to appoint or assign all or any part of the trust property or any interest in the trust property to, or to trustees for the benefit of, any person, whether or not such person was a beneficiary of the trust immediately prior to such appointment or assignment.

ARTICLE 36 Power of revocation

(1) A trust and any exercise of a power under a trust may be expressed to be -

(a) revocable whether wholly or partly; or

(b) capable of variation.

(2) No such revocation or variation shall prejudice anything lawfully done by a trustee

in relation to a trust before he receives notice of such revocation or variation.

(3) Subject to the terms of the trust, if it is revoked the trustee shall hold the trust property in trust for the settlor absolutely.

(4) Where a trust is partly revoked paragraph (3) shall apply to the property which is the subject of such revocation.

(5) In paragraph (3) "settlor" means the particular person who provided the property which is the subject of revocation.

ARTICLE 37 Power to provide for change of proper law

The terms of a trust may provide for the proper law of the trust to be changed from the law of Jersey to the law of another jurisdiction.

Failure, lapse and termination of trusts

Failure, lapse and termination of trusts

ARTICLE 38 Failure or lapse of interest

(1) Subject to the terms of a trust and subject to any order of the court, where -

(a) an interest lapses; or

(b) a trust terminates; or

(c) there is no beneficiary and no person who can become a beneficiary in accordance with the terms of the trust; or

(d) property is vested in a person which is not for his sole benefit and the trusts upon which he is to hold the property are not declared or communicated to him,

the interest or property affected by such lapse, termination, lack of beneficiary or lack of declaration or communication of trusts shall be held by the trustee or the person referred to in sub-paragraph (d), as the case may be, in trust for the settlor absolutely or if he is dead for his personal representative.

(2) Where an interest or property is held by the trustee for a purpose which has ceased to exist or is no longer applicable, that interest or property shall be held for such other

purpose as the court may declare to be consistent with the original intention of the settlor.

(3) In paragraphs (1) and (2) "settlor" means the particular person who provided the interest or property affected as mentioned in paragraph (1).

(4) An application to the court under this Article may be made by the Attorney General.

ARTICLE 39 Termination of a Jersey trust

(1) On the termination of a trust the trust property shall be distributed by the trustee within a reasonable time in accordance with the terms of the trust to the persons entitled thereto.

(2) Notwithstanding paragraph (1), the trustee may require to be provided with reasonable security for liabilities whether existing future contingent or otherwise before distributing trust property.

(3) Without prejudice to the powers of the court under paragraph (4) and notwithstanding the terms of the trust, where all the beneficiaries are in existence and have been ascertained and none are interdicts or minors they may require the trustee to terminate the trust and distribute the trust property among them.

(4) The court may -

(a) require the trustee to distribute the trust property; or

(b) direct the trustee not to distribute the trust property; or

(c) make such other order as it thinks fit.

(5) In this Article "liabilities" includes contingent liabilities.

(6) An application to the court under this Article may be made by any person referred to in paragraph (3) of Article 47.

Powers of the court

ARTICLE 40 Appointment of resident trustee

(1) Where there is no trustee resident in Jersey a beneficiary may apply to the court for the appointment of a person nominated for the purpose in the application, who shall be a person who resides in Jersey, as an additional trustee.

(2) The court -

(a) upon being satisfied that notice of the application by the beneficiary has been served upon the trustees ;

(b) having heard any representations made by the trustees or any other beneficiary; and

(c) having ascertained that the person nominated for the purpose in the application is willing to act,

may make an order appointing such person as an additional trustee.

ARTICLE 41 Power to relieve trustee from personal liability

(1) The court may relieve a trustee either wholly or partly from personal liability for a breach of trust where it appears to the court that -

(a) he is or may be personally liable for the breach of trust ;

(b) he has acted honestly and reasonably ;

(c) he ought fairly to be excused -

(i) for the breach of trust; or

(ii) for omitting to obtain the directions of the court in the matter in which such breach arose.

(2) Paragraph (1) shall apply whether the transaction alleged to be a breach of trust occurred before or after the commencement of this Law.

ARTICLE 42 Power to make beneficiary indemnify for breach of trust

(1) Where a trustee commits a breach of trust at the instigation or at the request or

with the consent of a beneficiary, the court may by order impound all or part of the interest of the beneficiary by way of indemnity to the trustee or any person claiming through him.

(2) Paragraph (1) applies whether or not such beneficiary is a minor or an interdict.

ARTICLE 43 Variation of terms of a Jersey trust by the court and approval of particular transactions

(1) Subject to paragraph (2), the court may, if it thinks fit, by order approve on behalf of -

(a) a minor or interdict having, directly or indirectly, an interest, whether vested or contingent, under the trust; or

(b) any person, whether ascertained or not, who may become entitled, directly or indirectly, to an interest under the trust as being at a future date or on the happening of a future event a person of any specified description or a member of any specified class of persons; or

(c) any person unborn; or

(d) any person in respect of any interest of his that may arise by reason of any discretionary power given to anyone on the failure or determination of any existing interest that has not failed or determined,

any arrangement, by whomsoever proposed and whether or not there is any other person beneficially interested who is capable of assenting thereto, varying or revoking all or any of the terms of the trust or enlarging the powers of the trustee of managing or administering any of the trust property.

(2) The court shall not approve an arrangement on behalf of any person coming within sub-paragraph (a), (b) or (c) of paragraph (1) unless the carrying out thereof appears to be for the benefit of that person.

(3) Where in the management or administration of a trust, any sale, lease, pledge, charge, surrender, release or other disposition, or any purchase, investment, acquisition, expenditure or other transaction is in the opinion of the court expedient but the same

cannot be effected by reason of the absence of any power for that purpose vested in the trustee by the terms of the trust or by law the court may confer upon the trustee either generally or in any particular circumstances a power for that purpose on such terms and subject to such provisions and conditions, if any, as the court thinks fit and may direct in what manner and from what property any money authorised to be expended and the costs of any transaction are to be paid or borne.

(4) An application to the court under this Article may be made by any person referred to in paragraph (3) of Article 47.

PART III PROVISIONS APPLICABLE TO A FOREIGN TRUST

ARTICLE 44 Application of Part III

This Part of this Law shall apply only to a foreign trust.

ARTICLE 45 Enforceability of a foreign trust

(1) Subject to paragraph (2), a foreign trust shall be regarded as being governed by, and shall be interpreted in accordance with its proper law.

(2) A foreign trust shall be unenforceable in Jersey -

(a) to the extent that it purports -

(i) to do anything the doing of which is contrary to the law of Jersey; or

(ii) to confer any right or power or impose any obligation the exercise or carrying out of which is contrary to the law of Jersey; or

(iii) to apply directly to immoveable property situated in Jersey ;

(b) to the extent that the court declares that the trust is immoral or contrary to public policy.

(3) Where clause (iii) of sub-paragraph (a) of paragraph (2) applies, any person in whom the title to such immoveable property is vested shall not be, and shall not be deemed to be, a trustee of such immoveable property.

PART Ⅳ PROVISIONS OF GENERAL APPLICATION

ARTICLE 46 Application of Part Ⅳ

This Part of this Law shall apply to a Jersey trust and, to the extent that the context admits, shall apply to a foreign trust.

ARTICLE 47 Applications to and certain powers of the court

(1) A trustee may apply to the court for direction concerning the manner in which he may or should act in connexion with any matter concerning the trust and the court may make such order, if any, as it thinks fit.

(2) The court may, if it thinks fit -

(a) make an order concerning -

(i) the execution or the administration of any trust; or

(ii) the trustee of any trust, including an order relating to the exercise of any power, discretion or duty of the trustee, the appointment or removal of a trustee, the remuneration of a trustee, the submission of accounts, the conduct of the trustee and payments, whether payments into court or otherwise;

(iii) a beneficiary or any person having a connexion with the trust ;

(iv) the appointment or removal of an enforcer in relation to any non-charitable purposes of the trust ;

(b) make a declaration as to the validity or the enforceability of a trust ;

(c) rescind or vary any order or declaration made under this Law, or make any new or further order or declaration.

(3) An application to the court for an order or declaration under paragraph (2) may be made by the Attorney General or by the trustee, the enforcer or a beneficiary or, with leave of the court, by any other person.

(4) Where the court makes an order for the appointment of a trustee it may impose such conditions as it thinks fit, including conditions as to the vesting of trust property.

(5) Subject to any order of the court, a trustee appointed under this Article shall have

the same powers, discretions and duties and may act as if he had been originally appointed as a trustee.

ARTICLE 48 Execution of instruments by order of the court

Where any person neglects or refuses to comply with an order of the court directing him to execute or make any conveyance, assignment, or other document or instrument or indorsement, for giving effect to any order of the court under this Law, the court may, on such terms and conditions, if any, as may be just, order that the conveyance, assignment, or other document or instrument or indorsement, shall be executed, made or done by such person as the court nominates for the purpose, at the cost of the person in default, or otherwise, as the court directs, and a conveyance, assignment, document, instrument or indorsement so executed, made or done shall operate and be for all purposes available as if it had been executed, made or done by the person originally directed to execute, make or do it.

ARTICLE 49 Payment of costs

The court may order the costs and expenses of and incidental to an application to the court under this Law to be raised and paid out of the trust property or to be borne and paid in such manner and by such persons as it thinks fit.

ARTICLE 50 Nature of trustee's estate, following trust property and insolvency of trustee

(1) Subject to paragraph (2) -

(a) the interest of a trustee in the trust property is limited to that which is necessary for the proper performance of the trust; and

(b) such property shall not be deemed to form part of his assets.

(2) Where a trustee is also a beneficiary of the same trust, paragraph (1) shall not apply to his interest in the trust property as a beneficiary.

(3) Without prejudice to the liability of a trustee for breach of trust, trust property which has been alienated or converted in breach of trust or the property into which it has

been converted may be followed and recovered unless -

(a) it is in the hands of a bona fide purchaser for value without notice of a breach of trust or a person (other than the trustee himself) deriving title through such a person.

(4) Where a trustee becomes insolvent or upon distraint, execution or any similar process of law being made, taken or used against any of his property his creditors shall have no right or claim against the trust property except to the extent that the trustee himself has a claim against the trust or has a beneficial interest in the trust.

ARTICLE 51 Protection to persons dealing with trustee

(1) A bona fide purchaser for value without actual notice of any breach of trust -

(a) may deal with a trustee in relation to trust property as if the trustee was the beneficial owner of the trust property; and

(b) shall not be affected by the trusts on which such property is held.

(2) No person paying or advancing money to a trustee shall be concerned to see that such money is wanted, or that no more than is wanted is raised, or otherwise as to the propriety of the transaction or the application of the money.

ARTICLE 52 Liability of directors of a corporate trustee

(1) This Article applies to a corporate trustee which, being constituted or operated for the purpose of acting as a trustee (whether or not it is also constituted or operated for other purposes) -

(a) is a trustee of a Jersey trust; or

(b) is resident in Jersey; or

(c) is carrying on business in Jersey or from an address in Jersey.

(2) Where a breach of trust has been committed by a corporate trustee to which this Article applies, every person who at the time of the commission of the breach of trust was a director of such corporate trustee shall be deemed to be a guarantor of such corporate trustee in respect of any pecuniary damages and costs awarded by the court against such corporate trustee in respect of such breach :

Provided always that the Court may relieve a director either wholly or partly from personal liability as a guarantor of such corporate trustee where it appears to the Court that he ought fairly to be excused from such liability, because -

(a) he has proved that he was not aware of such breach of trust being contemplated or committed, and in being not so aware, was not behaving in a reckless or negligent manner; or

(b) he expressly objected, and exercised such rights as he had by way of voting power or otherwise as a shareholder, director or other officer of the company so as to try to prevent the commission of such breach of trust.

(3) For the purposes of paragraph (2) -

(a) "director" includes a person occupying the position of director by whatever name called, a person in accordance with whose directions or instructions the directors of the corporation or of a corporation of which it is a subsidiary (or any of them) are accustomed to act, and a person who either alone or with or through an associate is entitled to exercise or control the exercise of one third or more of the voting power at a general meeting of the corporation or of a corporation of which it is a subsidiary ;

(b) "subsidiary" means a corporation in respect of which another corporation is entitled to exercise or can control the exercise of one third or more of the voting power ;

(c) where used in this paragraph "associate" in relation to a person means any relative, partner or other person who is, has been or may be influenced by that person.

ARTICLE 53 Limitation of actions or prescription

(1) No period of limitation or prescription shall apply to an action brought against a trustee -

(a) in respect of any fraud to which the trustee was a party or to which he was privy; or

(b) to recover from the trustee trust property -

(i) in his possession; or

(ii) under his control; or

(iii) previously received by him and converted to his use.

(2) Save as provided in paragraph (1), the period within which an action founded on breach of trust may be brought against a trustee by a beneficiary or an enforcer is -

(a) three years from the delivery of the final accounts of the trust to the beneficiary or the enforcer, or

(b) three years from the date on which the beneficiary or the enforcer first has knowledge of the occurrence of a breach of trust,

whichever period shall first begin to run.

(3) Where the beneficiary is a minor the period referred to in paragraph (2) shall not begin to run before the day on which the beneficiary ceases to be a minor.

(4) This Article does not apply to a foreign trust whose proper law is the law of a jurisdiction to which the Convention on the law applicable to trusts and on their recognition, signed at The Hague on 20th October 1984, for the time being extends.

PART V SUPPLEMENTAL

ARTICLE 54 Application of this Law

Subject to Article 55, this Law shall apply to trusts constituted or created either before or after the commencement of this Law.

ARTICLE 55 Saving provisions

(1) Nothing in this Law shall -

(a) abridge or affect the powers, responsibilities or duties under any provision of law of the Viscount or any curator, tuteur, or special and general attorney ;

(b) affect the legality or validity of anything done before the commencement of this Law in relation to a trust existing before the commencement of this Law; or

(c) affect the legality or validity of any trust arising from a document or disposition executed or taking effect before the commencement of this Law.

(2) Nothing in this Law shall derogate from the powers of the court which exist

independently of this Law -

(a) to set aside or reduce any transfer or other disposition of property; or

(b) to vary any trust; or

(c) to reduce or vary any testamentary or other disposition; or

(d) to make an order relating to matrimonial proceedings; or

(e) to make an order relating to the avoidance of fraud on creditors.

(3) Nothing in this Law shall derogate from the provisions of -

(a) the Loi (1862) sur les teneures en fideicommis et l'incorporation d'associations ; 1

(b) the Probate (Jersey) Law, 1949 ; 2

(c) the Mental Health (Jersey) Law, 1969. 3

(d) the Sharing of Church Buildings (Jersey) Law, 1973. 4

(4) Nothing in this Law shall affect a personal representative where he is acting as such.

ARTICLE 56 Rules of court

The power to make rules of court under the Royal Court (Jersey) Law, 1948, 5 shall include a power to make rules for the purposes of this Law and proceedings thereunder.

ARTICLE 57 Short title

This Law may be cited as the Trusts (Jersey) Law, 1984.]

（禁無断転載）　〔非売品〕

平成16年３月25日印刷
平成16年３月31日発行

『イギリスとジャージー島の信託』

報　告　書

発　行　©財団法人　トラスト60
東京都中央区八重洲２－３－１
Tel. 03－3286－8480（代表）
http://www.trust60.or.jp/

印刷：（株）東京研文社